

令和7年2月4日
清掃・リサイクル部
事業課

世田谷区一般廃棄物処理基本計画（案）について

1 主旨

令和7年度を初年度とする次期の世田谷区一般廃棄物処理基本計画を策定するため、将来人口推計を踏まえたごみ排出量や減量目標、発生抑制の方策、資源循環の取組みなどについて令和6年8月に計画（素案）として取りまとめ、区議会に報告するとともに、パブリックコメントを実施し、清掃・リサイクル審議会の意見聴取を行うなど幅広く意見をいただいた。

また、今後の取組みとして、「プラスチック分別収集」及び「不燃ごみの全量資源化」について計画に記載することとし、この度、計画（案）として取りまとめたため、報告する。

2 プラスチック分別収集等について

- (1) プラスチック分別収集・再資源化の方向性について（別紙1）
- (2) 不燃ごみの全量資源化について（別紙2）

3 パブリックコメント等の実施結果

- (1) パブリックコメントの実施結果
別紙3「素案への区民意見及び区の考え方」のとおり（16人、36件）
- (2) 清掃・リサイクル審議会への意見聴取
審議会委員からは、計画（素案）に対する修正等のご意見はなかった。

4 素案からの主な変更点

別紙4「素案からの主な変更点」のとおり。

5 計画（案）の内容

別紙5「【概要版】世田谷区一般廃棄物処理基本計画（案）」及び別紙6「世田谷区一般廃棄物処理基本計画（案）」のとおり。

6 今後のスケジュール（予定）

令和7年 3月 計画策定

プラスチック分別収集・再資源化の方向性について

1 目的

気候危機への対応は区として優先的に取り組むべき課題の1つであり、その一環として、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づくプラスチックの分別収集及び再資源化を行う。

2 基本的な考え方

(1) プラスチックの発生抑制等への取り組み

まずはプラスチックの発生抑制を徹底し、できる限りプラスチックを使用しないライフスタイルや経済活動への行動変容を推進する。

(2) 効率的・効果的なプラスチックの分別収集・再資源化

プラスチックの分別収集には、多大な経費がかかることが見込まれることから、効率的な収集・運搬体制を検討する。また、CO₂削減効果や資源循環につながるよう可能な限り効果的な収集・運搬や再商品化を検討する。

3 実施時期等

令和12年度中の実施を目途にプラスチックの分別収集及び再資源化を行うこととし、先行して普及啓発など、プラスチックの発生抑制に取り組む。

4 想定収集量、必要な人員・車両、経費概算見込み等

(1) 想定収集量

約10,000トン／年（約32トン／日）

(2) 必要な人員・車両

車両約50台、作業員約100名／日

(3) 経費概算見込み

約23～27億円／年

※現時点での試算のため、実施に向けて精査していく。なお、国は、プラスチック分別収集・再資源化に係る各自治体の費用について、特別交付税の措置対象とするとしているが、特別区は不交付団体であるため、全額区の負担となる。

(4) 再商品化手法（他自治体における主なもの）

マテリアル リサイクル (材料リサイクル)	・収集したプラスチックを樹脂化し、パレットや緑化用のプランターやベンチなど新たなプラスチック製品にリサイクルするもの。 ・区民生活に身近な製品にもリサイクルできるため、区民への啓発として分かりやすいが、CO₂削減効果は比較的低くなる。
ケミカル リサイクル	・収集したプラスチックを化学原料まで戻し、ガスや製鉄用のコークス等にもリサイクルする。 ・CO₂削減効果は比較的高いが、処理できる再商品化事業者が限られている。また、燃料として使われるケースが多いため区民にリサイクル・再資源化のイメージが伝わりにくい。

5 現在の状況及び今後の取組み

(1) より適切な再商品化施設の確保

世田谷区がプラスチック分別収集・再商品化の方向性を公式に示すことで、世田谷区から排出される量のプラスチックに対応できる再商品化施設の整備を計画する意向の事業者もあることから、施設の確保が可能な状況となってきた。

再商品化の内容（CO₂削減効果、資源循環への寄与・将来性、普及啓発における区民へのわかりやすさ・伝わりやすさ）などを考慮するとともに、運搬効率や経費面なども踏まえ、可能な限り複数の事業者の中からより適切な事業者選定を行うことができるよう、引き続き情報収集等を行う。

(2) 積替施設

運搬効率を向上させるため、狭小道路などから小型車両で収集したプラスチックをより大型の車両に積み替えて運搬するための専用の積替施設が区内2か所程度必要である。現在、2か所の区有地等を候補地として選定しているが、経費面を考慮し、民間事業者による積替施設の整備の可能性などについても引き続き検討する。

(3) 収集・運搬体制

委託事業者とは定期的に意見交換を行っており、世田谷区におけるプラスチックの分別収集に向け、人員や車両の計画的な確保に取り組むたいとの見解を得ている。

6 一般廃棄物処理基本計画への反映

計画のスタート時点では、未確定事項が多いことから、基本的な方向性を記載するとともに、中間見直し（令和11年度に検討し、令和12年度から適用）の際に具体的に記載する。

7 想定スケジュール（予定）

時期	内容
令和7年度 ～令和8年度	・プラスチック発生抑制・削減の啓発（重点的に継続実施） ・積替施設の確保に向けた調整（継続実施） ・収集車両・人員の確保に向けた調整（継続実施） ・再商品化施設の整備状況（立地・処理能力・再商品化手法など）の情報収集及び条件整理など事業者選定に向けた調整
令和9年度 ～令和10年度	・再商品化事業者の選定（プロポーザル） ・再商品化事業者との覚書締結 ・国への再商品化計画認定申請に向けた準備 ・プラスチック分別収集にかかる区民周知（重点的に継続実施）
令和11年度 ～令和12年度	・国への再商品化計画の認定申請 ・一般廃棄物処理基本計画（中間見直し）への詳細反映 ・プラスチック分別収集開始に向けたシミュレーション ・プラスチック分別収集の開始

不燃ごみの全量資源化について

1 目的

不燃ごみについては、現在、鉄やアルミニウムなど全体の約 20.5%を資源化しているが、資源循環型社会の形成に寄与するほか、最終処分場の延命化を図るため、従来資源化の対象外としていたガラス片や陶器類なども含めた処理委託による全量資源化の取組みを進める。

2 令和 5 年度の不燃ごみ資源化状況

不燃ごみ 約 4,605 トン／年

委託による資源化（鉄・アルミ） 約 943 トン／年（約 20.5%）

不燃ごみとして清掃一組で処理 約 3,662 トン／年（約 79.5%）

※ 清掃一組に持ち込まれた不燃ごみは、清掃一組の処理施設で残った鉄やアルミニウムを回収したうえで、最終処分場に埋立処理をしている。

経費（収集・運搬・選別等を含まない処理経費）

歳 出 約 1 億 2 0 0 万円

約 1,500 万円（資源化委託に要する経費）

約 8,700 万円（清掃一組での処理に要する負担金）

歳 入 約 1,200 万円（資源の売却益）

差し引き 約 9,000 万円

3 不燃ごみ全量資源化の取り組み

（1）概要

区で収集した不燃ごみの全量について、民間事業者へ資源化を委託する。委託事業者において必要な分別等を行い、資源化を行う。

（例） 鉄・アルミニウム → 素材として売却

ガラス片や陶器類 → 細かく砕き、舗装材などとして再利用

（2）経費（収集・運搬・選別等を含まない処理経費）

歳 出 約 3 億 3,000 万円（資源化委託に要する経費）

歳 入 0 円（資源の売却益は委託事業者側で委託経費と相殺）

差し引き 約 3 億 3,000 万円（+ 2 億 4,000 万円）

4 実施時期

現在の不燃ごみの資源化の契約が令和 9 年 3 月に満了することから、令和 9 年 4 月から実施する。

世田谷区一般廃棄物処理基本計画
「素案への区民意見及び区の考え方」

○募集期間:令和6年9月15日～10月8日

○意見提出人数(件数):16人(36件)

(内訳:ホームページ13人、ファクシミリ1人、持参1人、その他1人)

番号	意見の概要	意見に対する区の考え
①ごみの発生抑制(7件)		
1	以前は生ごみを庭で腐葉土になるよう処理していたが、世田谷区でも生ごみ処理機の購入に助成をしてほしい。	ごみの減量に向けては、大きな割合を占める生ごみの削減が有効であることから、区では家庭用生ごみ堆肥化容器への購入費補助を行っていましたが、申請件数の減少や時間が経過すると廃棄される等により現在は廃止となっております。 生ごみの発生抑制や堆肥化は、食品ロスの削減や持続可能な循環型社会の実現につながる重要な取組みであるため、引き続き生ごみ堆肥作りとそれを活用した野菜作り講習会の実施や生ごみ減量方法を示したリーフレットの発行など、区民の実践につながる普及啓発を充実し、様々な機会を捉えてさらなる生ごみの減量を推進してまいります。
2	都市部では自宅でのコンポストの設置がむずかしいため、生ごみを堆肥化し緑地化に活用するなど、海外の事例も参考にして、行政として生ごみの回収と堆肥化に取り組むことを期待する。	生ごみの堆肥化はごみ減量に有効であるため、区では堆肥化した生ごみを活用した野菜作り講習会を開催するなど、緑化への活用も含めた取組みを推進しております。 また、大量に排出される事業系の食品廃棄物や剪定作業による廃棄物(剪定枝等)についても、肥料化や堆肥原料化の促進に努めているところですが、引き続きさらなる生ごみの減量や堆肥化に取り組んでまいります。
3	図書館の一部で実施している古本の交換について、古いものなどなるべく積極的に受け取って対応してほしい。	一方通行型のリニアエコノミー(線形経済)から、持続可能な形で資源を有効利用するサーキュラーエコノミー(循環経済)への移行を進めるためには、身近な地域において区民が主体的に資源循環に取り組むことができる環境が重要となるため、関係所管と連携して古本なども含めた再利用(リユース)が進むよう、環境整備や意識醸成に努めてまいります。

4	区内スーパーでは肉・魚について原則としてノントレー販売としてほしい。	さらなるプラスチックごみの削減に向けて、ノントレー販売や量り売りに取り組むエコフレンドリーショップへの支援を継続し、取組みの拡充を促進してまいります。
5	ふれあい指導による不適正排出防止や資源分別の啓発の重要性を強調し、全ての清掃車でふれあい指導に取り組むなど、適正排出と分別徹底を促進してほしい。	近年増加する充電式電池の混入による火災や不適切な分別による清掃工場の停止を防止するためには、適正な排出を促す指導などの取組みがより重要となるため、ごみの分別徹底と不適正排出防止の拡充に努めるとともに、区民へのより効果的な啓発を推進してまいります。
6	マイボトルの活用を進めるために、区庁舎などに給水機の設置を増やすことが重要である。	プラスチックごみの削減のため、区ではマイボトルへ給水できる水道直結型浄水器を庁舎に設置しております。 マイボトルの活用は、環境に配慮した区の率先行動としても重要な取組みであるため、引き続き様々な機会を捉えて水道直結型浄水器の利用促進に努めてまいります。
7	住宅やマンションの解体工事の際に、庭にある樹木や草花が廃棄されないよう、一定期間、近隣住民などが自由に引き取れるような取組みができないか。	住宅やマンションの庭など、民有地における樹木や草花の処理について、区が一律にルールを設定するのは難しい面がありますが、樹木等の保存は廃棄物の削減だけでなくCO₂排出の削減やみどりの保全など、様々な効果が見込まれることから、いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。

②ごみ・資源の分別(6件)		
8	資源の分別は、新聞・雑誌やペットボトルにとどめ、これ以上の分別はやめてほしい。 リチウムイオン電池などについては現在の拠点回収を継続してほしい。	引き続き新聞・雑誌やペットボトルなどの回収を行うとともに、社会経済情勢や国の方針なども踏まえ、環境に配慮した循環型社会の実現に向けて適切な資源分別となるよう取り組んでまいります。 また、リチウムイオン電池などについても、家電量販店等での「小型充電式電池リサイクルBOX」による回収を継続し、拡大生産者責任の原則に基づく適正排出の推進に取り組んでまいります。
9	ペットボトルについては有料でもよいので毎週資源回収してほしい。	ペットボトルについては集積所回収に加えて、総合支所やまちづくりセンターなど身近な公共施設でも回収を行っております。 さらに、拡大生産者責任の原則に基づき、小売店などの店舗でも自主的な回収を実施し、区ホームページにも店舗情報を掲載しております。 引き続き身近な地域での資源回収の促進に取り組んでまいります。
10	カセットボンベなどは中身を空にする際に引火等の危険性があるため公共施設で回収・処分してほしい。	カセットボンベについては、中身を使い切ってから他の不燃ごみとは別の袋に入れて「カセットボンベ」と表示してお出しいただくよう案内しており、搬入先にて別処理を行っております。 中身が多量に残っている場合は清掃・リサイクル部事業課もしくは管轄の清掃事務所に相談ください。
11	スーパーやコンビニが遠いため、近い場所に資源回収ボックスがあればリサイクルとごみの減量につながると考える。	区では、総合支所やまちづくりセンター、区民センター、エコプラザ用賀・リサイクル千歳台などの公共施設に資源回収ボックスを設置し、地域における資源循環の促進に取り組んでいるところですが、引き続き小売店など事業者による自主的な資源回収を支援し、身近な地域での資源回収が促進されるよう取り組んでまいります。
12	他自治体の事例を参考に「燃えるごみ」は「燃やすしかないごみ」、「燃えないごみ」は「埋め立てるしかないごみ」など、最終的な処分がイメージできる呼び方とすることで、意識の変革につながるため、呼び方の変更や括弧書きなどについて検討してほしい。 また、数か月に一度となっている衣類の回収について回収頻度を増やしてほしい。	ごみの減量に向けては、区民の意識醸成と行動変容の促進が重要となりますので、ごみ処理の過程や最終的な処分方法について、より具体的にイメージできるよう周知や啓発方法について工夫してまいります。 また、衣類の回収については、地域での古着・古布回収の促進やエコプラザ用賀・リサイクル千歳台への古着・古布の回収ボックスの設置などに取り組んでおりますが、拡大生産者責任に基づく事業者による自主的な資源回収の促進にも努めております。

13	製造事業者によるメガネや薬の包装シート、食品保存袋などの回収・リサイクルの取組みを参考に、企業との連携によりごみとなっていた品目を資源にする取組みを増やしていく必要がある。	地域における資源循環を推進するためには、行政だけでなく、区民や事業者による主体的な取組みが重要となります。 特に、製造事業者や小売店などによる取組みは、拡大生産者責任の点からも一層の拡充が求められることから、計画の中でも、事業者による自主的な資源回収や、民間企業の先進的な技術を活用した新たな資源循環の検討など、具体的な施策として位置づけたところです。 今後も、様々な事業者による新たな取組みを参考にしながら、地域での資源循環が促進するよう努めてまいります。
③プラスチックの資源化(5件)		
14	プラスチックごみの減量や再資源化は重要だが、ガスや電気で沸かしたお湯や洗剤により環境負荷をかけて洗浄してまで分別回収するのは本末転倒であるため、汚れのあるものは可燃ごみ扱いでよいと考える。 プラスチックを分別回収する場合には、不燃ごみの収集を週2回にしてほしい。	プラスチックの資源化についても、再商品化の工程全体を通じた環境負荷を適切に評価し、費用対効果なども含め区民理解が得られる手法となるよう検討を進めてまいります。
15	食品、商品の包装や容器などをプラスチック資源として回収してほしい。	環境に配慮した持続可能な地域社会の実現に向けては、プラスチックの発生抑制と資源循環が重要であるため、計画策定に伴いプラスチックの分別収集と資源化について、より具体的な方向性をお示することとしたところです。 プラスチックの資源循環にあたっては、再商品化事業者の確保や経費負担など様々な課題があるため、より効率的・効果的な事業手法となるよう引き続き検討を進めてまいります。
16	家庭ごみは現在、製品プラスチックや容器包装プラスチックも可燃ごみとして収集され、清掃工場で焼却されているが、組成分析結果からも、可燃ごみの分別徹底と早期のプラスチックの分別収集が望まれている。 プラスチック分別収集・資源化の時期や手法、中継場所、住民説明などの計画を示し、早期にプラスチックの分別収集・資源化を開始してほしい。	
17	プラスチックの資源化について、より具体的に計画に示すべきである。	
18	プラスチックについても分別しやすいものからでもよいので、区として取り組む姿勢を打ち出してほしい。	

④収集体制・施設再編(8件)

19	災害時の備えとして、まちづくりセンターを単位とした清掃組織とするのが望ましい。すぐには無理としても、5つの総合支所に対応した清掃事務所があつてしかるべきと考える。 地域の情報をもつ清掃職員がまちづくりセンターと連携することで区民生活の安全安心が守られる。災害時の廃棄物処理の組織・人的体制や廃棄物集積場の具体的な場所・搬出先、分別・搬入などについても具体的に記載するべき。	
20	世田谷区の地域行政制度に合わせて、清掃事務所を5つの総合支所ごとに配置するべきである。 また、玉川清掃事所は用賀粗大ごみ中継所・エコプラザ用賀と併設し、世田谷清掃事所の北沢清掃事務所への分割、砧清掃事務所の鳥山清掃事務所への分割を進め、計画にも「区民が安心して」暮らせる収集体制について記載してほしい。	
21	清掃職員は地域福祉の担い手になっている。台風による水害発生時の対応も、清掃職員が日々災害対策を考え、地域を見ているからこそできることである。排出指導も啓発や地域コミュニティ形成になり、世田谷の環境を守っている。 このことから、清掃事務所は5つの総合支所に配置し、地域密着型・他部署連携型とするべきである。さらに、将来の職員不足を見据えて採用人数を増やし、そのための条件整備も早急に行う必要がある。 また、プラスチックの分別収集を早急に進め、啓発・指導する職員の確保を急ぐべきである。	災害時も想定した安定的な収集体制を維持するためには、地域の状況に精通した区職員の役割が重要となるため、清掃・リサイクル施設の再編にあたっては、今後、区職員が担う役割なども踏まえて、より適切な組織体制となるよう検討を進めてまいります。 また、災害時の対応についても、近年の災害における教訓・課題や地域防災計画等の改定なども踏まえて、具体的な取組みを災害廃棄物処理計画に記載し、区民周知にも努めてまいります。
22	収集体制や組織再編には、災害時のためにも現場の状況を把握している区職員を計画的に増やすとともに、5つの地域の各総合支所の中に清掃事務所の役割を置き、関連部署との情報共有により区民の安全安心につなげることが必要である。	

23	清掃関連施設の更新について、具体的に示す必要がある。	清掃関連施設の更新については、具体的にエコプラザ用賀を活用して清掃事務所等を再編する方向性をお示ししております。 安定的な収集運搬体制の確保や区職員が担う役割なども踏まえ、引き続き適切な組織体制について検討を進めてまいります。
24	エコプラザ用賀は、展示コーナーなどのスペースを区民団体の活動などにも柔軟に開放し、楽しくごみや環境について情報が手に入る場所として活用することができるのではないかと。	現在、リサイクル千歳台を環境関係団体の活動場所として貸し出しをしております。 また、エコプラザ用賀を活用して清掃事務所等を再編する検討を進めておりますが、普及啓発施設であるエコプラザ用賀の機能などを、再編にあわせてより効果的な普及啓発や区民主体の環境行動の促進につなげることができるよう、さらなる改善に努めてまいります。
25	新型コロナウイルス感染症の経験から清掃事業は非常に重要な地域のためのエッセンシャルワークであると分かった。 区職員を増員し、女性雇用も積極的に行っていくことで、地域生活を多くの面から支える重要なインフラとして機能すると考える。	少子高齢化や労働力不足など社会経済情勢が大きく変化する中、清掃事業には感染症の流行や災害時なども想定した安定的な収集体制の維持が求められることから、区として引き続き計画的な人材確保や定着の支援、誰もが働きやすい環境整備などに努めてまいります。
26	気候危機の面からも焼却処理から資源化への転換は地球の未来にとって最重要課題であり、化学物質汚染は子どもたちの発達に重大な影響を与える。 また、高齢化社会にあってごみ収集はコミュニティの形成や福祉、防災、防犯の観点からも大切な事業である。 このため、正規職員の人員増強、給与・手当の増額、女性の登用、重要課題であることの周知について考慮する必要がある。	気候変動や環境汚染などは、区民生活に影響する区全体の重要な課題であり、また少子高齢化や地域コミュニティの希薄化、災害対策の必要性などを背景として、安定した清掃事業や収集体制の確保についても、より重要性が高まっている状況です。 様々な課題に適切に対応できるよう、区として環境などの関連所管と連携して組織横断的な対応に努めるとともに、引き続き計画的な人材確保や定着の支援、誰もが働きやすい環境の整備、効果的な普及啓発などを進めてまいります。

⑤ごみの有料化(2件)		
27	世田谷区は、すでに有料化している多摩地区の各市より1人あたりのごみ排出量が少なく、有料化してまで減量するインセンティブが低いため、家庭ごみの有料化には反対である。	持続可能な循環型社会の実現に向けて、区民や事業者の行動変容を促す効果的な手法や、デジタル技術などを活用したインセンティブ設定について検討を進め、さらなるごみ減量と資源循環を推進してまいります。
28	経済的インセンティブによるごみ減量施策の検討とは、有料化の検討ということか。区民にわかりやすい表現を求める。 有料化については、ごみ減量に努力している人が報われる仕組みの構築が必要である。	区民による主体的なごみ減量や資源分別の行動変容を促進するためには、動機付けとして様々なインセンティブの設定が考えられますが、必ずしも有料化などの経済的な負担を伴う施策に限られるわけではなく、例えば、他自治体ではスマートフォンのアプリなどデジタル技術を活用したポイントや地域通貨の付与などをインセンティブとして設定しているケースもあります。 インセンティブの設定にあたっては、その効果だけでなく、公平性を含む区民の理解が重要となりますので、いただいたご意見なども踏まえて、引き続き多角的に検討してまいります。
⑥その他(計画全般)(8件)		
29	世田谷清掃工場の建替えによる規模拡大は時代に逆行しているため、東京二十三区清掃一部事務組合に見直しを求めるべきである。	清掃工場建替えに伴う規模などについては、東京二十三区清掃一部事務組合において検討しておりますので、ご意見について共有させていただきます。
30	目標値の設定については、根拠として現在のごみの品目の内訳や、どの部分をいくら減らせる可能性があるか、あるいは減らす必要があるのか、そのための具体策などを明らかにし、区民の協力を得る必要がある。	目標値の設定にあたっては、ごみの品目の内訳について組成分析調査を実施のうえ、計画に掲載するとともに施策にも反映しているところです。 各施策のごみ減量効果などについては、複合的な要素や重複する部分も多いため、細分化することが難しい面もありますが、ごみ減量には区民や事業者の主体的な協力が必要となることから、施策の実施にあたっては効果などがより分かりやすくなるよう努めてまいります。
31	基本方針や施策は理解できるが、その後の「取組みの方向性」について具体性が乏しい。	各施策における「取組みの方向性」について、いただいたご意見などを踏まえて、具体的な取組みや関係所管との連携、区の行動事例などを追記しました。

32	区民1人1日あたりのごみ排出量の目標値については、区が収集するごみ以外の持込みごみも含めた数値なのかが分かりにくく、2050年までにCO₂排出量をゼロにするという目標にも届かないのではないかと不安を覚える。 また、目標値の根拠を明確にするため組成調査結果を活用したごみ減量の具体的提案も併せて提示することが効果的である。	目標値については、計画の継続性の点からもこれまでの計画と同じく、区が収集するごみ量(可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ)としており、持込みごみを加えるなどの変更はありません。 また、CO₂排出量の削減目標については、産業部門や家庭部門、業務部門、運輸部門など、廃棄物部門以外の占める割合が大きく、カーボンニュートラルなどの考え方も含むなど、算定の前提条件や対象範囲が異なるため、単純な比較は難しい面もあります。 なお、生ごみを含む食品ロスの削減や紙類・布類などの資源化可能物の分別徹底など、具体的な各施策の検討にあたっては、より効果的な取り組みとなるよう組成分析調査の結果を活用しておりますが、いただいたご意見を踏まえてより効果的な事業となるよう努めてまいります。
33	普及啓発においては、ごみの減量だけでなく、気候崩壊、自然と生物多様性の喪失、汚染と廃棄物という3大危機や有害化学物質による汚染が、私たちの暮らしに直結していることを分かりやすく伝えることが重要である。	気候変動や生物多様性の喪失、環境汚染などは、区民生活に影響する区全体の課題であることから、環境基本計画など関連する区の方針や分野ごとの個別計画も踏まえながら、関係所管と連携した効果的な普及啓発に努めてまいります。
34	SDGs、カーボンニュートラルやプラスチックごみ問題があるが、これらがなぜ、国際社会で取り組まなければならないのか、という根本的問題の説明が不十分。 また、気候崩壊、自然と生物多様性の喪失、汚染と廃棄物という3大危機を回避するために、具体的な目標数値とロードマップを示す基本計画が必要。 特に、プラスチックに含まれる化学物質には複数の有害性があり、ホルモンの働きを攪乱・阻害し、神経系を損傷するため、汚染を防ぐための対策が重要である。	気候変動や生物多様性の喪失、環境汚染などは、区全体で取り組むべき重要な課題であることから、環境基本計画など関連する区の方針や分野ごとの個別計画も踏まえながら、関係所管と連携し組織横断的に対応してまいります。 また、プラスチックに含まれる化学物質による影響についても、廃棄やリサイクルの段階だけでなく、それ以前の製造や使用も含めたライフサイクル全体を見据えた対応が必要となるため、国や東京都の方針や関連計画における対策の方向性を注視してまいります。
35	サーキュラーエコノミーの実践には、有害化学物質を含まないプラスチックへの移行が必要であるため、使用禁止のため国や東京都、業界への働きかけが必要である。	
36	サーキュラーエコノミーの実現には、プラスチックの有害化学物質をどのように排除するのかなど難しい課題があるため、区民や事業者が取り組むためには、安全性の確保と情報の周知が必要である。	

世田谷区一般廃棄物処理基本計画(案)
「素案からの主な変更点」

世田谷区一般廃棄物処理基本計画(案)について、素案からの主な変更点は以下の通りです。

※下線部が変更部分。

※ページ数は別紙6「世田谷区一般廃棄物処理基本計画(案)」のもの。

頁数	該当項目	素案	案 (※変更内容)
38	【①-1】 大学や事業者、地域団体等と連携した啓発事業の展開	(記載なし)	(※変更内容:気候変動対策やCO₂排出削減への全庁的な取組みについて追記) 《現状と課題、取組みの方向性》 (中略) ・また、<u>区全体で取り組むべき課題である気候変動対策やCO₂排出削減に向けては、区民・事業者との協働に加えて、環境・脱炭素・資源循環・教育などの関係所管が連携した組織横断的な取組みが重要となるため、多面的なアプローチによる相乗効果の高い啓発事業を推進します。</u>
46	【②-4】 普及啓発施設でのより効果的な事業展開	(記載なし)	(※変更内容:リサイクル過程全体を可視化した啓発事業について追記) 《現状と課題、取組みの方向性》 (中略) ・また、<u>区民による継続的・主体的な行動変容につながるよう、資源回収から再商品化、循環利用まで、一連のリサイクル過程全体を分かりやすく可視化した啓発事業を推進していきます。</u>
59	【⑤-1】 プラスチックの発生抑制の徹底と分別収集・再資源化による資源循環	《現状と課題、取組みの方向性》 (中略) ・あわせて、プラスチックの分別収集と再商品化を見据えた効率的・効果的な事業手法について検討を進めます。	(※変更内容:プラスチック分別収集の方向性について追記) 《現状と課題、取組みの方向性》 (中略) ・また、<u>世田谷区においても、持続可能で良好な住環境を将来世代に引き継いでいくため、環境負荷軽減による気候変動対策や脱炭素化に向けて、限りある資源を効率的に循環利用していく必要があります。</u>

			・<u>気候危機への対応は区として優先的に取り組むべき課題の1つであり、その一環として、プラスチック資源循環促進法に基づくプラスチックの分別収集及び再資源化に向けて取り組みを進めます。</u> ・<u>基本的な考え方として、まずはプラスチックの発生抑制を徹底し、できる限りプラスチックを使用しないライフスタイルや経済活動への行動変容を推進します。</u> ・<u>プラスチックの分別収集には、多大な経費がかかることが見込まれることから、効率的な収集・運搬体制を検討します。また、CO₂削減効果や資源循環につながるよう可能な限り効果的な収集・運搬や再商品化を検討していきます。</u> ・<u>実施時期等については、令和12年度中の実施を目途にプラスチックの分別収集及び再資源化を行うこととし、先行して普及啓発など、プラスチックの発生抑制に取り組めます。</u>
63	【⑤-3】 不燃ごみの全量資源化と粗大ごみの資源化の推進	(記載なし)	(※変更内容:不燃ごみの全量資源化を追記) 《現状と課題、取り組みの方向性》 (中略) ・<u>不燃ごみについては、現在、鉄やアルミニウムなどを資源化していますが、資源循環型社会の実現のため、従来は資源化の対象としていなかったガラス片や陶器類なども含む、全量資源化に向けて取り組みを進めます。</u>
68	【⑤-7】 地域における新たな資源循環の検討	(記載なし)	(※変更内容:衣類からの資源化と再利用による地域内循環の実証について追記) 《現状と課題、取り組みの方向性》 (中略) ・<u>まずは、先進的な民間事業者の技術活用により、地域で回収した衣類を紙として資源化し、再利用する地域内循環の取り組みについて実証を行い、区民の継続的な行動変容や環境意識の醸成につなげていきます。</u>

72	【⑥-4】 区施設から排出されるごみの減量・資源化	(記載なし)	(※変更内容:ごみ減量・資源循環に向けた区の率先行動について追記) 《現状と課題、取組みの方向性》 (中略) ・具体的には、環境や庁舎管理などの関係所管とも連携し、環境基本計画や世田谷区役所地球温暖化対策実行計画などに定める区の率先行動の方針等も踏まえながら、全庁を挙げて組織横断的に取り組んでいくことが重要となります。 【主な取組み】 ・環境基本計画や世田谷区役所地球温暖化対策実行計画などを踏まえた、全庁的・組織横断的な率先行動の推進 (中略) 《※区の率先行動事例》 ○公共施設への排出指導によるごみ減量の推進(保育園・学校・レストラン等への食品廃棄物リサイクルの提案など) ○庁内広報紙による環境配慮行動の啓発・促進 ○区役所庁舎への水道直結型浄水器設置によるマイボトル利用促進とプラスチックごみの削減 ○防災備蓄品の入れ替えに伴う有効利用 ○環境マネジメントシステムに基づく取組みの推進(省資源・リサイクルの推進、コピー用紙の削減、グリーン購入の推進、公用車の環境負荷の低減など) ○モバイル端末導入、各種手続きのオンライン化など、DXによるペーパーレス化の推進 ○公共建築物の建築等に当たっての環境配慮(再生骨材・再生材料の利用、建設廃棄物の抑制など) ○庁内備品のリユース促進 ○区民利用施設への使い回し傘袋の設置によるプラスチックごみの削減
----	--------------------------------------	---------------	--

74	【⑦-3】 より効果的・効率的な収集体制や組織の構築	《現状と課題、取組みの方向性》 (中略) ・このため、DXなど進展するデジタル技術を活用した業務効率化や、安定した収集体制の維持に向けたより効果的・効率的な組織の構築について検討していきます。	(※変更内容:安定した収集体制の構築を追記) 《現状と課題、取組みの方向性》 (中略) ・このため、DXなど進展するデジタル技術を活用した業務効率化を進め、<u>持続可能で安定した収集体制の構築について検討していきます。</u> ・また、業務の効率化と併せ、計画的な人材の確保と定着を進めるため、<u>誰もが働きやすい環境整備と支援にソフト・ハードの両面から取り組んでいきます。</u> ・民間の清掃事業者が区民生活を支える重要な役割を担っていることを踏まえ、仕事の魅力発信に取り組むとともに、働きやすい環境整備等、必要な支援に取り組んでいきます。
75	【⑦-4】 災害時を想定した廃棄物対策の推進	《現状と課題、取組みの方向性》 (中略) ・また、災害廃棄物以外にも生活ごみや避難所のごみ等が大量に発生するため、生活環境を保全し、公衆衛生を確保するためにも、迅速な廃棄物処理が重要となります。 ・区では、能登半島地震における教訓・課題や地域防災計画等の関連する計画の改定なども踏まえて、災害時の廃棄物対策を推進していきます。	(※変更内容:災害時の廃棄物対策を追記) 《現状と課題、取組みの方向性》 (中略) ・また、災害廃棄物以外にも生活ごみや避難所のごみ等が大量に発生するため、生活環境の保全、公衆衛生の確保の観点からも<u>迅速な廃棄物処理を進めることが重要となります。</u> ・そうした事態に際しては、状況に応じた臨機応変なごみ収集計画の立案や他自治体からの応援職員の受け入れ態勢の確立など、地域に精通した区職員が中心的役割を担うことが求められます。 ・区では、日ごろから職員自身がごみをはじめとする区内の状況を的確に把握できるような体制づくりに取り組むとともに、能登半島地震における教訓・課題や地域防災計画等の関連する計画の改定なども踏まえて、災害時の廃棄物対策を推進していきます。
76	【⑦-5】 清掃関連施設の適切な維持管理による安定的な収集事業の継続	(記載なし)	(※変更内容:清掃工場の建替えに関する検討とエコプラザ用賀を活用した施設再編について追記) 《現状と課題、取組みの方向性》 (中略) ・また、<u>東京二十三区清掃一部事務組合により運営されている清掃工場についても、計画的な建替えが行われています。その建替えスケジュールや建替えによる焼却能力の変動などの要素も考慮しながら、安定的・効率的な収集・運搬・中間処理の実施に向けて、他区とも協力しながら検討を進めます。</u> 【主な取組み】 ・<u>エコプラザ用賀を活用した清掃・リサイクル施設の再編の検討</u>

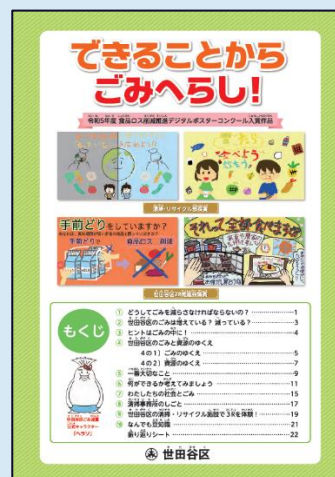
【概要版】世田谷区一般廃棄物処理基本計画（案）

1. 計画の概要

- 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「世田谷区清掃・リサイクル条例」に基づき、社会・経済情勢の変化や国際社会・国・東京都の動向、関連計画との整合なども踏まえ、ごみの減量と資源分別の取組みなど、一般廃棄物処理の基本的な方針について定める計画です。

- 計画期間：令和7年度～令和16年度（10年間）

名称	年度	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034
		R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
世田谷区基本計画		世田谷区基本計画（8年間）									
世田谷区実施計画		世田谷区実施計画（4年間）									
世田谷区一般廃棄物処理基本計画		世田谷区一般廃棄物処理基本計画（10年間）									
（中間見直し）											
世田谷区食品ロス削減推進計画		世田谷区食品ロス削減推進計画（9年間）									



- 今後の主な課題
 - ・若年層・単身世帯・転入者などへのより効果的な情報発信
 - ・さらなる高齢化に対応した施策の検討
 - ・プラスチックの発生抑制と資源循環による持続可能な地域社会の実現
 - ・リチウムイオン電池をはじめとする充電式電池などの不適正排出対策
 - ・DXなど進展するデジタル技術の活用
 - ・新型コロナ感染症後のライフスタイルの変化を踏まえた施策展開
 - ・災害時を想定した廃棄物対策
 - ・清掃関連施設の老朽化や労働力不足を見据えた安定的な事業継続 など

- 新たな世田谷区基本計画における「持続可能な未来を確保し、あらゆる世代が安心して住み続けられる世田谷をともにつくる」という目標に向けて、社会経済情勢の変化に伴う課題を踏まえ、区民・事業者・区の協働により日常行動やビジネススタイルの行動変容を促進し、さらなるごみの減量と資源循環を推進します。

- 目標設定

- ・最新の将来人口推計（令和5年7月）では、区の人口は計画期間（令和7年度～令和16年度）を超えて、令和24年度まで増加することが見込まれています。人口の増加をごみ量の増加につなげないためにも、区民1人1日あたりのごみ排出量をさらに削減していく必要があります。

- ・特に、新型コロナウイルス感染症を契機として、食事のデリバリーサービスの利用やインターネット購入による宅配が広がり、働き方改革による在宅ワークの普及など区民のライフスタイルも変化しているため、このライフスタイルの変化が区民1人1日あたりのごみ排出量の増加につながらないようにしなければなりません。

- ・区では、引き続き発生抑制（リデュース）と再利用（リユース）に重点を置きつつ、デジタル技術を利用した多様な情報発信などにより、区民の行動変容を促すとともに、社会経済情勢の変化を踏まえた新たな施策を不断に展開していくことで、さらなるごみ減量と資源循環を推進していきます。

- ・新たな一般廃棄物処理基本計画における目標としては、令和16年度の区民1人1日あたりのごみ排出量を「450g」と設定し、この実現に向けて、ごみの総量を年間約11,000トン削減するため、食品ロスのさらなる削減やプラスチックの資源化への取組みなどを推進していきます。

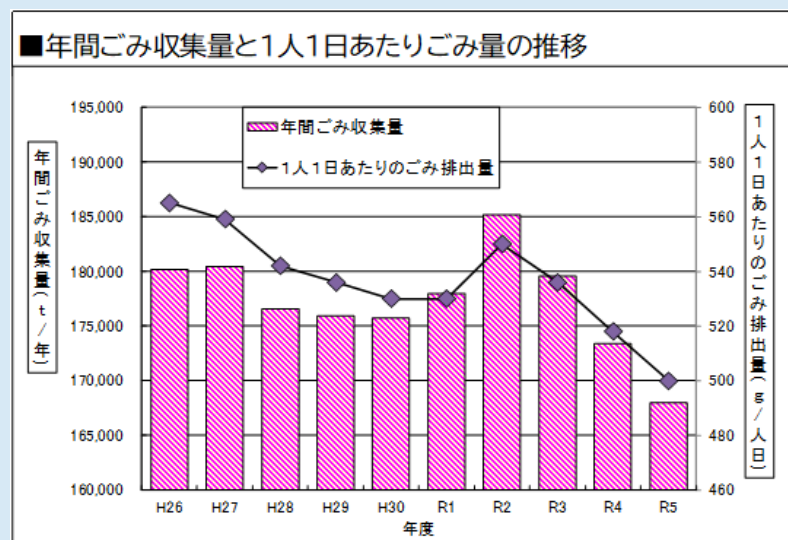
	令和5年度 実績値	令和16年度 目標値
区民1人1日あたりのごみ排出量(g/人日)	500g/人日	450g/人日



2. 現状と課題、目標設定

- ごみ量の推移

- ・令和6年度までの一般廃棄物処理基本計画では、「区民1人1日あたりのごみ排出量」を令和6年度に482gまで減量することを目標として設定していました。
- ・令和2年度には、新型コロナウイルス感染症による区民の外出自粛や企業によるリモートワークの拡大などのため区民の在宅時間が増えたことにより、粗大ごみを含む家庭ごみの排出が増加し、区民1人1日あたりのごみ排出量も大幅に増加しました。
- ・令和3年度以降は減少に転じていますが、安定した減少傾向として評価するためには、さらなる経過の把握が必要です。

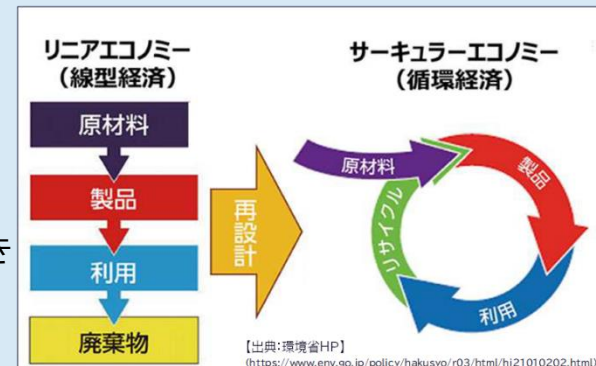


3. 基本理念、基本方針、施策

●基本理念

「環境に配慮した持続可能な資源循環型社会の実現」

- ・従来の大量生産・大量消費・大量廃棄による一方通行型のリニアエコノミー（線形経済）から、資源投入量・消費量を抑えて持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用するサーキュラーエコノミー（循環経済）への移行を進め、さらなるごみの減量と資源循環に向けた行動変容を促します。
- ・また、若年層・単身世帯・転入者などへの効果的な情報発信、さらなる高齢化への対応、充電式電池などの適正処理、デジタル技術を活用した業務効率化、コロナ後のライフスタイルの変化への対応、災害廃棄物対策など、社会経済情勢の変化に伴う新たな課題にも積極的に取り組みます。
- ・特に、区民の参加と協働、事業者・地域団体・NPO・大学等との連携、子育て世代へのアプローチなどを重点的なテーマとして施策展開を進め、世田谷区基本計画に掲げる「持続可能な未来を確保し、あらゆる世代が安心して住み続けられる世田谷をともにつくる」という目標に向け、基本理念にもとづき以下の基本方針により取り組みます。



【基本方針1】区民・事業者・区の協働による発生抑制

- 施策①：区民・事業者・区の協働による発生抑制の推進
- 施策②：区民の行動変容を促す多様な普及啓発・情報発信
- 施策③：持続可能な社会の実現に向けた食品ロス削減の推進

【基本方針2】多様な資源循環の推進とサーキュラーエコノミーの実現

- 施策④：ライフスタイルや地域コミュニティの変化に応じた資源循環の取り組み
- 施策⑤：多様な資源循環とサーキュラーエコノミーの推進
- 施策⑥：事業者による資源循環のさらなる推進

【基本方針3】廃棄物の適正処理の推進

- 施策⑦：より効果的・効率的な廃棄物処理の推進
- 施策⑧：拡大生産者責任・排出事業者自己処理原則に基づく適正処理
- 施策⑨：適正な分別・排出の促進

●施策ごとの取り組み

【基本方針1】区民・事業者・区の協働による発生抑制

《現状と課題、取り組みの方向性》

- ・廃棄物は、いったん発生すると資源として循環的に利用する場合でも環境への負荷が生じるため、環境負荷低減に向け、まずこれを発生させない発生抑制（リデュース）をさらに徹底する必要があります。このため、区民のライフスタイルの変化などを踏まえて、ごみの減量やリサイクルに関心の低い層も含めた、幅広い世代への効果的な情報発信が課題となります。
- ・区では、さらなる発生抑制に向け、区民・事業者の参加と協働により、子育て世代への重点的なアプローチやデジタル技術の活用なども進め、より波及効果の高い啓発に取り組みます。

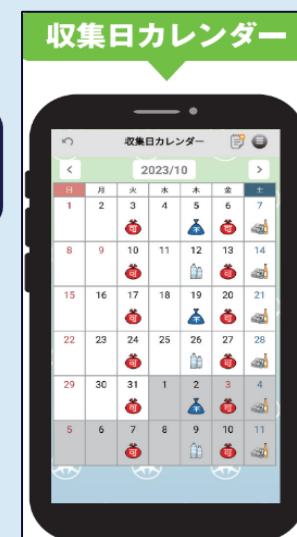
施策①：区民・事業者・区の協働による発生抑制の推進

- 【①-1】大学や事業者、地域団体等と連携した啓発事業の展開
- 【①-2】子育て世帯への啓発拡充、出張講座の拡充
- 【①-3】区民や地域団体等と連携した各種講座・講師派遣の充実



施策②：区民の行動変容を促す多様な普及啓発・情報発信

- 【②-1】保育園・小学校等における環境学習の推進
- 【②-2】「せたがやエコフレンドリーショップ」の登録拡大と利用促進
- 【②-3】デジタル技術を活用したより効果的な情報発信
- 【②-4】普及啓発施設でのより効果的な事業展開
- 【②-5】多様化する地域コミュニティに対応した情報提供



施策③：持続可能な社会の実現に向けた食品ロス削減の推進

- 【③-1】食品ロスに関する多様な情報発信の充実
- 【③-2】学校、事業者、地域団体等と連携した食品ロス削減の推進
- 【③-3】食品ロス・食品廃棄物の有効利用
- 【③-4】事業系の食品廃棄物削減や食品リサイクルの推進



【基本方針2】多様な資源循環の推進とサーキュラーエコノミーの実現

＜現状と課題、取組みの方向性＞

・一方通行型のリニアエコノミー（線形経済）から、持続可能な形で資源を有効利用するサーキュラーエコノミー（循環経済）への移行を進めるためには、身近な地域において区民が主体的に資源循環に取り組むことができる環境の整備や、さらなる資源分別の徹底などが課題となります。

・このため、区民の日常行動やビジネススタイルの行動変容を促すことにより、ものを捨てずに再び使用するリユース（再使用）や、可燃・不燃・粗大ごみのさらなる分別と資源化を推進します。

・新たにプラスチックの分別収集・再資源化、不燃ごみの全量資源化に向けて取組みを進めます。

施策④：ライフスタイルや地域コミュニティの変化に応じた資源循環の取組み

- 【④-1】リユースの推進による地域での資源循環
- 【④-2】子育て世代を対象としたリユースの推進
- 【④-3】地域での資源回収活動やごみ減量・リサイクル推進委員会への支援
- 【④-4】フリーマーケットなど地域団体の取組みに関する情報提供の充実

施策⑤：多様な資源循環とサーキュラーエコノミーの推進

- 【⑤-1】プラスチックの発生抑制の徹底と**分別収集・再資源化による**資源循環
- 【⑤-2】普及啓発施設でのプラスチック資源循環についての啓発
- 【⑤-3】**不燃ごみの全量資源化と**粗大ごみの資源化の推進
- 【⑤-4】可燃ごみに含まれる資源化可能物の資源化と再生製品の利用促進
- 【⑤-5】事業者による自主的な資源回収の促進
- 【⑤-6】区施設での拠点回収の実施
- 【⑤-7】地域における新たな資源循環の検討



施策⑥：事業者による資源循環のさらなる推進

- 【⑥-1】事業系リサイクルシステムの利用促進
- 【⑥-2】再利用計画書による効果的なごみ減量対策の分析
- 【⑥-3】緑化廃棄物（剪定枝等）の再生利用の促進
- 【⑥-4】区施設から排出されるごみの減量・資源化



【基本方針3】廃棄物の適正処理の推進

＜現状と課題、取組みの方向性＞

・今後のさらなる少子高齢化に伴い、在宅医療廃棄物の増加や労働力の不足などが大きな課題となっています。また、安定した収集事業の継続のためには、処理困難物の適正排出の徹底も課題となります。

・このため、区民が安心して暮らすことができる持続可能な地域社会の実現に向けて、より効果的・効率的な収集体制や組織の構築を進めるとともに、拡大生産者責任の原則に基づき、さらなる適正排出の推進に取り組めます。

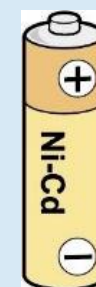
施策⑦：より効果的・効率的な廃棄物処理の推進

- 【⑦-1】利便性の高い粗大ごみ受付システムの構築
- 【⑦-2】区民が安心して暮らせる収集事業の展開
- 【⑦-3】より効果的・効率的な収集体制や組織の構築
- 【⑦-4】災害時を想定した廃棄物対策の推進
- 【⑦-5】清掃関連施設の適切な維持管理による安定的な収集事業の継続
- 【⑦-6】経済的インセンティブによるごみ減量施策の検討



施策⑧：拡大生産者責任・排出事業者自己処理原則に基づく適正処理

- 【⑧-1】事業用大規模建築物への立入調査の拡充
- 【⑧-2】事業系一般廃棄物ガイドブックによる周知
- 【⑧-3】事業系有料ごみ処理券貼付の指導徹底



施策⑨：適正な分別・排出の促進

- 【⑨-1】リチウムイオン電池など充電式電池の適正排出の推進
- 【⑨-2】不適正排出の防止
- 【⑨-3】在宅医療における自己注射の針の安全な回収促進
- 【⑨-4】水銀を含む体温計・血圧計などの適正処理



世田谷区一般廃棄物処理基本計画 (案)

令和7（2025）年度～令和16（2034）年度

世 田 谷 区



目次

第1章 計画の概要	1
1 計画の背景	2
2 計画の位置づけ	3
3 計画の対象	10
第2章 現状と課題	13
1 国際社会、国、東京都の動向	14
2 清掃・リサイクル事業の背景となる世田谷区の現状と課題	17
3 清掃・リサイクル事業の現状と課題	27
第3章 基本理念・基本方針・施策	33
1 基本理念	34
2 目標値の設定	36
3 基本方針	37
4 施策ごとの取組み	38
第4章 清掃・リサイクル事業の概要	87
1 ごみ・資源の処理の流れ	88
2 資源・ごみの分別区分	92
3 区民・事業者による取組み	93
第5章 生活排水処理基本計画	95
1 し尿の収集の状況	96
2 基本方針	97
3 施策	98
第6章 資料編	99
1 区民アンケートの結果など	100
2 ごみ量推計（参考）	120

（※各図表の数値は、表示単位未満四捨五入により合計と一致しない場合があります。）



第1章 計画の概要

1 計画の背景

(1) 計画策定にあたって

世田谷区は、令和6年度にスタートした世田谷区基本計画において、区政の目指すべき方向性を「持続可能な未来を確保し、あらゆる世代が安心して住み続けられる世田谷をともにつくる」として、世田谷区の恵まれた住環境や文化・地域性を子どもや若者の世代に確実に引き継いでいくことを決めました。

平成27年度から令和6年度までの10年間を計画期間とする「世田谷区一般廃棄物処理基本計画」に続く新たな計画では、世田谷区基本計画に示された理念を、清掃・リサイクル施策を通じて実現していくため、資源を浪費せずに循環的に使うことなど、区民のライフスタイルやビジネススタイルの行動変容などを促し、さらなるごみの減量と資源循環を進めていきます。

(2) 計画策定の目的

一般廃棄物処理基本計画は、区の清掃・リサイクル施策に関する長期的・総合的な基本方針等を定めるものです。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」)第6条第1項及び世田谷区清掃・リサイクル条例第35条第1項に基づく行政計画として、一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み、排出抑制のための方策、廃棄物の適正な処理、一般廃棄物処理施設の整備に関する事項などについて定めるものです。

2 計画の位置づけ

(1) 一般廃棄物処理基本計画の位置づけ

清掃・リサイクル事業については、環境基本法において環境政策における基本方針などが定められており、循環型社会形成推進基本法において循環型社会を形成するための基本方針などが定められています。

また、具体的な廃棄物や資源の取扱いについては、廃棄物処理法及び資源の有効な利用の促進に関する法律が定められています。この他に、個別品目の特性に応じた法律として、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、食品リサイクル法、建設リサイクル法、自動車リサイクル法、小型家電リサイクル法が定められ、関連する法律として、グリーン購入法、食品ロスの削減の推進に関する法律（以下「食品ロス削減推進法」）、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「プラスチック資源循環促進法」）、浄化槽法などが定められています。

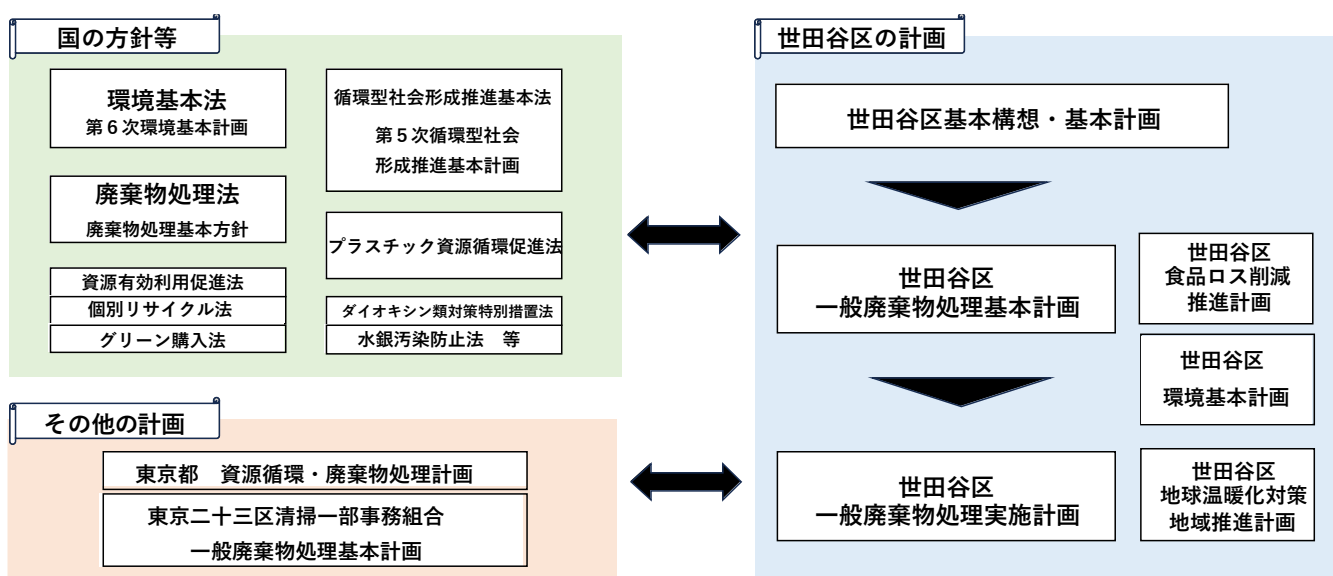
各自治体は、これらの法律に基づき、廃棄物の処理事業や資源の有効活用事業について、条例や行政計画を定め、事業に取り組んでいます。

本計画は、中・長期的視点から世田谷区の一般廃棄物（資源・ごみ、生活排水）に関する施策の方向性を明らかにするものであり、廃棄物処理法第6条第1項及び世田谷区清掃・リサイクル条例第35条第1項に規定する一般廃棄物処理計画に該当します。

世田谷区基本構想、世田谷区基本計画を上位計画とし、世田谷区食品ロス削減推進計画、世田谷区環境基本計画、世田谷区地球温暖化対策地域推進計画などとも整合を図るものです。

また、国の循環型社会形成推進基本計画や東京都の資源循環・廃棄物処理計画、東京二十三区清掃一部事務組合の一般廃棄物処理基本計画など、関連計画とも整合を図ります。

計画の位置づけ



① 国の関連計画

□ 廃棄物処理法（1970 年 12 月）、廃棄物処理基本方針（2023 年 6 月）

- ・ 廃棄物処理法では、産業廃棄物及び一般廃棄物の処理に関する、国民、事業者、国及び地方公共団体の責務等が定められています。
- ・ 廃棄物処理基本方針では、廃棄物の減量その他その適正な処理の基本的な方向、目標の設定に関する事項、施策を推進するためあるいは処理施設の整備に関する基本的事項、各主体の役割、非常災害時に関する施策を実施するために必要な事項等が定められています。

□ 第 5 次循環型社会形成推進基本計画（2024 年 8 月）

- ・ 循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の基本的な方針、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等を定めるものです。
- ・ 第 5 次循環型社会形成推進基本計画においては、特にサーキュラーエコノミー（循環経済）への移行が重点的な施策として位置付けられています。
- ・ サーキュラーエコノミー（循環経済）とは、従来の大量生産・大量消費・大量廃棄による一方通行型のリニアエコノミー（線形経済）から、資源投入量・消費量を抑えて持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する取組みです。従来の 3 R の取組みに加えて、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を目指すものです。

□ 廃棄物処理施設整備計画（2023 年 6 月）

- ・ 廃棄物処理施設整備事業の計画的な実施を図るため、廃棄物処理法に基づき、5 年ごとに国が策定する計画です。
- ・ ①基本原則に基づいた 3 R の推進と循環型社会の実現に向けた資源循環の強化、②災害時も含めた持続可能な適正処理の確保、③脱炭素化の推進と地域循環共生圏の構築に向けた取組みを基本的理念とし、廃棄物処理施設整備事業の実施に関する目標について定めています。

② 東京都・東京二十三区清掃一部事務組合の関連計画

□ 東京都資源循環・廃棄物処理計画（2021 年 9 月）

- ・ 東京都廃棄物審議会から「東京の資源循環及び廃棄物処理に係る施策の方向性」について答申を受け、従前の計画を全面的に見直す形で策定したものです。
- ・ 東京都の廃棄物行政の基本的な方向を示すものであり、東京都環境基本計画に基づく個別分野の計画です。
- ・ ①持続可能な資源利用の実現、②廃棄物処理システムのレベルアップ、③社会的課題への果敢なチャレンジの三本の柱を基本理念とし、廃棄物行政の取組み、目標値を設定しています。

□ 東京都災害廃棄物処理計画（2023 年 9 月）

- ・ 東日本大震災等の経験から災害時に発生する廃棄物（災害廃棄物）の処理が大きな課題となっており、近年も台風や集中豪雨などの自然災害が多発している状況です。
- ・ 災害廃棄物の処理に当たっては、発災時に迅速かつ円滑な処理が行えるよう、事前の検討が重要であることから、都は各主体の役割分担を整理し、それぞれが取り組むべき内容を明確化した東京都災害廃棄物処理計画を策定しました。
- ・ 2023 年の改定では、風水害に伴い発生する災害廃棄物への対応強化や、処理の円滑化に向けた連携強化などにより、計画のアップデートを行いました。
- ・ ①生活環境を保全する安全で安心できる処理、②都市機能を取り戻す復旧、復興に資する処理、③災害克服後も大都市東京の持続性を確保できる処理の実現を重視する考え方を基本とし、この考え方に即して 7 つの基本方針を定めています。

□ ゼロエミッション東京戦略 2020 Update & Report（2021 年 3 月）

- ・ 東京都は 2050 年に CO₂ 排出実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京」の実現に向けたビジョンと具体的な取組みやロードマップをまとめた「ゼロエミッション東京戦略」を 2019 年に策定しました。
- ・ その後、「ゼロエミッション東京戦略 2020 Update & Report」の中で、2030 年までの CO₂ 排出量の半減、カーボンハーフの実現には、ビジネス、市民生活、都市づくりなど、あらゆる分野の社会経済構造を脱炭素型に移行する再構築・再設計が必要であることから、必要な社会変革のビジョンとして「2030 カーボンハーフスタイル」を提起しました。

□ 東京都食品ロス削減推進計画（2021 年 3 月）

- ・ 2019 年の食品ロス削減推進法の施行に伴い、東京都は CO₂ 排出実質ゼロを目指す「ゼロエミッション東京戦略」を策定し、食品ロス対策を資源循環分野の政策の柱の一つとして位置付けました。
- ・ この計画は、食品ロス削減推進法に基づき都道府県が国の基本方針を踏まえて策定する東京都の食品ロス削減推進計画です。
- ・ 2030 年の目標達成に向けた主な施策として「発生抑制（リデュース）を基調とした持続可能な循環型社会へ」、「先進技術を活用した食品ロスの削減」、「フードサプライチェーンにおける取組の推進」、「未利用食品の有効利用の推進」、「食品リサイクルの推進」が示されています。

□ 東京二十三区清掃一部事務組合 一般廃棄物処理基本計画（2021 年 2 月）

- ・ 23 区の清掃事業のうち、ごみの中間処理を行う東京二十三区清掃一部事務組合の定める一般廃棄物処理基本計画として、国や東京都、23 区の関連計画と整合を図った内容となっています。
- ・ 主な施策として「効率的で安定した全量処理体制の確保」、「環境負荷の低減」、「地球温暖化防止対策の推進」、「最終処分場の延命化」、「災害対策の強化」などが示されています。

(2) 上位計画・関連計画との関係

① 基本構想・基本計画・実施計画

□ 世田谷区基本構想（2013年9月）

- ・「今後20年間の公共的な指針＝公のものとして皆で共有する目標」として位置づけ、将来像である「信頼関係に支えられてだれもが安心して暮らすことができる都市」の実現を目指すものであり、「自治をより確かなものにする」を基本理念として掲げています。
- ・9つのビジョンのうち本計画との関連項目である「環境に配慮したまちをつくる」では、将来の世代に負担をかけないように、環境と共生し、調和したまちづくりを進めること、23区内でも希少なみずとみどりを保全・創出し、その質と量の向上を図ることのほか、地球環境の問題も意識し、エネルギーの効率的な利用と地域内の循環、再生可能エネルギーの拡大、ごみの抑制、環境にやさしい自転車や公共交通機関の積極的な利用などを進めていくことが示されています。

□ 世田谷区基本計画（2024年3月）

- ・区政が目指すべき方向性を「持続可能な未来を確保し、あらゆる世代が安心して住み続けられる世田谷をともにつくる」とし、持続可能な未来に向けた環境整備を図っていくことが重要とされています。
- ・計画の理念としては、（１）参加と協働を基盤とする、（２）区民の生命と健康を守る、（３）子ども・若者を中心に据える、（４）多様性を尊重し活かす、（５）地域・地区の特性を踏まえる、（６）日常生活と災害対策・環境対策を結びつけるを掲げています。
- ・また、重点政策のうち関連項目である「自然との共生と脱炭素社会の構築」では、省エネルギーの徹底や再生可能エネルギーの活用、脱炭素化やグリーンインフラをはじめとした取組みに加えて、経済、教育、福祉、建築やまちづくりといったあらゆる分野において、新たな成長と持続可能な都市づくりを進めることとしています。
- ・分野別政策（環境・リサイクル・みどり）においては、「快適で暮らしやすい生活環境の構築」の中で、政策連なる施策として「ごみ減量と資源循環型社会の形成」を掲げ、ごみの減量を図り、区民に身近な食品ロス、生ごみ削減などに対する意識を変え、家庭からの廃棄物の発生の抑制を促すとともに、事業者による3R活動を支援する方針を示しています。
- ・また、計画に掲げる施策の推進にあたっては、分野横断的な各計画・方針と整合を図るとともに、SDGsの推進、DXの推進、緊急時・非常時の体制整備、組織運営の改革、公共施設の適切な整備・維持管理、情報発信・情報公開、行政評価、他自治体や国際社会との協力連携を考慮し、取組みを進めることとしています。

□ 世田谷区実施計画（2024年3月）

- ・基本計画で定めた理念や目標の実現に向けて、中期的な展望に基づき、区としての具体的な取組みを定めた総合的な行政計画として位置づけられています。
- ・実施計画で掲げている施策のうち「ごみ減量と資源循環型社会の形成」に連なる事業として、①廃棄物削減に向けたリデュース（発生抑制）の推進（成果指標：区民1人1日あたりのごみ排出量）、②食品廃棄物（生ごみ）削減の推進（食品ロスの削減）（成果指標：家庭系食品ロス排出量）、③事業者主体の3R活動の促進（成果指標：事業用大規模建築物におけるリサイクル率）を掲げています。

② 世田谷区食品ロス削減推進計画（2022 年 7 月）

- ・食品ロス削減推進法及び食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針に基づき、SDGs なども踏まえた、食品ロスの削減に向けた区の目標や方針等を定めた計画です。
- ・2030 年食品ロス半減（2000 年比）の目標達成に向け、区民の役割、事業者の役割、行政の役割ごとに、取組み方針や行動例などが示されています。
- ・この計画は、世田谷区一般廃棄物処理基本計画などの関連計画と整合性を図るものとしています。

③ 世田谷区災害廃棄物処理計画（2020 年 6 月）

- ・国の災害廃棄物対策指針や東京都災害廃棄物処理計画、特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン等を踏まえ、世田谷区地域防災計画との整合を図りながら必要な事項を定め、区民の生活環境保全及び公衆衛生の確保を図ることを目的に策定しました。
- ・今後は、世田谷区一般廃棄物処理基本計画の改定や、能登半島地震における教訓・課題なども踏まえ、災害廃棄物処理のあり方について必要な修正を図っていきます。

④ 世田谷区環境基本計画（2025 年 3 月）

- ・世田谷区環境基本条例に基づき、環境の保全等に関する施策を計画的に推進するために策定するものであり、環境の保全等に関する目標と方針等を定めるものです。
- ・変化の速い国際社会・国・東京都の環境政策の動向を捉えつつ、いずれの分野にも明確に属さない課題や、新たな課題に対する即応性と柔軟性を高めるため、総合計画としての性格・位置付けを強化します。
- ・環境問題が持つ複合性に対する確に施策を講じるとともに、環境・経済・社会の諸課題の同時解決を図っていくため、個別分野の共通性や関連性に着目し、相乗効果（シナジー効果）を生む分野横断的な視点を強化し、取組みの方向性を示します。

⑤ 世田谷区地球温暖化対策地域推進計画（2023 年 3 月）

- ・区は、深刻化する気候危機の状況を踏まえて「世田谷区気候非常事態宣言」を行い、2050 年までに区内の CO₂ 排出量実質ゼロを目指すことを表明しました。
- ・これを契機に、区民・事業者と区が気候危機の問題を共有し、気象災害から区民の生命と財産を守る取組みと、CO₂ の排出を削減し気候変動を食い止める取組みを一層進めるため、地球温暖化対策の推進に関する法律及び気候変動適応法に基づく新たな地球温暖化対策地域推進計画を策定しました。

3 計画の対象

(1) 計画期間

計画期間は令和7（2025）年度～令和16（2034）年度の10年間で、計画の前提条件に大きな変更があった場合など、概ね5年で見直すこととします。

計画期間

名称 \ 年度	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12	2031 R13	2032 R14	2033 R15	2034 R16
世田谷区基本計画	世田谷区基本計画（8年間）									
世田谷区実施計画	世田谷区実施計画（4年間）									
世田谷区一般廃棄物処理基本計画	世田谷区一般廃棄物処理基本計画（10年間）									
（中間見直し）							中間見直し（5年間）			
世田谷区食品ロス削減推進計画	世田谷区食品ロス削減推進計画（9年間）									

(2) 対象廃棄物

世田谷区では、区内で発生する一般廃棄物（資源・ごみ、生活排水）及び産業廃棄物のうちのあわせ産廃（※）を対象としています。

（※あわせ産廃：一般廃棄物の処理またはその処理施設の機能に支障が生じない範囲において、一般廃棄物とあわせて処理することが必要と認める産業廃棄物をいいます。世田谷区では、紙くず、木くず、ガラスくず及び陶磁器くず、金属くず、廃プラスチックの5品目を指定しています。）

① 廃棄物

家庭や事業所等から排出される不要なもの。（資源・ごみ、生活排水）

② 産業廃棄物

事業活動に伴って生じる廃棄物のうち、燃え殻、汚泥など廃棄物処理法に定めるもの。

③ 一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物。家庭から排出されるものと、事業活動から排出されるものに区分される。

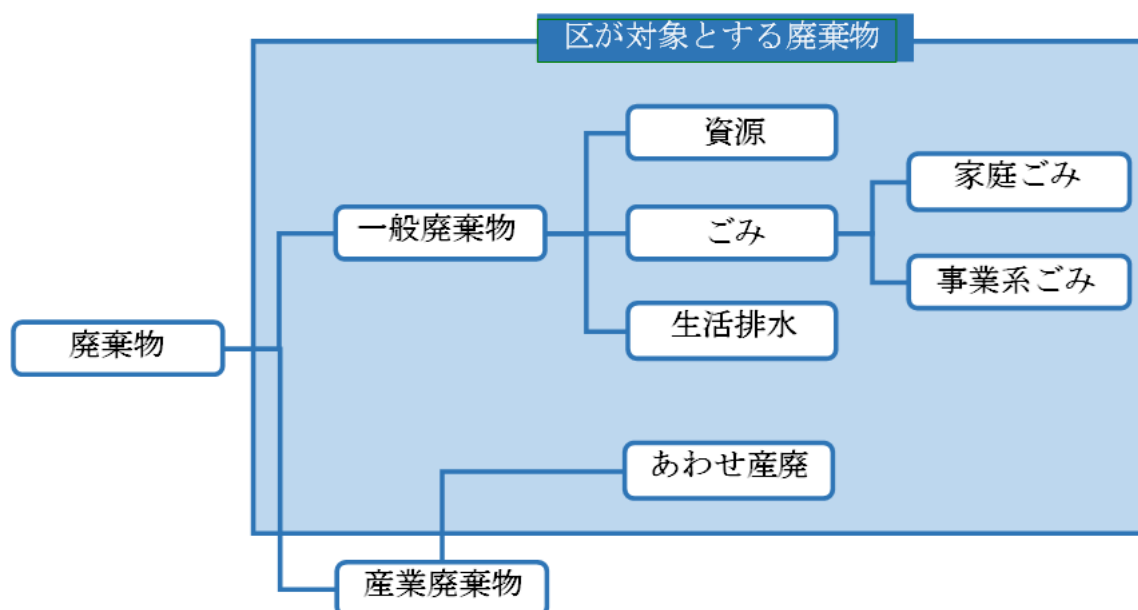
④ 資源

家庭や事業所から排出される不要なもののうち、区が資源回収の対象としている品目、または、有償で買い取ってもらえる品目。

⑤ ごみ

家庭や事業所から排出される不要なもののうち、区が資源回収の対象とせず、かつ、有償で買い取ってもらえない品目。発生源によって、家庭から排出された「家庭ごみ」、事業所等から排出された「事業系ごみ」に区分される。

対象廃棄物





第2章 現状と課題

1 国際社会、国、東京都の動向

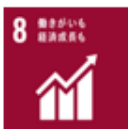
一般廃棄物処理計画の策定にあたり考慮すべき、近年の国際社会、国、東京都の動向を以下に示します。

(1) 持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）（SDGs）の達成

2015年9月の国連サミットにおいて、「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）（SDGs）」として17のゴールと169のターゲットが示されました。

SDGsとは、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として採択された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標となっています。

このうち、主に「12 つくる責任 つかう責任」、「13 気候変動に具体的な対策を」、「14 海の豊かさを守ろう」、「15 陸の豊かさを守ろう」などが清掃・リサイクル事業に関連します。

SDGsの17の目標		 1 貧困をなくそう 【貧困をなくそう】 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。	 2 飢餓をゼロに 【飢餓をゼロに】 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。
 3 すべての人に健康と福祉を 【全てのの人に健康と保健を】 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。	 4 質の高い教育をみんなに 【質の高い教育をみんなに】 すべての人々への、包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。	 5 ジェンダー平等を実現しよう 【ジェンダー平等を実現しよう】 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。	
 6 安全な水とトイレを世界中に 【安全な水とトイレを世界中に】 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。	 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 【エネルギーをみんなにそしてクリーンに】 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。	 8 働きがいも経済成長も 【働きがいも経済成長も】 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。	
 9 産業と技術革新の基盤をつくろう 【産業と技術革新の基盤をつくろう】 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。	 10 人や国の不平等をなくそう 【人や国の不平等をなくそう】 各国内及び各国間の不平等を是正する。	 11 住み続けられるまちづくりを 【住み続けられるまちづくりを】 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。	
 12 つくる責任 つかう責任 【つくる責任 つかう責任】 持続可能な生産消費形態を確保する。	 13 気候変動に具体的な対策を 【気候変動に具体的な対策を】 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。	 14 海の豊かさを守ろう 【海の豊かさを守ろう】 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。	
 15 陸の豊かさも守ろう 【陸の豊かさも守ろう】 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。	 16 平和と公正をすべての人に 【平和と公正をすべての人に】 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。	 17 パートナリーシップで目標を達成しよう 【パートナーシップで目標を達成しよう】 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。	

(2) 2050 年カーボンニュートラルの実現

温室効果ガス排出削減のための国際枠組みであるパリ協定では、産業革命以前からの世界の平均気温の上昇を 2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をすることが、全体目標として掲げられています。

このため、2050 年までの国全体の脱炭素社会の実現に向けて、温室効果ガス排出量を実質ゼロにする「2050 年カーボンニュートラル」が 2020 年 10 月に宣言されました。

カーボンニュートラルとは、CO₂をはじめとする温室効果ガスの人為的な「排出量」から、植林、森林管理などによる人為的な「吸収量」を差し引いて、温室効果ガス排出量の合計を実質的にゼロにすることです。

(3) 食品ロス対策

国の「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（2020 年 3 月）においては、食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を 80%とし、家庭系・事業系ともに 2000 年度比で 2030 年度までに食品ロス量を半減させることが数値目標として掲げられました。さらに、2019 年 10 月には食品ロス削減推進法が施行され、国、地方自治体、国民、事業者などの各主体の責務が明記され、食品ロス削減に取り組むこととされました。

これらの背景として、日本においては食料を海外からの輸入に大きく依存する一方で、大量の食品ロスが発生しており、SDGs の観点からも食品ロスの削減が重要な課題となっていることが挙げられています。

東京都でも食品ロスについて、2050 年までに発生量を実質ゼロとし、2030 年には、2000 年度比で食品ロス発生量を半減する目標を設定し、東京都食品ロス削減推進計画を策定しています。

(4) プラスチックごみ対策

プラスチック類はこれまで、アジア諸国で資源化されていましたが、中国をはじめとした各国の輸入規制や、バーゼル条約によるプラスチックごみ輸出管理の強化により、国内におけるプラスチックの資源循環を促進することが求められるようになりました。

これを踏まえて、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化、アジア各国による廃棄物の輸入規制等の幅広い課題に対応し、3R+Renewable（再生可能資源への代替）を基本原則としたプラスチックの資源循環を総合的に推進するため、2019年5月に国のプラスチック資源循環戦略が策定されました。

2022年4月にはプラスチック資源循環促進法が施行され、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組みを促進するための措置が定められました。区市町村も、家庭から排出されるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集、再商品化などに努めることとされています。

SDGsにも関連する海洋プラスチックごみの問題については、2019年6月のG20大阪サミットにおいて、2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにすることを目指す大阪ブルー・オーシャン・ビジョンが示されました。

(5) 廃棄物処理・資源循環分野でのデジタル技術の活用

第5次循環型社会形成推進基本計画では、デジタル技術やロボティクス等の最新技術の徹底活用による資源循環・廃棄物管理基盤の強化と資源循環分野の脱炭素化の両立、各種デジタル技術を活用した情報基盤整備に関する施策展開の方向性が示されており、デジタル技術の活用による廃棄物処理システムの機能向上・効率化の推進に取り組むとされています。

また、国では重点施策として「デジタル技術の活用等による脱炭素型資源循環システム創生実証事業」を実施しており、脱炭素と循環経済を同時に達成する資源循環システムの実現に向けて、民間での革新的な資源循環プラットフォーム等のモデル事業、ICT技術を活用した廃棄物処理過程の効率化、設備機器等の機動的なメンテナンス手法確立のための実証等が進められ、官民の両分野でデジタル技術の活用を推進していくことが求められています。

2 清掃・リサイクル事業の背景となる世田谷区の現状と課題

(1) 人口・世帯数

① 人口

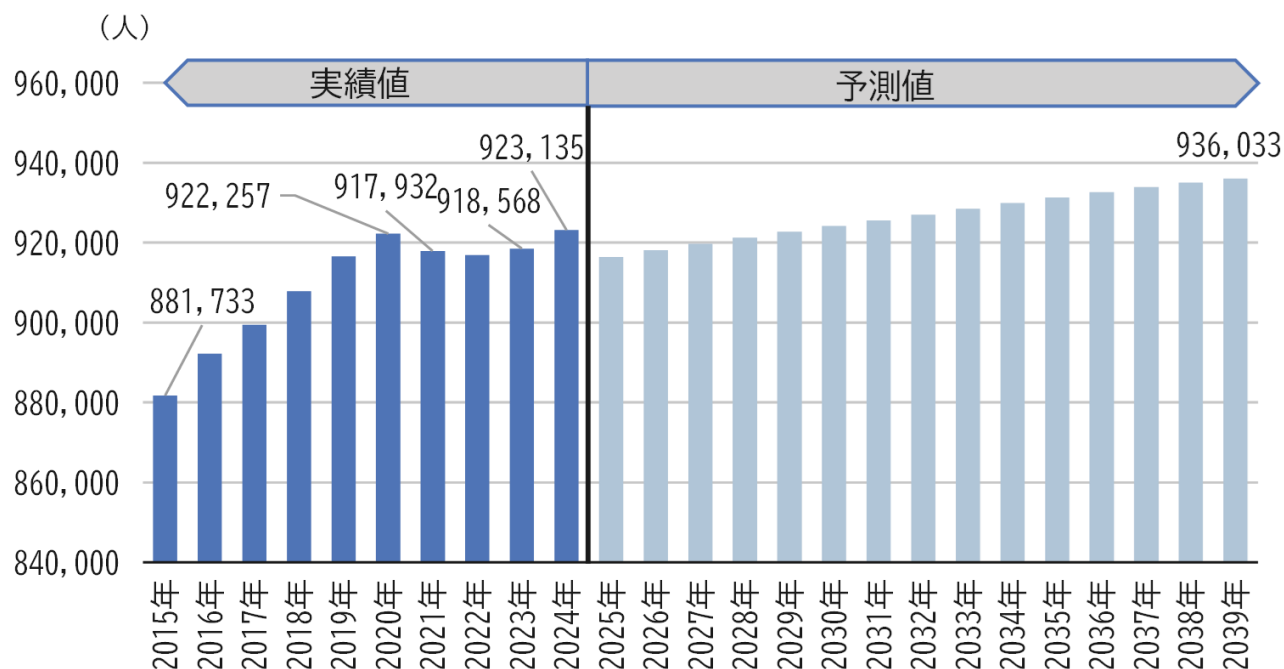
区の総人口は、平成7年（1995年）以降、長期的には増加傾向にあり、令和2年（2020年）に92万人を超えました。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により一時的に人口が減少したものの、将来人口推計（令和5年7月）では、令和24年（2042年）まで人口増加が続く見通しとなっています。

年齢区分別にみると、高齢者人口（65歳以上）は長期的に増加傾向、年少人口（0～14歳）は緩やかな減少傾向を見込んでいます。生産年齢人口（15～64歳）は緩やかに増加した後、減少に転じる見込みとなっています。

また、外国人人口も2万人を超えて推移しており、引き続き増加傾向にあります。

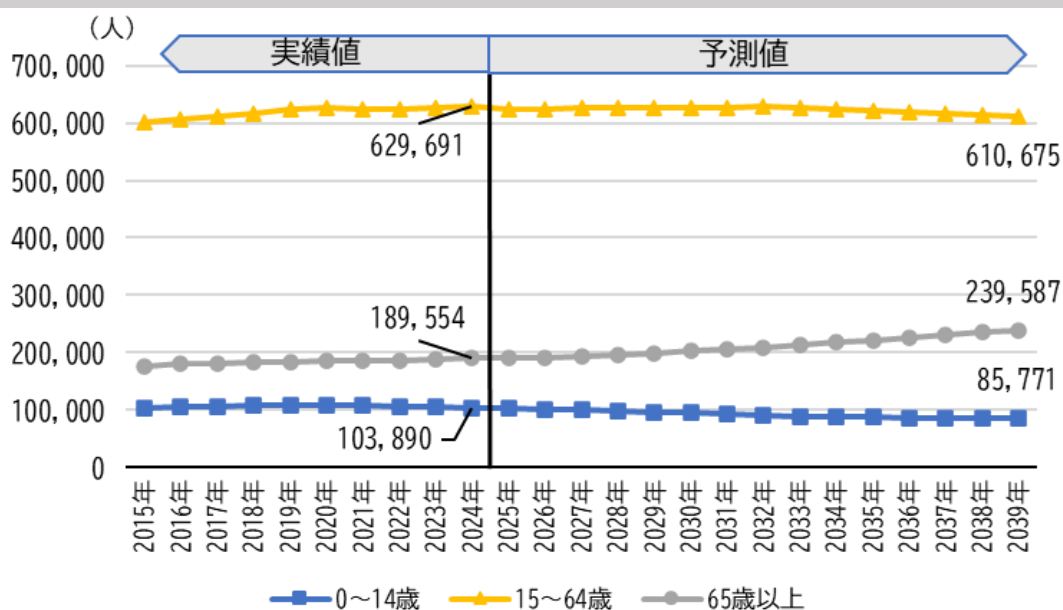
今後は、人口増加に伴うごみ排出量の増加への懸念や人口構成の変化に伴うごみ組成の変化が見込まれるため、区民1人1日あたりのごみ排出量のさらなる削減や高齢化に伴う在宅医療廃棄物への対応などが必要となります。また、外国人人口の増加を踏まえ、多様性に配慮した分かりやすい周知や啓発が必要となります。

将来人口推計



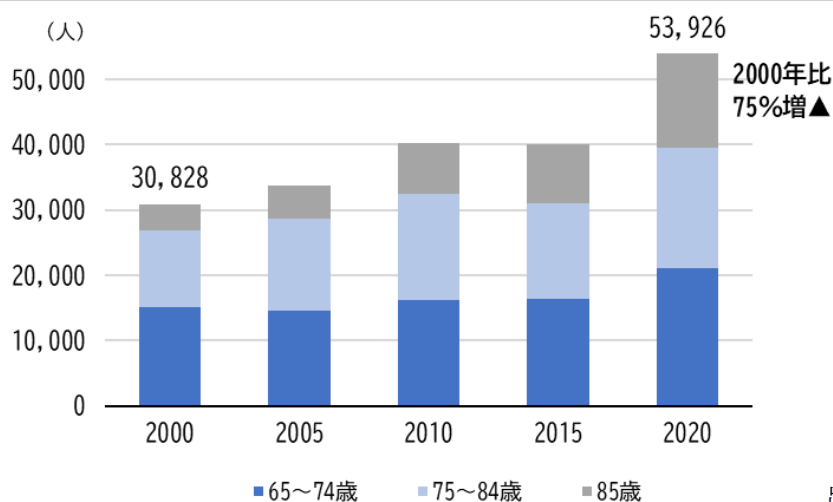
出典：住民基本台帳（各年10月1日現在）、世田谷区将来人口推計（令和5年7月）

年齢3階層別人口の推移



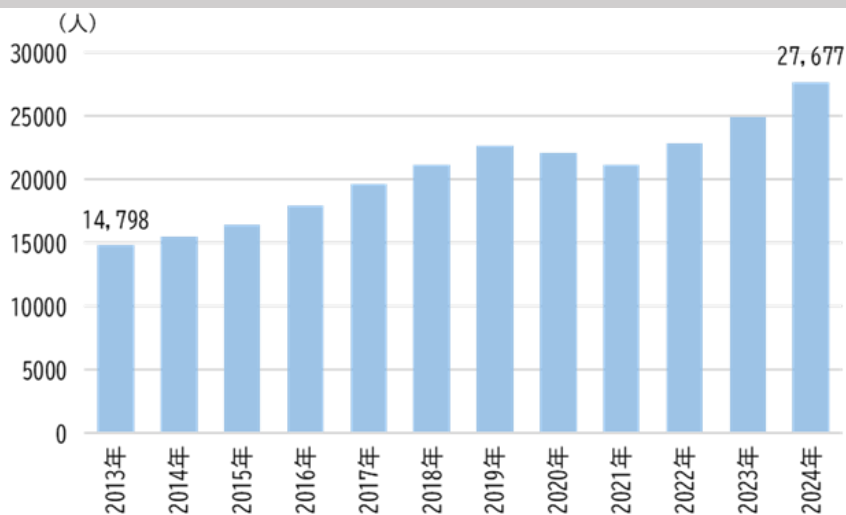
出典：住民基本台帳(各年10月1日現在)、世田谷区将来人口推計(令和5年7月)

高齢単身世帯数の推移



出典：国勢調査(各年)

外国人人口



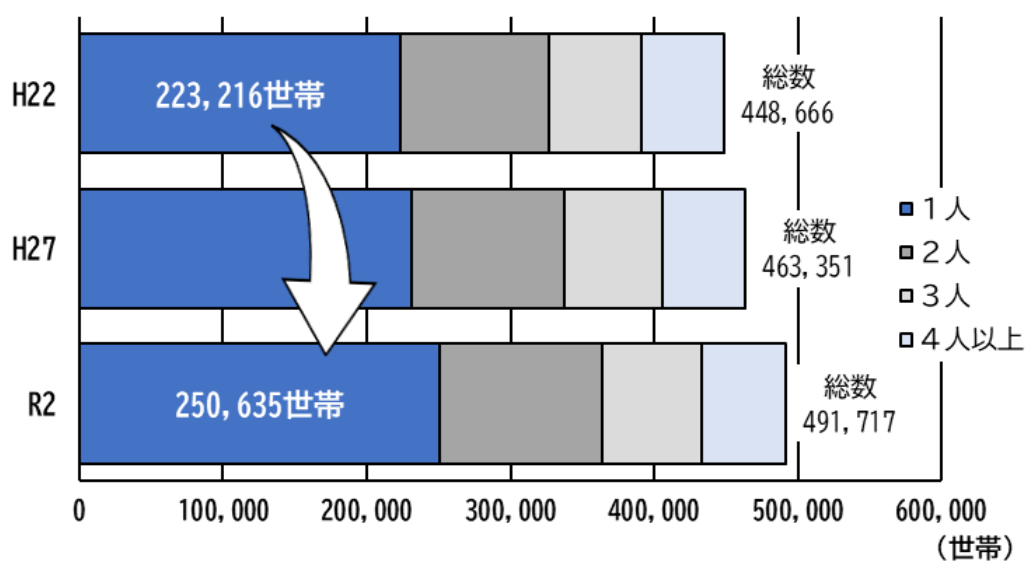
出典：住民基本台帳(各年10月1日現在)

② 世帯数

区の世帯数は約50万世帯と増加が続いています。世帯人員別にみると単身世帯が最も多く、増加傾向にあります。また、住居形態別にみると集合住宅に居住する世帯数が多く、年代別居住年数をみると、特に10～30代で5年未満の区民が40～50%と比較的高い割合を占めています。さらに、転入者数も約6～7万人で推移しています。

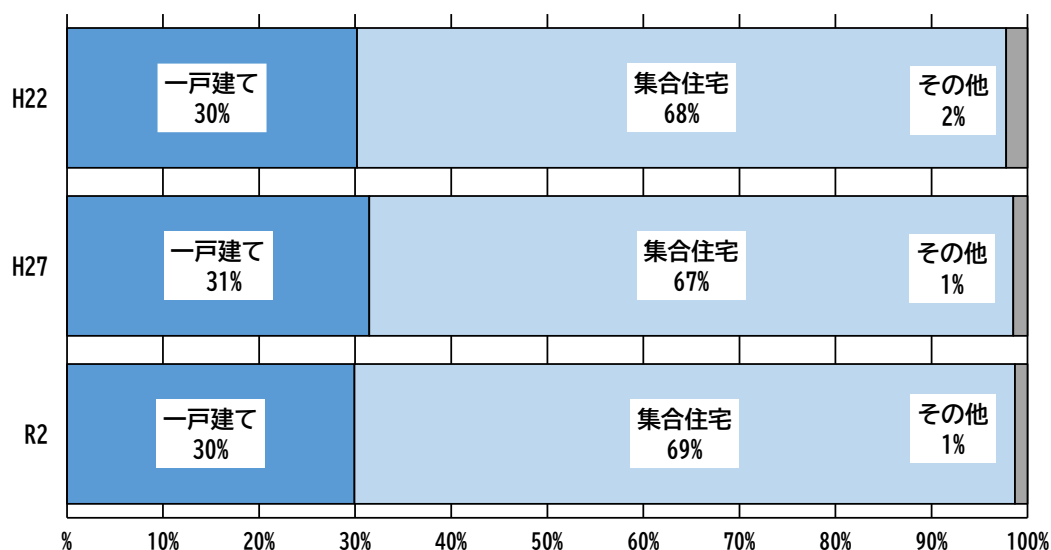
このため、単身世帯や居住年数の短い若年層、転入者など比較的情報が浸透しにくい区民に対して、効果的な情報提供や啓発を推進することが重要となります。

世帯人員別世帯数



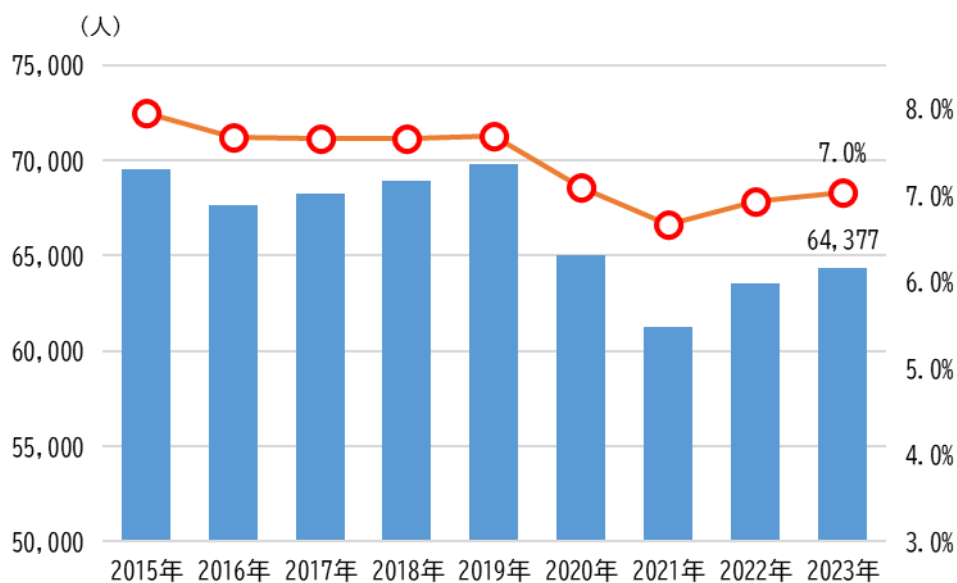
出典：国勢調査（各年）

住居形態別 世帯割合



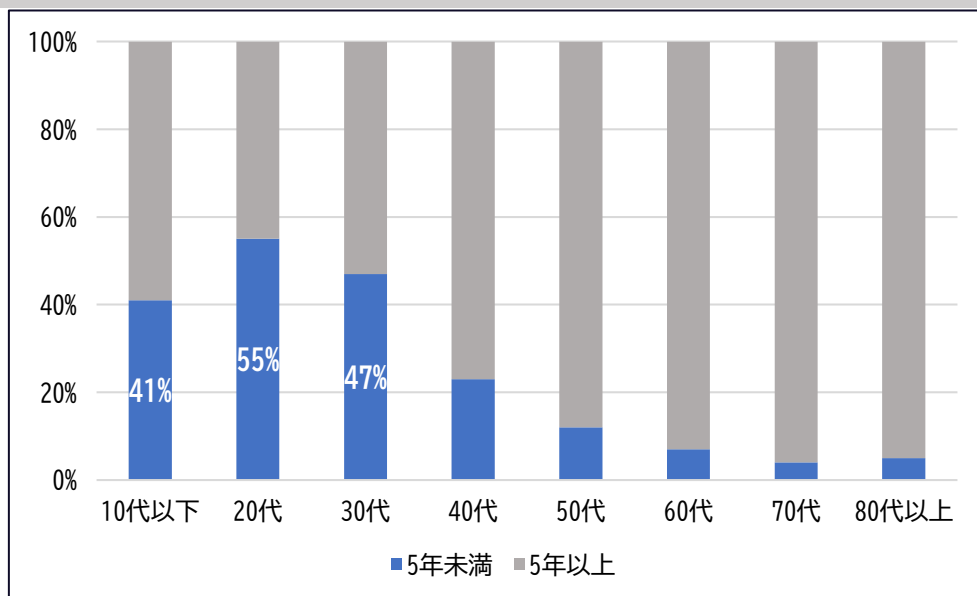
出典：国勢調査（各年）

転入者数とその割合



出典：住民基本台帳（各年1月1日現在）

年代別居住年数



出典：世田谷区データブック

(2) 地域性・土地利用の状況

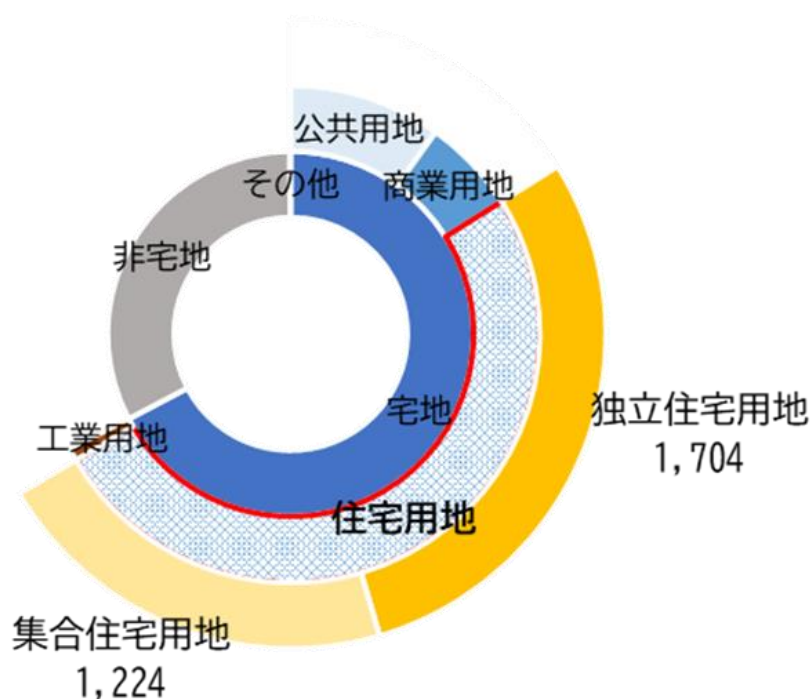
区の土地利用の状況としては、住宅用地が全体の約半数を占めています。住宅用地の内訳をみると、集合住宅用地よりも独立住宅用地（戸建て）が多いことも特徴です。建物用途別棟数を地域で見ると、世田谷・北沢は集合住宅が他地域より多く玉川・砧・烏山は独立住宅が多いなど、地域差もあります。

地域別の人口は、一部地域で若干減少傾向にあるものの、それ以外ではほぼ横ばいまたは増加傾向で推移すると見込まれます。

区民意識調査では、定住意向が高く、区政に関しては「災害に強いまちづくり」、「防犯・地域安全の対策」、「高齢者福祉の充実」が常に高い一方、「清掃・資源リサイクルの推進」については関心度が比較的低い状況です。

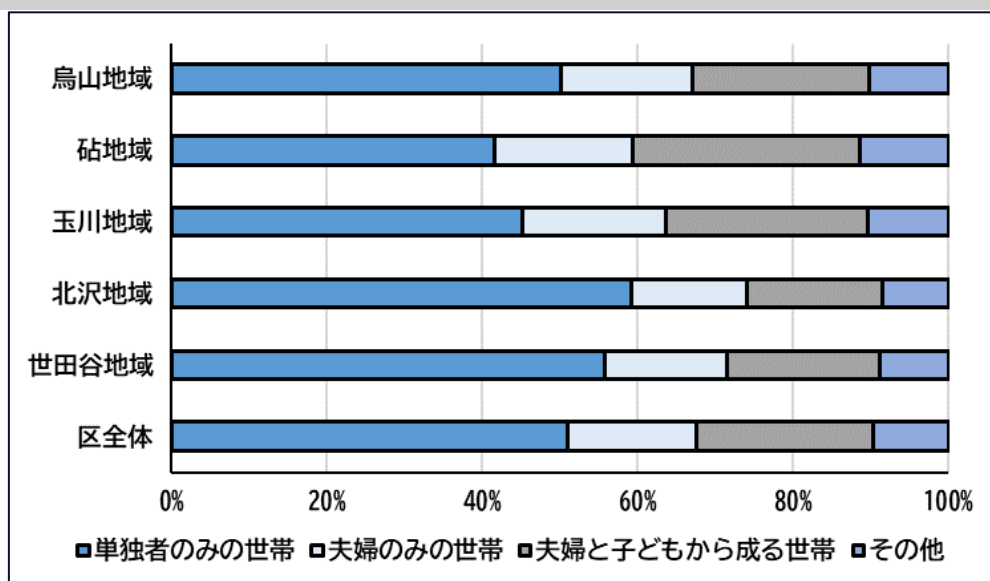
住宅地や商店街など地域特性に応じた効果的な啓発などについて検討していく必要があります。

用途別土地利用面積（単位：ヘクタール）



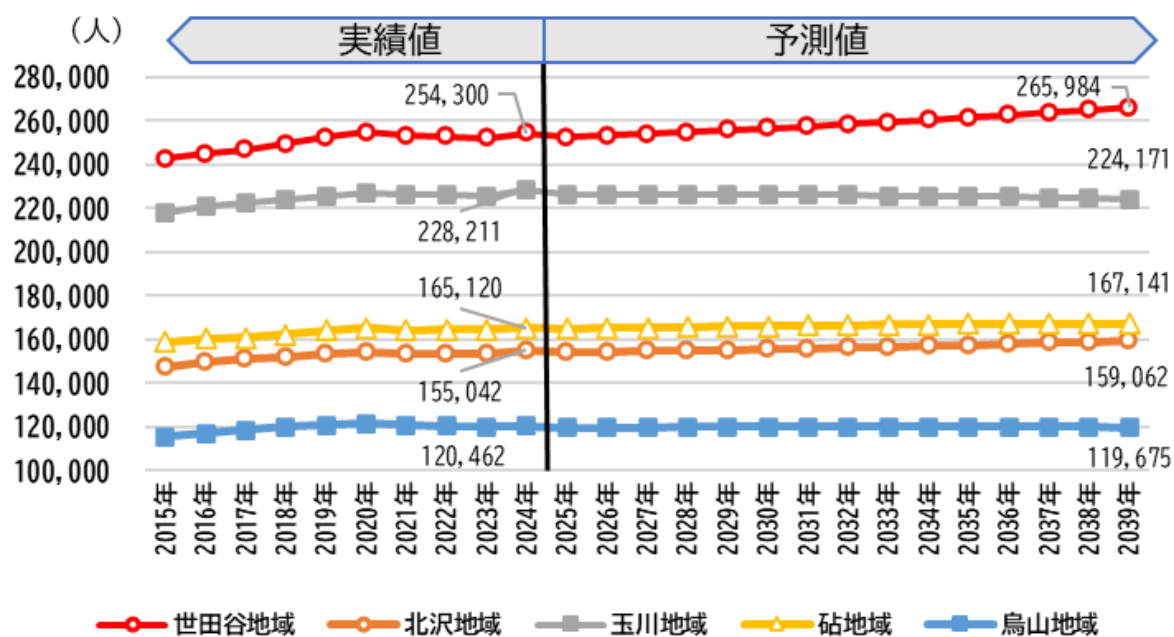
出典：世田谷区土地利用現況調査（2021 年度）

地域別 世帯構成



出典：国勢調査（令和2年度）

5 地域 将来人口



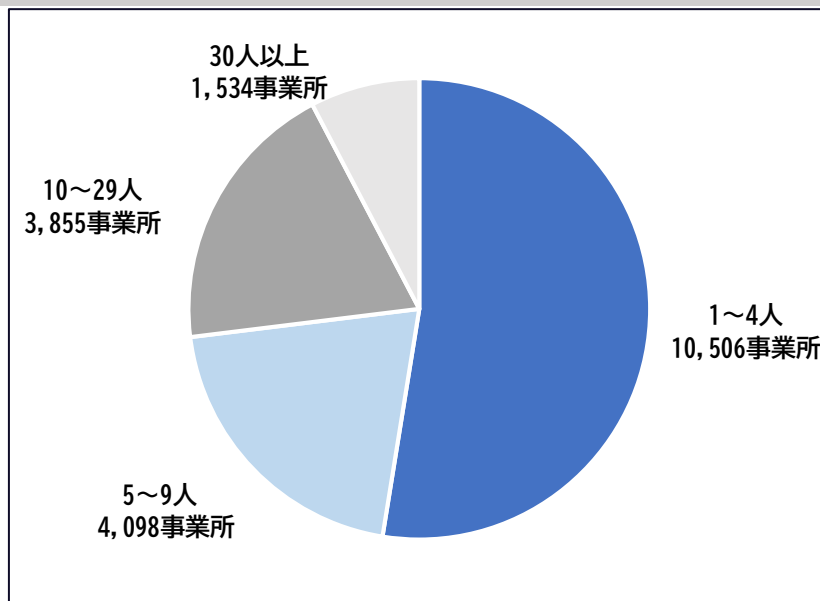
出典：住民基本台帳(各年10月1日現在)、世田谷区将来人口推計(令和5年7月)

(3) 産業・事業所の状況

従業者数5人未満の事業所が全体の約5割を占め、東京都や関東大都市圏と比べると、小規模な事業所が多く立地しています。事業系ごみは事業者による自己処理が原則ですが、小規模事業所の多くは区収集を利用していると考えられます。

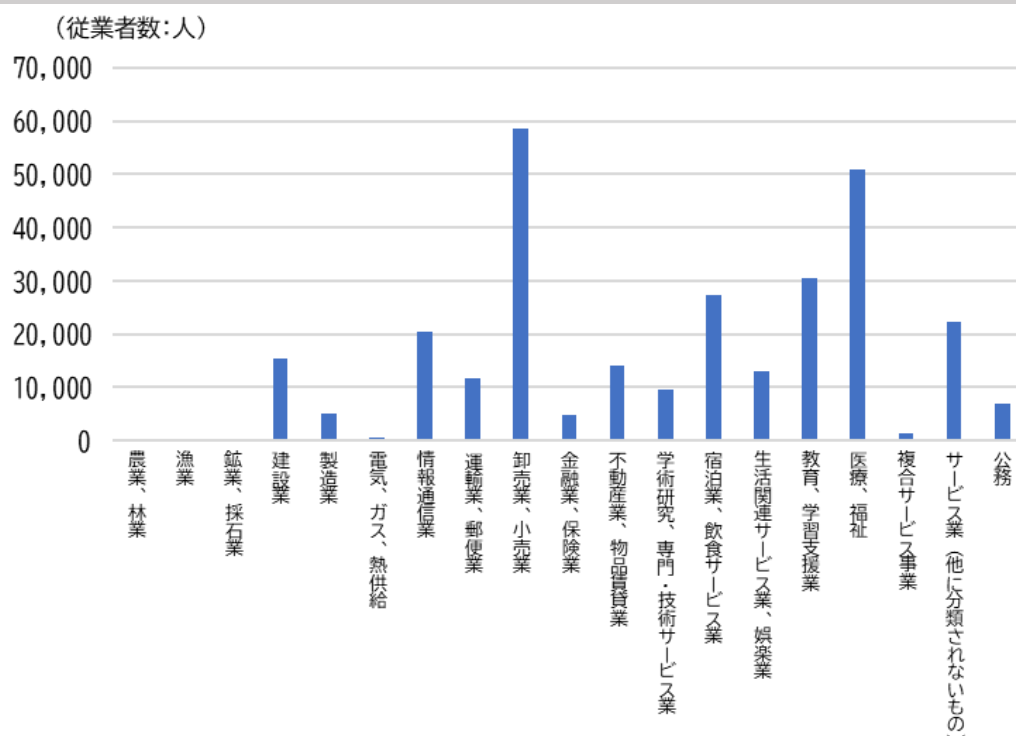
区収集を利用する小規模事業所に対しては、自己処理責任に基づき許可業者による収集への移行も含め、適正排出・適正処理を促進していく必要があります。

従業員数別事業所数



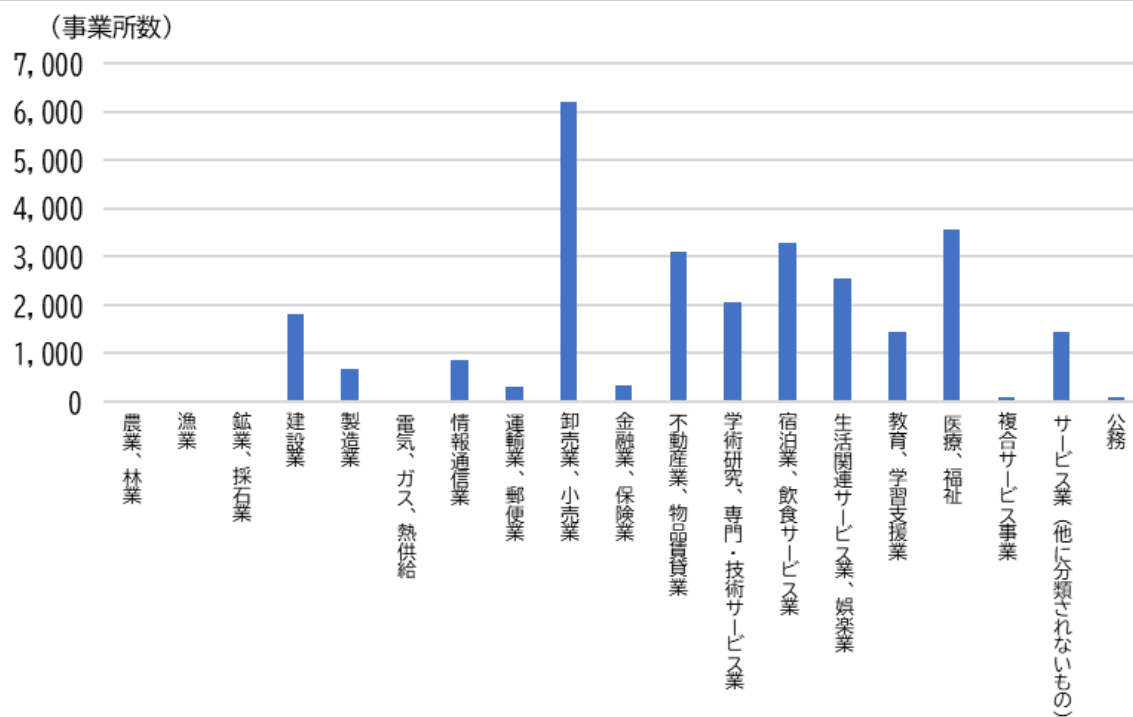
出典：経済センサス活動調査（2021年）

産業別従業者数



出典：経済センサス活動調査（2021年）

産業別事業所数



出典：経済センサス活動調査（2021 年）

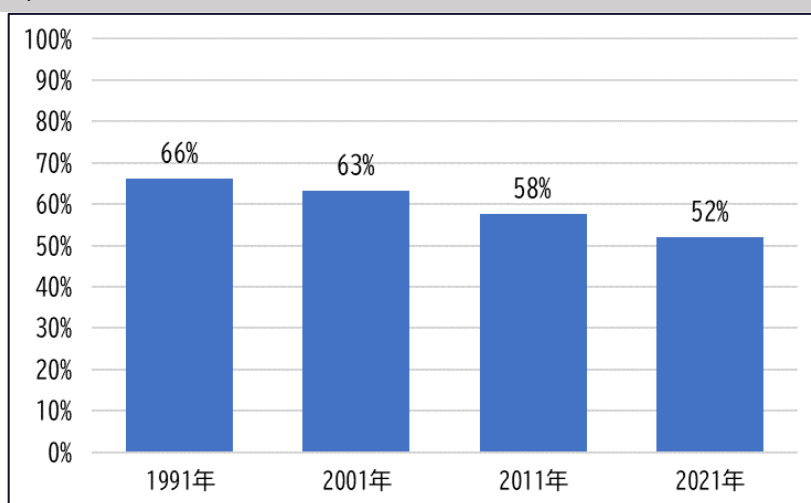
(4) 地域コミュニティ

町会・自治会への加入率、地域活動への参画状況について、ともに減少傾向にあり、地域コミュニティの希薄化が懸念されます。

区民意識調査では、地域活動への参加経験・意向がある区民は全体で3割程度となっていますが、2014年からの時系列の変化をみると、関心が高まってはいない状況です。

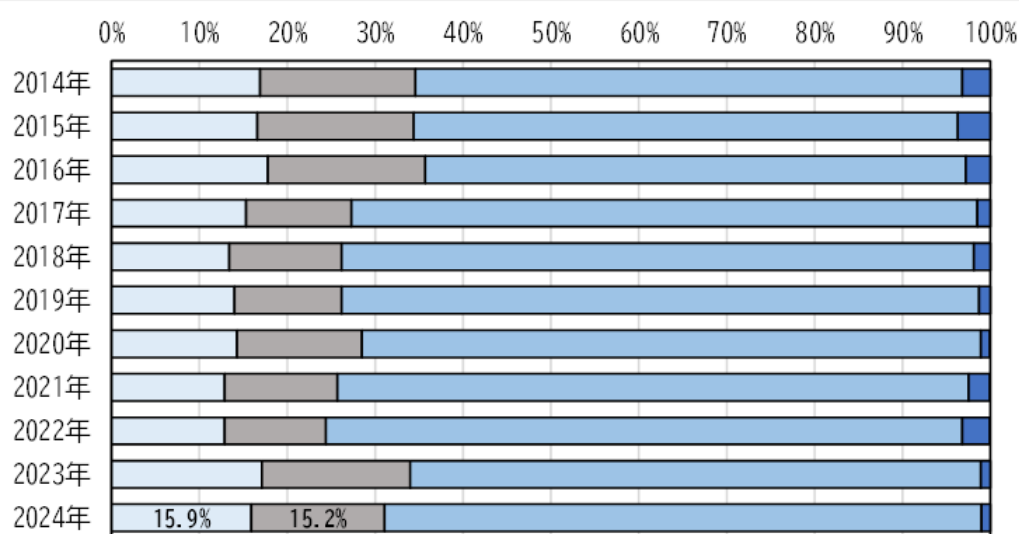
このような地域コミュニティの希薄化や少子高齢化の進展を踏まえて、地域の状況にあった地域活動への支援を検討していく必要があります。

町会・自治会加入率



出典：世田谷区資料

地域活動への参加経験・意向を有する区民の割合



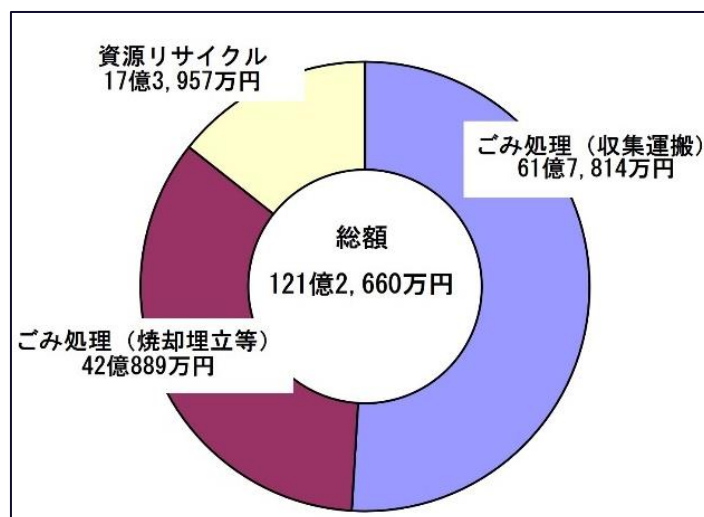
■参加している ■今は参加していないが、今後参加してみたい ■参加していない ■無回答

出典：世田谷区区民意識調査 2024

(5) 財政状況

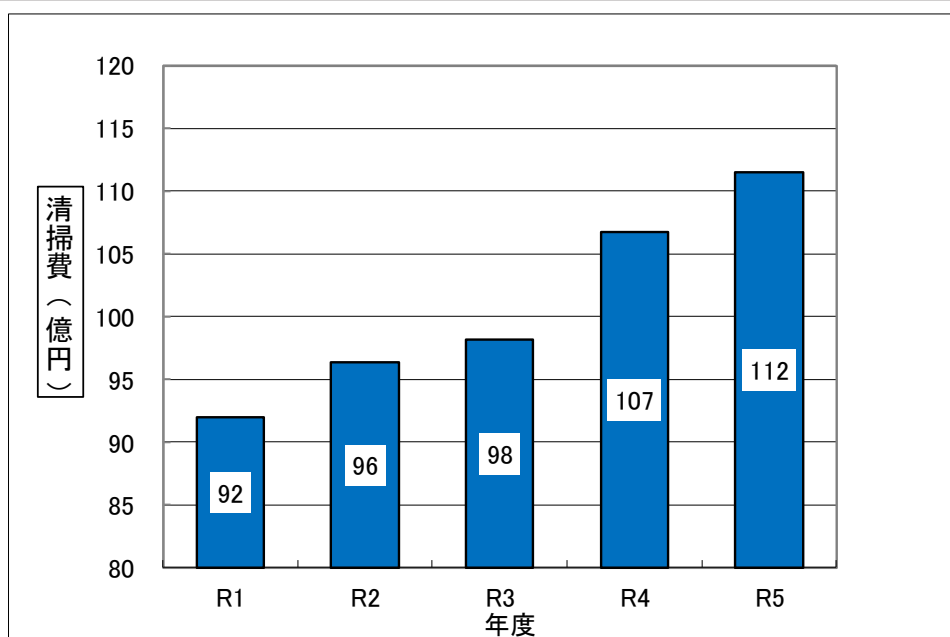
清掃費は、約 100 億円前後で推移しており、区全体の予算の中では約 3 % を占めています。令和 4 年度に世田谷区のごみ処理や資源のリサイクルにかかった経費は、121 億 2,660 万円でした。内訳は、ごみの収集運搬に 61 億 7,814 万円、ごみの焼却処理や埋立などに 42 億 889 万円、資源のリサイクルに 17 億 3,957 万円となっています。

今後も安定した清掃・リサイクル事業を継続するため、引き続き効率的な事業運営が求められます。



出典：世田谷区HP「資源・ごみ処理経費」（令和 4 年度）

清掃費の推移



出典：世田谷区清掃・リサイクル事業概要 2024

3 清掃・リサイクル事業の現状と課題

(1) 計画の実績

①区民1人1日あたりのごみ排出量

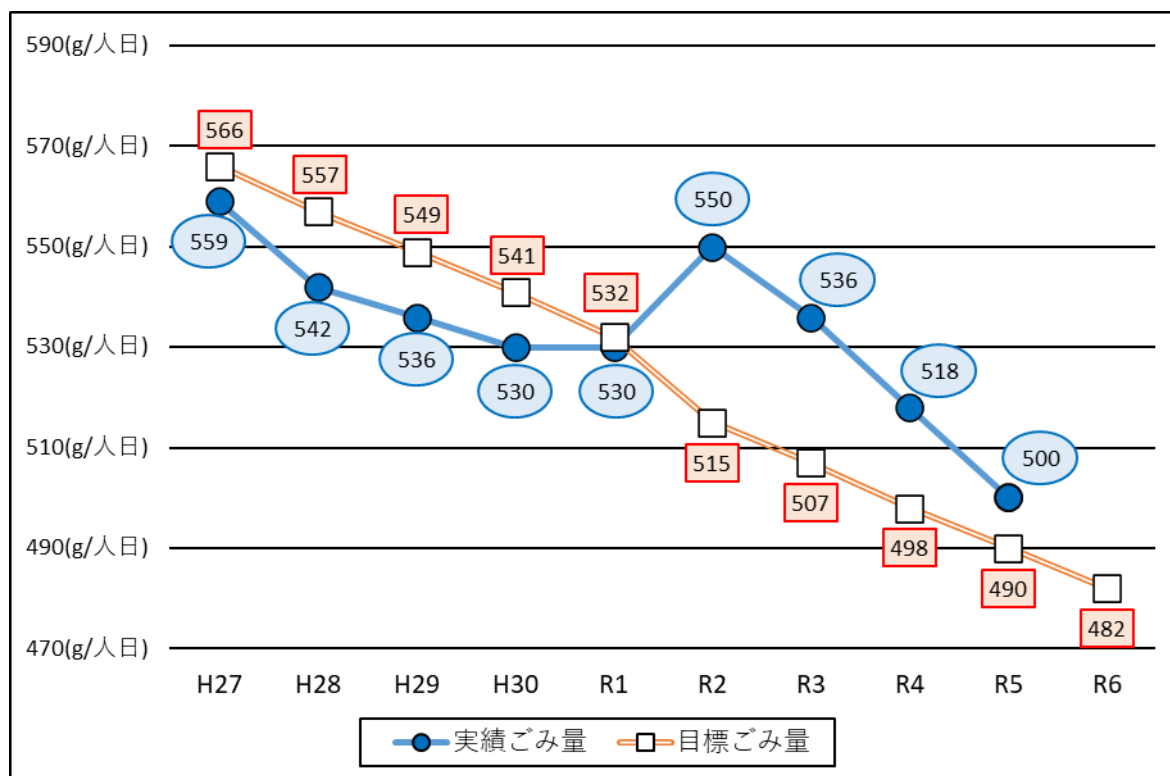
令和6年度までの一般廃棄物処理基本計画では、「区民1人1日あたりのごみ排出量」を令和6年度に482g/人日まで減量することを目標として設定していました。

令和2年度には、新型コロナウイルス感染症による区民の外出自粛や企業によるリモートワークの拡大などにより区民の在宅時間が増え、また、食事のデリバリーサービスの利用やインターネット購入による宅配が広がったことなどにより、粗大ごみを含む家庭ごみの排出が増加し、区民1人1日あたりのごみ排出量が大幅に増加しました。

令和3年度以降は減少に転じていますが、安定した減少傾向として評価するためには、さらなる経過の把握が必要です。

○区民1人1日あたりのごみ排出量（単位：g/人日）

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
目標	566	557	549	541	532	515	507	498	490	482
実績	559	542	536	530	530	550	536	518	500	—



(※ごみ量の内訳は可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみの区収集量)

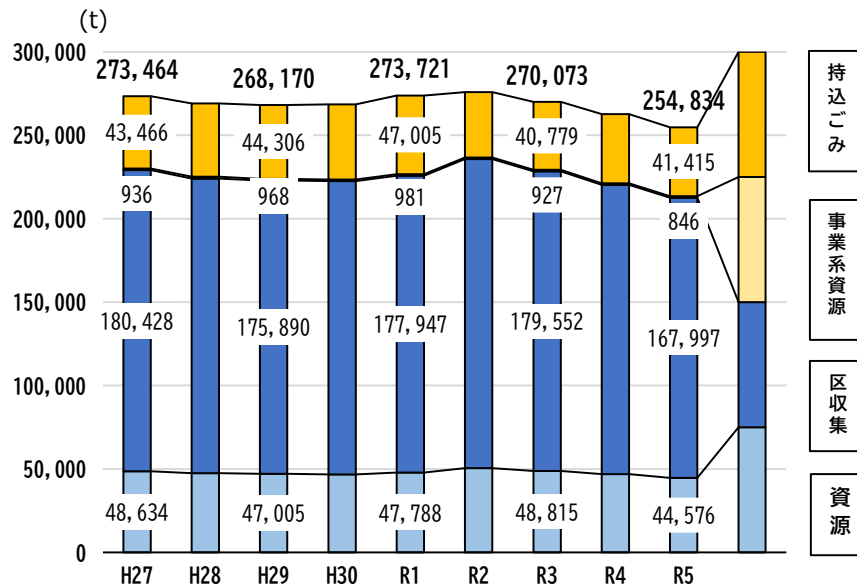
(2) 資源・ごみ量の推移

①総排出量（区収集ごみ＋資源＋持込ごみ）

区収集ごみについては、平成27年度から平成30年度に向けて減少傾向にあったものの、令和元年度から令和2年度にかけてはごみ量が増加しています。令和2年度においてごみ量が増加した背景には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により自宅で過ごす時間が増えたことが大きく影響していると考えられます。

一方で、令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響が緩和され、ごみ量は減少傾向にあります。資源回収量は令和3年度以降は減少し、事業系リサイクルごみ（事業系資源）量は800～900t台で推移しています。また、持込ごみについては、緩やかに増加傾向を示していましたが、令和2年度に大きく減少し、その後は微増傾向となっています。

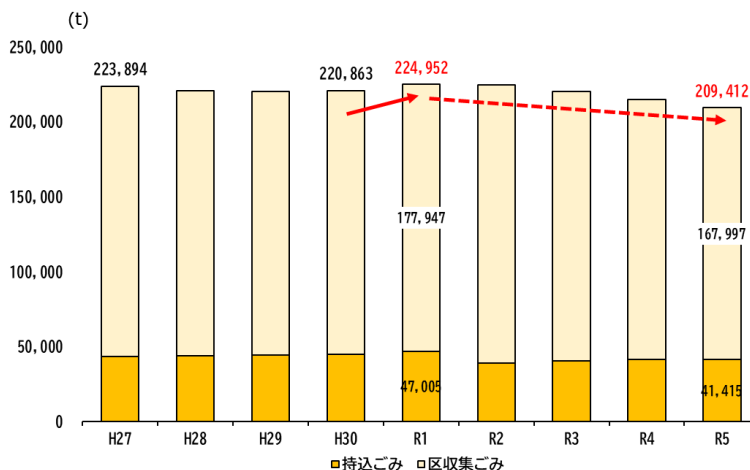
総排出量の推移



②総ごみ量（区収集ごみ＋持込ごみ）

総ごみ量としては、令和元年度、令和2年度において一時的に増加したものの、新型コロナウイルス感染症の影響と考えられ、その後は減少傾向にあります。

総ごみ量の推移



(3) ごみ組成分析調査

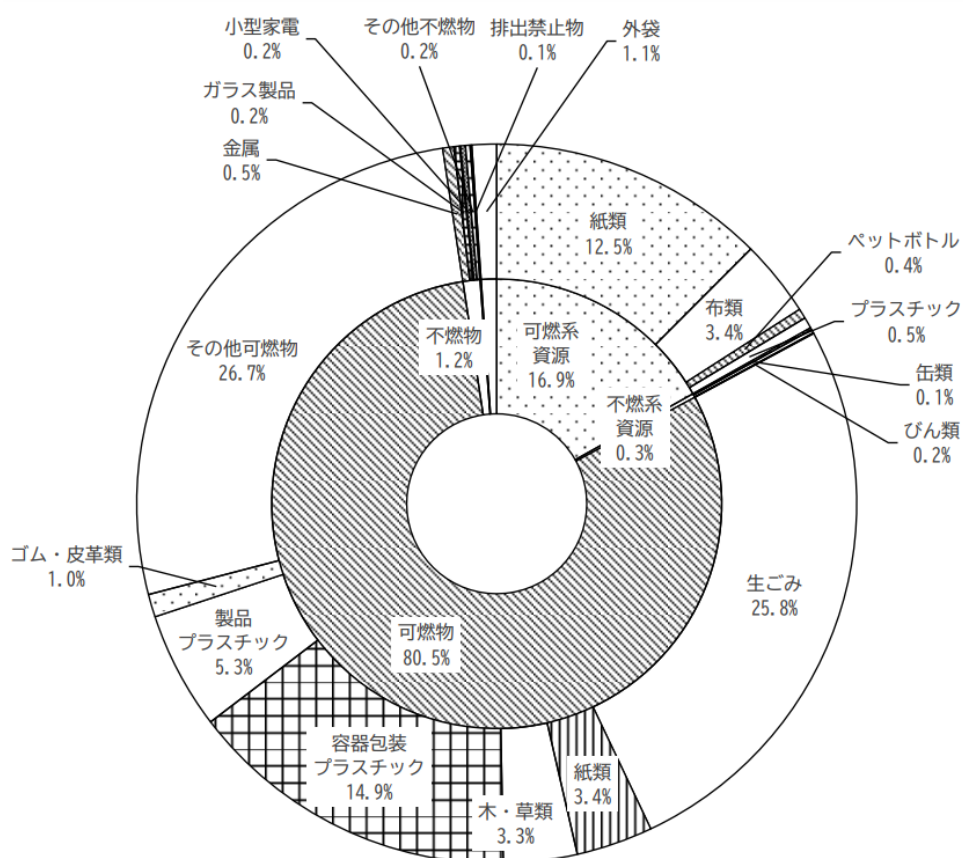
①家庭ごみ

家庭ごみのうち、可燃ごみにおける組成分析では、可燃系資源が16.9%、不燃系資源が0.3%で、資源が合計17.2%となっています。また、可燃物の中では、その他可燃物が最も多く26.7%、次いで生ごみが25.8%、容器包装プラスチックが14.9%となっています。可燃系資源の中では、紙類が最も多く12.5%、次いで布類が3.4%となっています。

不燃ごみにおける組成分析では、不燃系資源が7.2%、可燃系資源が0.4%で、資源が合計7.6%となっています。また、不燃物の中では、金属が最も多く20.7%、次いで陶磁器が19.0%、ガラス製品が15.4%、小型家電が10.8%となっています。

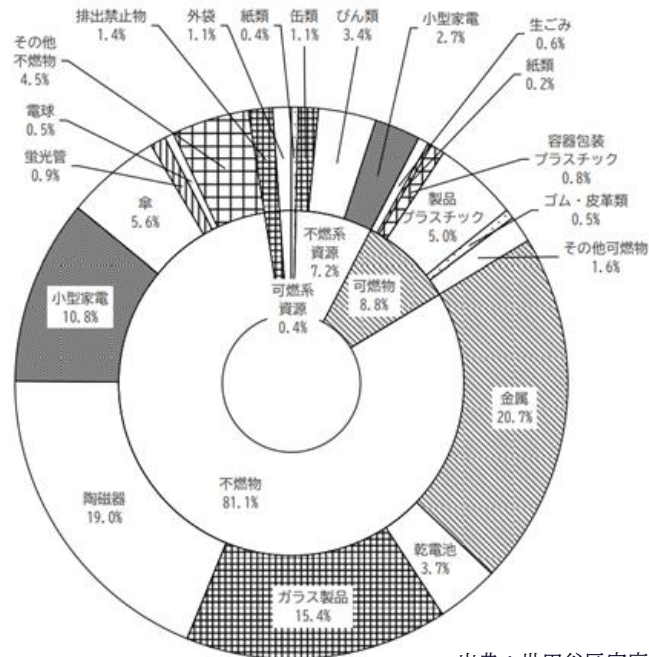
まだ資源や異なる分別区分のごみが一定割合混入している状況のため、さらなる分別の徹底が必要となります。

家庭系可燃ごみ



出典：世田谷区家庭ごみ・事業系ごみ組成分析調査
及び計量調査報告書（令和6年度版）

家庭系不燃ごみ



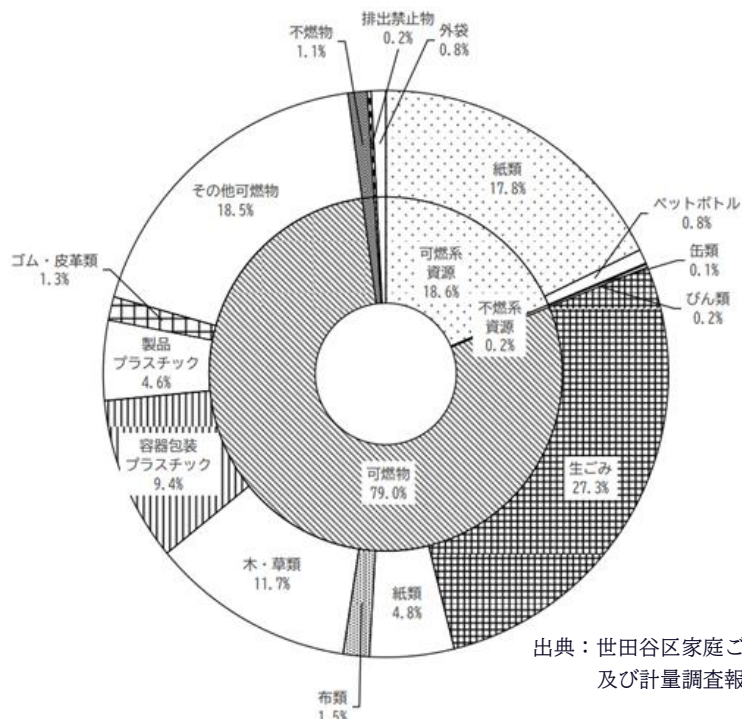
出典：世田谷区家庭ごみ・事業系ごみ組成分析調査
及び計量調査報告書（令和6年度版）

②事業系ごみ

事業系の可燃ごみにおける組成分析では、可燃系資源が18.6%、不燃系資源が0.2%で、資源が合計18.8%となっています。可燃物の中では、生ごみが最も多く27.3%、次いでその他可燃物が18.5%となっています。可燃系資源の中では、紙類が17.8%、ペットボトルが0.8%となっています。

事業系の可燃ごみにおいても、まだ資源や異なる分別区分のごみが一定割合混入している状況のため、さらなる分別の徹底が必要となります。

事業系可燃ごみ



出典：世田谷区家庭ごみ・事業系ごみ組成分析調査
及び計量調査報告書（令和6年度版）

(4) 清掃関連施設

清掃・リサイクル事業に関連する施設としては、清掃事務所やリサイクル関連施設があります。これらの施設の中には老朽化が進んでいるものもあり、また社会経済情勢の変化に伴う新たな課題にも対応できるよう、効率的・効果的な収集・運搬・処理体制を構築していくため、計画的な維持管理や設備更新が必要となります。

(清掃事務所)

No.	施設名	延床面積	竣工年	用途地域	備考
1	世田谷清掃事務所	847 m ²	昭和 38 年	近商 一中高	
2	玉川清掃事務所	806 m ²	昭和 40 年	一中高	
3	世田谷清掃事務所弦巻分室	1,241 m ²	昭和 61 年	一中高	
4	砧清掃事務所	3,169 m ²	平成 8 年	準工業	東京二十三区清掃 一部事務組合千歳 清掃工場と併設

(リサイクル関連施設)

No.	施設名	延床面積	竣工年	用途地域	備考
1	エコプラザ用賀・用賀粗大ごみ中継所	1,602 m ²	昭和 46 年	二住	
2	希望丘中継所	1,871 m ²	昭和 62 年	一住 二住	
3	船橋粗大ごみ中継所	177 m ²	昭和 62 年	一住 二住	
4	リサイクル千歳台	305 m ²	平成 6 年	一中高	
5	喜多見資源化センター	320 m ²	平成 10 年	二中高	
6	資源循環センター（リセタ）	1,294 m ²	平成 20 年	準工	

出典：世田谷区建物整備・保全計画(令和 6 年 3 月一部改訂)



第3章 基本理念・基本方針・施策

1 基本理念

基本理念：

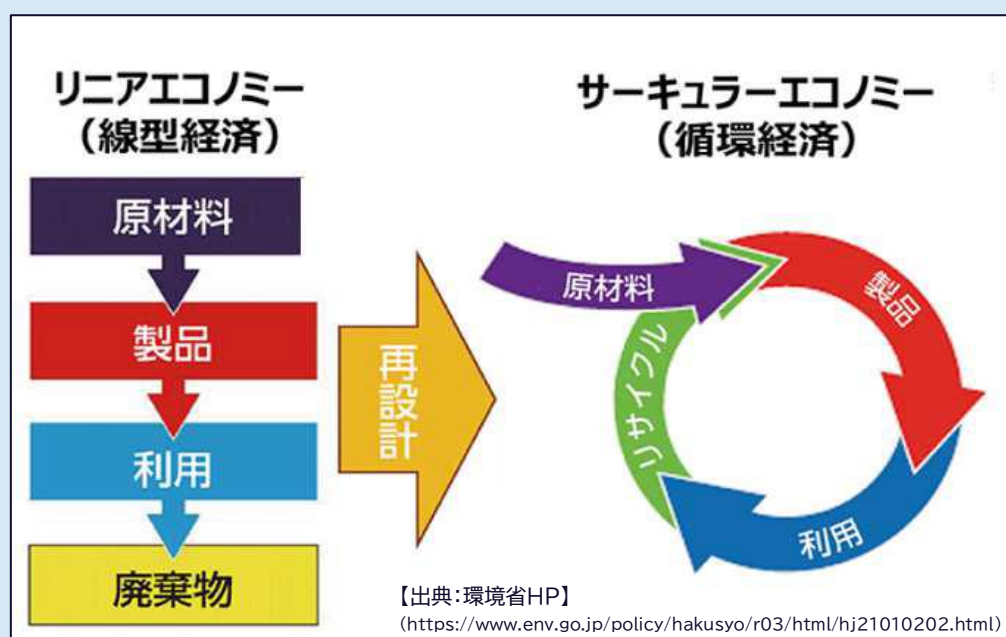
「環境に配慮した持続可能な資源循環型社会の実現」

《基本理念の考え方》

- ・世田谷区基本計画における「**持続可能な未来を確保し、あらゆる世代が安心して住み続けられる世田谷をともにつくる**」という目標に向けて、従来の大量生産・大量消費・大量廃棄による一方通行型のリニアエコノミー（線形経済）から、資源投入量・消費量を抑えて持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用するサーキュラーエコノミー（循環経済）への移行やリユースの展開を進めます。あわせて、区民・事業者・区の協働により意識醸成と行動変容を促進し、さらなるごみの減量と資源循環に取り組みます。
- ・また、区の人口推計や地域特性を踏まえ、人口増加に伴いごみ量が増加しないようにする対応、若年層・単身世帯・転入者などへの効果的な情報発信、さらなる高齢化に対応した施策の検討、大規模集合住宅や商店街など地域特性に応じた啓発、人口構成や地域コミュニティの変化といった将来的な課題を見据えて、より効果的な施策展開を進めていきます。
- ・さらに、新たな課題となっている、プラスチックの発生抑制と資源循環による持続可能な地域社会の実現や、リチウムイオン電池など充電式電池の適正処理、デジタル技術の活用による業務効率化やサービス向上、コロナ後のライフスタイルの変化やリモートワークなど働き方の変化を踏まえた施策展開、事業者・地域団体・学校などと連携した新たな資源循環の検討、災害時を想定した廃棄物対策、清掃関連施設の老朽化や労働力不足を見据えた安定的な事業継続など、社会経済情勢の変化に伴う課題にも積極的に取り組みます。
- ・これらの課題解決やごみの減量に向けて、基本理念として「環境に配慮した持続可能な資源循環型社会の実現」を掲げ、特に、区民の参加と協働、事業者・地域団体・NP0・大学等との連携、子育て世代へのアプローチなどを重点的なテーマとして取組みを進めます。

●サーキュラーエコノミー(循環経済)

- ・従来の大量生産・大量消費・大量廃棄による一方通行型のリニアエコノミー(線形経済)から、資源投入量・消費量を抑えて持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する取組みがサーキュラーエコノミー(循環経済)です。
- ・サーキュラーエコノミー(循環経済)は、従来の3Rの取組みに加えて、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を目指すものです。
- ・国の第5次循環型社会形成推進基本計画においても、サーキュラーエコノミーへの移行が重点的な施策として位置付けられています。



●2R(リデュース「発生抑制」、リユース「再使用」)に重点を置いた取組み

- ・2Rとは、3R(リデュース「発生抑制」、リユース「再使用」、リサイクル「再生利用」)のうち、特に優先度が高いリデュース(発生抑制)とリユース(再使用)を指しています。
- ・廃棄物は、いったん発生すると資源として循環的に利用する場合でも環境への負荷が生じます。このため、廃棄物処理による環境負荷を低減させるためには、まずこれを発生させないリデュース(発生抑制)が効果的な取組みとなります。
- ・また、いったん使用された製品、部品、容器等を再び使用するリユース(再使用)も、形状を維持したまま使用することから、リサイクルに比べて、資源の滅失や発生する廃棄物の量が少なくなります。
- ・このため、世田谷区では引き続きリデュース(発生抑制)とリユース(再使用)の2Rに重点を置いて、ごみの減量と資源循環に取り組めます。

2 目標値の設定

- ・最新の将来人口推計（令和5年7月）では、区の人口は計画期間（令和7年度～令和16年度）を超えて、令和24年度まで増加することが見込まれています。人口の増加をゴミ量の増加につなげないためにも、区民1人1日あたりのごみ排出量をさらに削減していくことが必要です。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度に区民1人1日あたりのごみ排出量は増加し、その後、減少傾向に転じています。この減少傾向を安定したものとするためには、引き続きごみ排出量の減量に取り組んでいく必要があります。
- ・特に、新型コロナウイルス感染症を契機として、食事のデリバリーサービスの利用やインターネット購入による宅配が広がり、働き方改革による在宅ワークの普及など区民のライフスタイルが変化しており、このライフスタイルの変化が区民1人1日あたりのごみ排出量の増加につながらないようにしなければなりません。
- ・区では、引き続き発生抑制（リデュース）と再利用（リユース）に重点を置きつつ、デジタル技術を利用した多様な情報発信などにより、区民の行動変容を促すとともに、社会経済情勢の変化を踏まえた新たな施策を不断に展開していくことにより、さらなるごみ減量と資源循環を推進することとし、新たな一般廃棄物処理基本計画における目標として、令和16年度の区民1人1日あたりのごみ排出量を「450g」と設定します。
- ・なお、人口の増加も想定される中で目標を実現するためには、ごみの総量を令和6年度比で年間約11,000トン削減する必要があると見込んでおり、そのための取組みとして、食品ロスのさらなる削減やプラスチックの資源化への取組みなどを検討していきます。

目標の指標	令和5年度 実績値	令和16年度 目標値
区民1人1日あたりのごみ排出量（g／人日）	500 g／人日	450 g／人日

3 基本方針

【基本方針1】区民・事業者・区の協働による発生抑制

- 施策①：区民・事業者・区の協働による発生抑制の推進
 施策②：区民の行動変容を促す多様な普及啓発・情報発信
 施策③：持続可能な社会の実現に向けた食品ロス削減の推進

《現状と課題、取組みの方向性》

- ・廃棄物は、いったん発生すると資源として循環的に利用する場合でも環境への負荷が生じるため、環境負荷低減に向け、まずこれを発生させない発生抑制(リデュース)をさらに徹底する必要があります。このため、区民のライフスタイルの変化などを踏まえて、ごみの減量やリサイクルに関心の低い層も含めた、幅広い世代への効果的な情報発信が課題となります。
- ・このため、さらなる発生抑制に向け、区民・事業者の参加と協働により子育て世代への重点的なアプローチやデジタル技術の活用なども進め、より波及効果の高い啓発に取り組めます。

【基本方針2】多様な資源循環の推進とサーキュラーエコノミーの実現

- 施策④：ライフスタイルや地域コミュニティの変化に応じた資源循環の取組み
 施策⑤：多様な資源循環とサーキュラーエコノミーの推進
 施策⑥：事業者による資源循環のさらなる推進

《現状と課題、取組みの方向性》

- ・一方通行型のリニアエコノミー(線形経済)から、持続可能な形で資源を有効利用するサーキュラーエコノミー(循環経済)への移行を進めるためには、身近な地域において区民が主体的に資源循環に取り組むことができる環境の整備や、さらなる資源分別の徹底などが課題となります。
- ・このため、区民の日常行動やビジネススタイルの行動変容を促すことにより、ものを捨てずに再び使用するリユース(再使用)や、可燃・不燃・粗大ごみのさらなる分別と資源化を推進します。
- ・新たにプラスチックの分別収集・再資源化、不燃ごみの全量資源化に向けて取組みを進めます。

【基本方針3】廃棄物の適正処理の推進

- 施策⑦：より効果的・効率的な廃棄物処理の推進
 施策⑧：拡大生産者責任・排出事業者自己処理原則に基づく適正処理
 施策⑨：適正な分別・排出の促進

《現状と課題、取組みの方向性》

- ・今後のさらなる少子高齢化に伴い、在宅医療廃棄物の増加や労働力の不足などが大きな課題となっています。また、安定した収集事業の継続のためには、処理困難物の適正排出の徹底も課題となります。
- ・このため、区民が安心して暮らすことができる持続可能な地域社会の実現に向けて、より効果的・効率的な収集体制や組織の構築を進めるとともに、拡大生産者責任の原則に基づき、さらなる適正排出の推進に取り組めます。

4 施策ごとの取組み

基本方針1: 区民・事業者・区の協働による発生抑制

施策①: 区民・事業者・区の協働による発生抑制の推進

- 【①-1】大学や事業者、地域団体等と連携した啓発事業の展開
- 【①-2】子育て世帯への啓発拡充、出張講座の拡充
- 【①-3】区民や地域団体等と連携した各種講座・講師派遣の充実

●【①-1】大学や事業者、地域団体等と連携した啓発事業の展開

《現状と課題、取組みの方向性》

- ・区民、事業者主体のごみの減量・排出抑制を促進するためには、行政以外の主体(大学、事業者、地域団体、NPO 等)と連携・協力した参加型の普及啓発の推進が課題となります。
- ・このため、区民・大学・事業者・地域団体・NPOなどによる主体的なネットワーク(2R 推進会議など)とも連携し、特に2R(リデュース、リユース)に重点をおいて、ごみ減量に関する普及啓発を展開していきます。

・また、区全体で取り組むべき課題である気候変動対策や CO₂ 排出削減に向けては、区民・事業者との協働に加えて、環境・脱炭素・資源循環・教育などの関係所管が連携した組織横断的な取り組みが重要となるため、多面的なアプローチによる相乗効果の高い啓発事業を推進します。

【主な取組み】

- ・大学・事業者・地域団体等と連携したごみ2R 啓発イベント等の実施
- ・イベントや普及啓発施設における事業者等の環境活動PRコーナーの設置
- ・商店街イベント等でのせたがやエコフレンドリーショップのPR

《取組みイメージ》

・大学・事業者・地域団体等と連携した啓発イベント



●【①-2】子育て世帯への啓発拡充、出張講座の拡充

《現状と課題、取組みの方向性》

- ・さらなるごみの減量と発生抑制のためには、関心の低い層も含めた多くの区民に対する効果的な情報発信や啓発が重要です。
- ・特に、子育て世代を対象とした啓発は、子どもだけでなく保護者も含めたより高い波及効果が期待されるため、積極的に取組みを拡充していきます。

【主な取組み】

- ・児童館などと連携した子育て世帯への啓発拡充
- ・子育て世帯を対象とした出張講座の開催

●【①-3】区民や地域団体等と連携した各種講座・講師派遣の充実

《現状と課題、取組みの方向性》

- ・ごみの発生抑制に向けては、区民や地域団体等と連携した講座の開催などにより、区民が主体的にごみ減量の取組みに参加できる機会を増やすことが重要となります。
- ・このため、例えば生ごみの減量をテーマとする講習会など、区民の実践につながる講座の充実に取り組めます。

【主な取組み】

- ・小学校での新たな生ごみ減量講習会の開催
- ・生ごみ堆肥作りとそれを活用した野菜作り講習会などの開催
- ・町会・自治会やPTA、消費者団体等による学習会等への講師派遣

《取組みイメージ》

- ・生ごみの減量をテーマとする講習会等の開催



施策②：区民の行動変容を促す多様な普及啓発・情報発信

- 【②-1】保育園・小学校等における環境学習の推進
- 【②-2】「せたがやエコフレンドリーショップ」の登録拡大と利用促進
- 【②-3】デジタル技術を活用したより効果的な情報発信
- 【②-4】普及啓発施設でのより効果的な事業展開
- 【②-5】多様化する地域コミュニティに対応した情報提供

●【②-1】保育園・小学校等における環境学習の推進

《現状と課題、取組みの方向性》

- ・ごみの発生抑制に向けた行動変容を促すためには、保育園・幼稚園・小学校の段階からごみの減量や分別の大切さを継続的に学ぶことが重要となります。
- ・このため、体験用ごみ収集車を活用した講座や講師の派遣、啓発冊子の配布など、環境学習プログラムに基づいた啓発を継続的に実施していきます。

【主な取組み】

- ・体験学習用ごみ収集車「カティ」などによる環境学習
- ・区内小学校等の児童へのリーフレット「できることからごみへらし」の配布
- ・SDGs の視点を取り入れた環境学習の推進
- ・資源循環センター「リセタ」や清掃工場の見学

《取組みイメージ》

- ・体験用ごみ収集車「カティ」による環境学習



●【②-2】せたがやエコフレンドリーショップの登録拡大と利用促進

《現状と課題、取組みの方向性》

- ・世界的な問題となっている食品ロスや海洋プラスチックごみを削減するためには、飲食店・小売店などの事業者やその利用者である区民と連携した取組みが必要です。
- ・区では食品ロスやプラスチックごみの削減に積極的に取り組む飲食店・小売店等をせたがやエコフレンドリーショップ登録店として支援しており、今後もさらなる登録拡大と利用促進に取り組めます。

【主な取組み】

- ・商店街振興組合主催イベントでの PR など、地域団体等と連携した取組み事例の啓発
- ・登録店舗への啓発用ポスターや認定ステッカーの配布
- ・区ホームページへの登録店舗情報の掲載
- ・持ち帰り容器(ドギーバッグ)の配布
- ・せたがやエコフレンドリーショップの利用により、地域通貨のポイントが付与される仕組み等の検討

《取組みイメージ》

- ・登録店舗への啓発用ポスターや認定ステッカーの配布、区ホームページへの店舗情報の掲載、持ち帰り容器(ドギーバッグ)の配布など

(認定ステッカー)

(持ち帰り容器)



- ・エコフレンドリーショップの主な取組み事例は以下のようなものがあります。

- 小盛りメニューなどの提供
- 余った料理の持ち帰り
- 期限間近の食品の値引き販売
- 食品のばら売りや量り売り
- 堆肥化、資源化、フードバンクへの寄付
- 食品ロス食材を活用したメニューの提供
- プラスチック製ストロー・スプーンの代替品(紙製等)の使用
- 精肉等のノントレイ販売
- 店舗でのプラスチック類(ペットボトル・発泡トレイなど)の自主回収
- ポリロールの削減
- 食材や商品の仕入れ時にプラスチック削減
- 食品ロス削減やプラスチック削減の PR



●【②-3】デジタル技術を活用したより効果的な情報発信

《現状と課題、取組みの方向性》

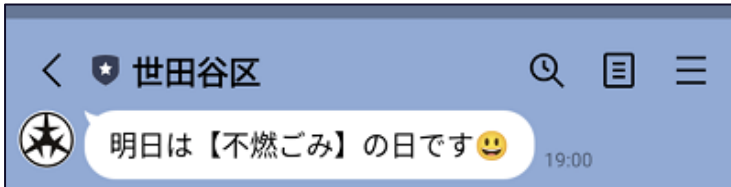
- ・区民のライフスタイルの変化を踏まえて、ごみの減量やリサイクルなどに関心の低い層も含め、幅広い区民への啓発を効果的に行うためには、進展するデジタル技術を活用しながら、情報発信を効果的に行うことが課題となります。
- ・このため、区のおしらせ「せたがや」や啓発チラシなどの紙媒体に加えて、SNS やスマートフォンアプリ、デジタルサイネージなどを活用したごみ減量の普及啓発を積極的に進めていきます。

【主な取組み】

- ・LINE を活用した普及啓発
- ・資源・ごみ分別アプリ「さんあ〜る」によるプッシュ通知の拡充
- ・メール配信サービスからアプリ・LINE 等への移行促進
- ・チャットボットによる資源・ごみ分別案内
- ・区内公共施設等のデジタルサイネージでのごみ減量・分別方法などの配信
- ・短時間で視聴できるショート動画を活用したごみ減量・分別方法などの配信の検討

《取組みイメージ》

- ・区公式 LINE による資源・ごみ収集日お知らせ



- ・資源・ごみ分別アプリ「さんあ〜る」
(収集日カレンダー)



(分別検索)



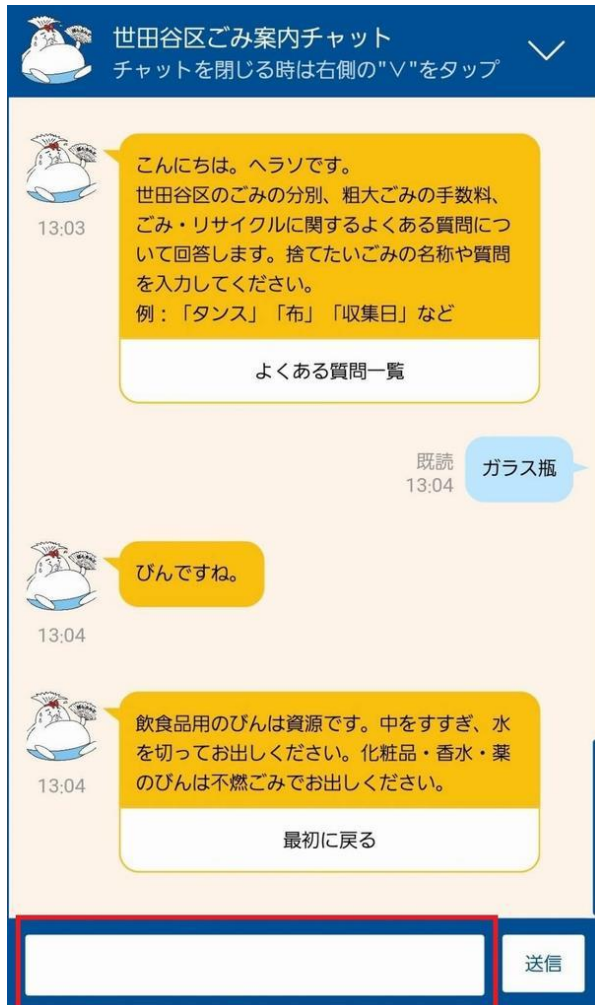
(資源・ごみの分け方・出し方ガイド)



(よくある質問)



・チャットボットによる資源・ごみ分別案内



●【②-4】普及啓発施設でのより効果的な事業展開

《現状と課題、取組みの方向性》

- ・ごみの発生抑制に向けた区民の行動変容を促すためには、ごみ減量・リサイクルの普及啓発施設（エコプラザ用賀、リサイクル千歳台）での、より効果的な事業展開が課題となります。
- ・このため、子どもや子育て世代を対象とした体験型展示や、事業者と連携したプラスチック減量講座など、より波及効果の高い事業を展開していきます。

・また、区民による継続的・主体的な行動変容につながるよう、資源回収から再商品化、循環利用まで、一連のリサイクル過程全体を分かりやすく可視化した啓発事業を推進していきます。

【主な取組み】

- ・ごみの減量や資源循環に関する子ども向け体験型展示の設置（エコプラザ用賀）
- ・プラスチック減量促進のための講座の実施（リサイクル千歳台）
- ・ごみ減量・リサイクルなどに取組む新たな区民団体の利用促進（リサイクル千歳台）
- ・普及啓発施設の SNS フォロワーの増加による啓発拡充

《取組みイメージ》

- ・エコプラザ用賀では、粗大ごみ中継所が併設されている特徴を活かし、粗大ごみとして出された品物のうち、まだ使用できる家具等や、ご家庭で不要になったもので本来の使用に支障がなく使えるものを、リユース品として希望者に有償・無償で譲渡しています。
- ・リサイクル千歳台は、ごみ減量・リサイクルや環境に関する活動を行っている団体・グループの活動・発表の場として、ごみ減量・リサイクルや環境に関する講座・講習会や衣類のリユース会等を行っています。
- ・エコプラザ用賀とリサイクル千歳台では、資源の拠点回収も行っています。
（回収品目：廃食用油、使用済小型家電、インクカートリッジ、白色発泡トレイ、色・柄付き発泡トレイ、食品用透明プラスチック容器、ペットボトルキャップ、ペットボトル、新聞紙、古着・古布）
- ・また、エコプラザ用賀とリサイクル千歳台では、ご家庭で使い切れない未使用食品等を回収するフードドライブを実施し、回収した食品を地域の福祉団体等に提供しています。

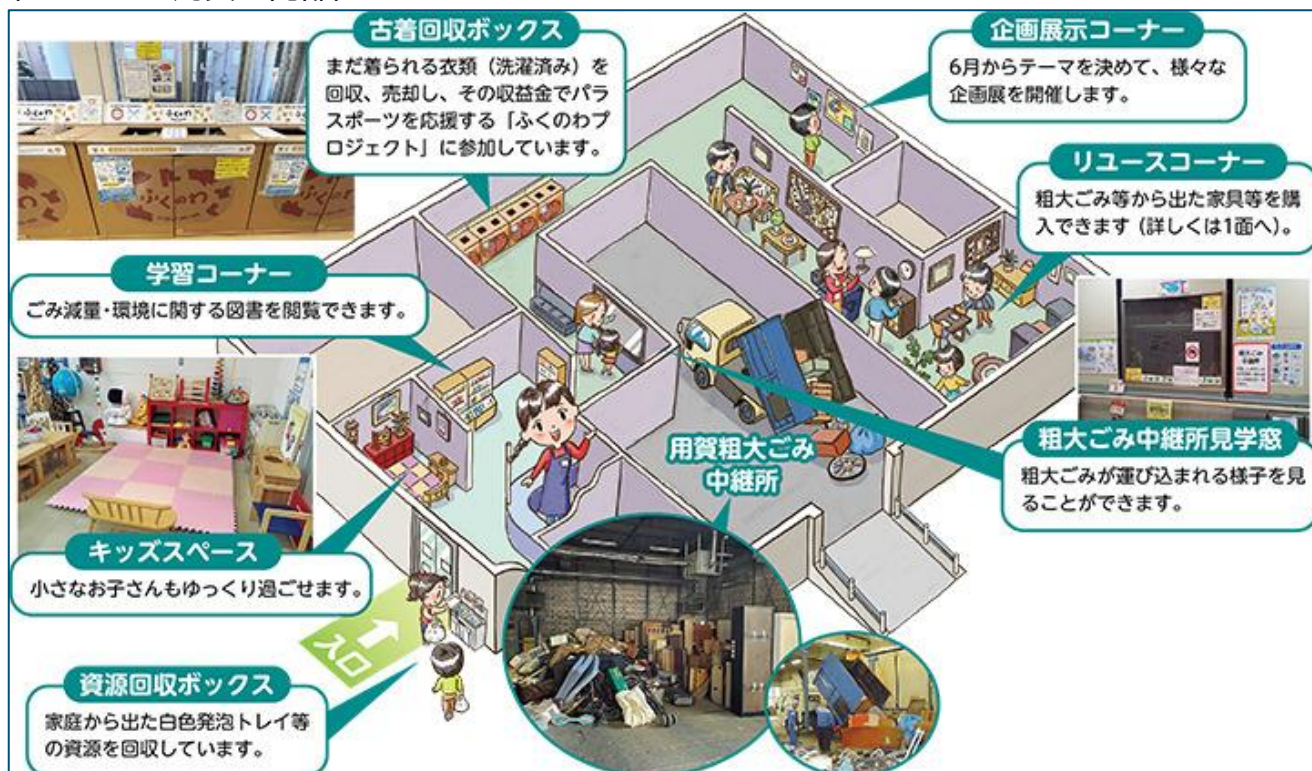
（エコプラザ用賀）



（リサイクル千歳台）



(エコプラザ用賀の内部)



(ごみ減量・リサイクルに関する展示)



●【②-5】多様化する地域コミュニティに対応した情報提供

《現状と課題、取組みの方向性》

- ・外国人人口が増加傾向にある中、多様化する地域コミュニティに配慮した分かりやすい情報発信が重要となっています。
- ・このため、多言語による情報提供など地域の多様性を踏まえた利便性の向上に努めます。

【主な取組み】

- ・多言語(英語・中国語・韓国語)によるイラスト入りの資源・ごみ分別リーフレットの配付
- ・資源・ごみ分別アプリ「さんあ〜る」の多言語版(英語・中国語・韓国語)の提供
- ・転入者への資源・ごみ分別リーフレットの配付
- ・粗大ごみ受付センターでの多言語対応(英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語)

《取組みイメージ》

(多言語に対応した資源・ごみ分別リーフレット)

【英語版(表面)】

How to Properly Sort and Dispose of Garbage and Recyclable Resources

Please help to keep garbage collection and recyclable resource sites clean by following the rules for sorting and disposing of garbage and recyclable resources properly. Out of consideration for those living near the collection sites, please do not bring these designated areas with garbage or recyclable resources.

Recyclable Resources Every and

Combustible Garbage Every and

Noncombustible Garbage of the month and of the month

Plastic Bottles of the month and of the month

Large-sized Garbage of the month and of the month

【英語版(裏面)】

Detailed Instructions on How to Sort and Dispose of Garbage and Recyclable Resources

● Recyclable resources and garbage must be sorted and disposed of properly. If you do not, you will be fined. Please follow the instructions below.

● Recyclable resources must be sorted and disposed of properly. If you do not, you will be fined. Please follow the instructions below.

● Recyclable resources must be sorted and disposed of properly. If you do not, you will be fined. Please follow the instructions below.

【中国語版(表面)】

资源与垃圾的分类方法・倒出方法

请遵守资源与垃圾的分类方法，将资源、垃圾分别投放到指定的收集桶中。为资源、垃圾的回收提供便利，请遵守收集桶周边的规定，不要乱扔垃圾。

资源 每周 和

可燃垃圾 每周 和

不可燃垃圾 每月 和

塑料瓶 每月 和

大件垃圾 每月 和

【中国語版(裏面)】

资源与垃圾的具体分类方法・倒出方法

● 资源与垃圾必须分类投放。如果不分类，将被罚款。请按照以下说明操作。

● 资源与垃圾必须分类投放。如果不分类，将被罚款。请按照以下说明操作。

● 资源与垃圾必须分类投放。如果不分类，将被罚款。请按照以下说明操作。

【韓国語版(表面)】

자원과 쓰레기의 분리방법·배출방법

자원과 쓰레기의 분리방법, 배출방법 규칙을 지켜 자원·쓰레기 집적소의 청결유지에 협력해 주십시오. 집적소 주변 환경의 기쁨을 해치지 마세요! 쓰레기나 쓰레기봉투를 무단으로 사용하지 않습니다.

자원 (재활용품) 매주 요일

타는 쓰레기 매주 요일

타지 않는 쓰레기 매월 일

페트병 매월 일

대형 쓰레기 매월 일

【韓国語版(裏面)】

자원과 쓰레기의 자세한 분리방법·배출방법

● 자원과 쓰레기는 반드시 분류하여 배출해야 합니다. 분류하지 않으면 과태료 부과됩니다.

● 자원과 쓰레기는 반드시 분류하여 배출해야 합니다. 분류하지 않으면 과태료 부과됩니다.

● 자원과 쓰레기는 반드시 분류하여 배출해야 합니다. 분류하지 않으면 과태료 부과됩니다.

施策③:持続可能な社会の実現に向けた食品ロス削減の推進

- 【③-1】食品ロスに関する多様な情報発信の充実
- 【③-2】学校、事業者、地域団体等と連携した食品ロス削減の推進
- 【③-3】食品ロス・食品廃棄物の有効利用
- 【③-4】事業系の食品廃棄物削減や食品リサイクルの推進

●【③-1】食品ロスに関する多様な情報発信の充実

《現状と課題、取組みの方向性》

- ・食品ロスは、単に食品の無駄という身近な問題であるだけではなく、地球規模での気候変動や水問題、貧困や飢餓問題などに大きく関係しています。
- ・食品ロスを削減するためには、区民一人ひとりや個々の事業者が食品ロス削減の必要性を理解し、日常生活や事業活動での削減行動につながるような情報発信が課題となります。
- ・このため、食品ロスの原因や食品ロスを減らすヒントを分かりやすく紹介する冊子の配布など、様々な手法により食品ロス削減に向けた啓発を推進します。

【主な取組み】

- ・広報紙・リーフレット等による分かりやすい食品ロス問題の周知・啓発
- ・食品ロス削減の啓発パネルの展示
- ・SNS を活用した食品ロス削減の普及啓発
- ・せたがやエコフレンドリーショップのPR推進
- ・短時間で視聴できるショート動画を活用した食品ロス削減啓発動画などの配信の検討

《取組みイメージ》

- ・マンガ形式の冊子による分かりやすい食品ロス削減の啓発



・食品ロス削減推進計画に基づく取組み

(食品ロス削減推進計画)



(ごみとして出された未使用・未開封の食品)



- ・食品ロスとは、本来食べられるのに廃棄される食品・食材のことです。食品ロスは家庭においては、食べ残しや食材の過剰除去などの調理くず、消費・賞味期限切れなどにより発生しています。また、食品製造業では製造工程のロスや返品などが原因となり、食品卸売・小売業では返品や納品期限切れ、売れ残り、破損品などが、外食産業では客の食べ残しや調理時のロスなどが食品ロスの原因となっています。

《家庭から出る食品ロスの主な発生理由》

- 期限切れ(消費期限・賞味期限が切れてしまった)
- 買いすぎ(特売で大量に買った食品を使いきれなかった)
- 過剰除去(野菜や果物の皮を厚くむいた、肉の脂身を除去したなど)
- 食べ残し(料理を食べきれなかった)
- 調理ミス(魚を焦がした、味付けミスなど)

- ・食品ロスは、廃棄に膨大なエネルギーが必要となるだけでなく、食料の生産や運搬、加工に使用されたエネルギーが無駄になる、食品の生産、加工、運搬、廃棄の各活動によって CO₂ が排出されるなど、様々な面で環境負荷への影響が発生します。このため、「食品ロスの削減の推進に関する法律」の施行を踏まえ、区では「世田谷区食品ロス削減推進計画」を策定し、食品ロスの削減に取り組んでいます。

●【③-2】学校、事業者、地域団体等と連携した食品ロス削減の推進

《現状と課題、取組みの方向性》

- ・食品ロスの削減により持続可能な地域社会を実現するためには、区民による取組みに加えて、学校、事業者、地域団体等と連携した取組みを進めることが課題となります。
- ・このため、学校の給食や小売店の啓発表示など、様々な連携の機会を捉えて、食品ロスの削減やSDGsの達成につながる取組みを推進します。

【主な取組み】

- ・学校、事業者、地域団体との連携したイベント等での食品ロス削減の普及啓発
- ・ごみ減量・リサイクル推進委員会等によるフードドライブへの支援
- ・商店街イベント等でのせたがやエコフレンドリーショップのPR
- ・小学校での食品ロス削減ポスターコンクールの実施
- ・保育園や小学校での環境学習における食品ロス削減に関する普及啓発
- ・事業者や大学と連携したフードドライブの実施
- ・飲食店・小売店における食品ロス削減啓発用 POP・ポスターの作成・配布
- ・社会福祉協議会などの地域団体・事業者等と連携したフードドライブの実施と、それを通じた子ども食堂など地域での福祉活動への支援

《取組みイメージ》

- ・公共施設窓口やイベントでのフードドライブの受取り



- ・ラグビーチームとの協働によるフードドライブの実施



〔※フードドライブとは、家庭で余っている食品等を持ち寄り、広く地域の福祉団体や施設等に提供するボランティア活動です。〕

・食品ロス削減推進ポップ(てまえどり)の配付



・学校におけるSDGsと食品ロス削減の取組み

学校では、子どもたちが給食を通して、食べ物への関心や食に関する感謝の気持ちが持てるよう様々な工夫をしています。

例えば、「子どもたちが考案した『苦手な野菜をおいしく食べられる野菜レシピ』を給食で提供する」、「食べ残した量をおにぎりの個数に換算して校内で掲示する」、「図書館にある本と給食をコラボする企画の中で SDGsや食品ロス問題を考える」、「給食室で捨てられるキャベツの外側の葉っぱを使用して茹でキャベツを調理する」など、食品ロス削減への意欲が持てるように工夫しています。



●【③-3】食品ロス・食品廃棄物の有効利用

《現状と課題、取組みの方向性》

- ・食品ロスの削減にあたっては、まず発生抑制に取り組むことが重要となりますが、やむを得ず発生する食品廃棄物などの有効利用も課題となります。
- ・このため、学校給食などの食べ残しや下処理時の調理くずを回収して、飼料としてリサイクルする取組みなどを推進していきます。

【主な取組み】

- ・保育園・学校給食残渣のリサイクル推進(生ごみの飼料化)
- ・入れ替えに伴い不要となった防災備蓄品の有効利用

●【③-4】事業系の食品廃棄物削減や食品リサイクルの推進

《現状と課題、取組みの方向性》

- ・日本での食料供給量のうち、およそ3割にあたる量が毎年食品廃棄物になっており、さらに、このうち事業系から生じるものが約7割を占めています。この廃棄量には、外形が悪いために出荷されなかった野菜などは入っていないため、これらを含めて、事業系の食品廃棄物削減や食品リサイクルを進めていくことが重要となります。
- ・このため、事業用大規模建築物への排出指導などの機会を捉え、事業系の食品ロスの削減を推進していきます。

【主な取組み】

- ・事業用大規模建築物への排出指導による食品廃棄物削減の促進
- ・事業用大規模建築物への排出指導による食品リサイクルの推進
- ・事業系一般廃棄物ガイドブックによる事業系食品廃棄物のリサイクルの周知

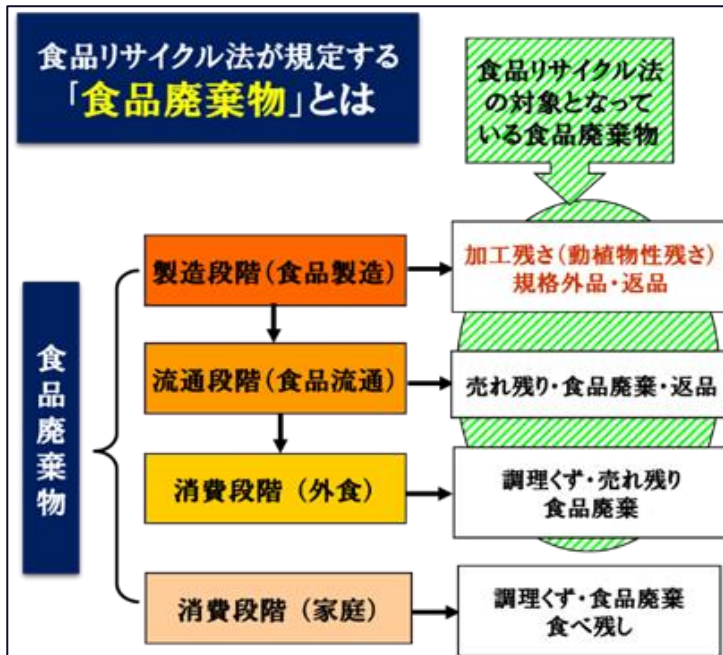
《取組みイメージ》

・事業系食品廃棄物のリサイクル

食品リサイクル法において、取組みの優先順位は、発生抑制＞再生利用＞熱回収＞減量となっています。このうち、再生利用(リサイクル)の方法には、飼料化、肥料化、メタン発酵やエタノール化などがありますが、食品廃棄物が有する豊富な栄養価を有効に活用できる飼料化が最優先です。

世田谷区では、食品廃棄物の排出事業者が、異業者間でも地域内で連携し、ひとつの環をつくってリサイクルを行う資源循環を目指しています。

(食品リサイクル法が規定する食品廃棄物)



(事業系食品廃棄物のリサイクルの仕組み)



基本方針2: 多様な資源循環の推進とサーキュラーエコノミーの実現

施策④: ライフスタイルや地域コミュニティの変化に応じた資源循環の取組み

- 【④-1】リユースの推進による地域での資源循環
- 【④-2】子育て世代を対象としたリユースの推進
- 【④-3】地域での資源回収活動やごみ減量・リサイクル推進委員会への支援
- 【④-4】フリーマーケットなど地域団体の取組みに関する情報提供の充実

●【④-1】リユースの推進による地域での資源循環

《現状と課題、取組みの方向性》

- ・一方通行型のリニアエコノミー（線形経済）から、持続可能な形で資源を有効利用するサーキュラーエコノミー（循環経済）への移行を進めるためには、身近な地域において区民が主体的に資源循環に取り組むことができる環境の整備などが課題となります。
- ・このため、ものを捨てずに再び使用するリユース（再使用）の取組みを促進し、地域における区民の主体的な資源循環を支援していきます。

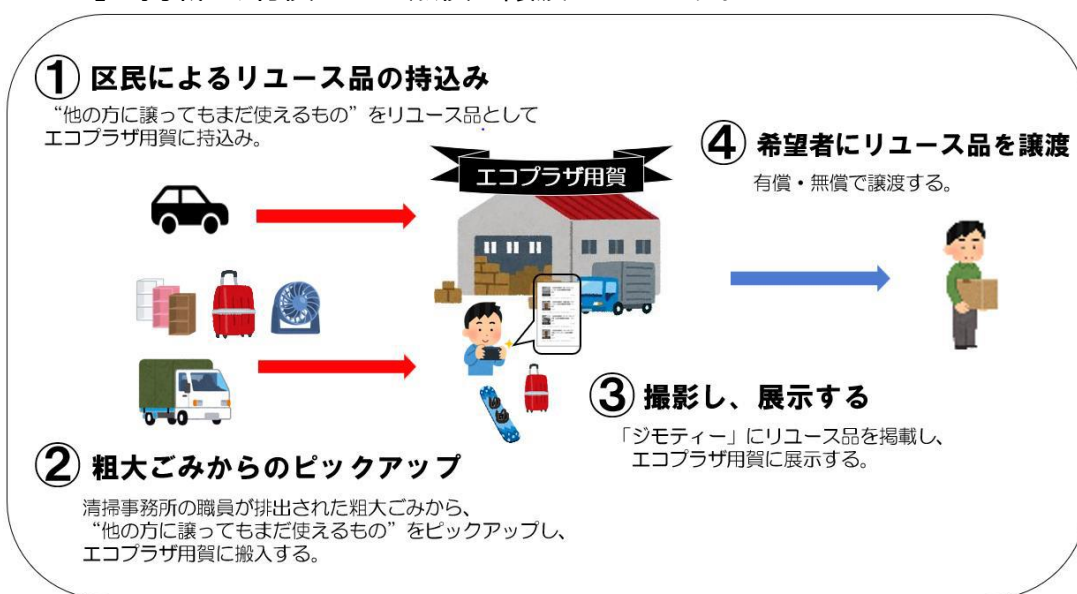
【主な取組み】

- ・エコプラザ用賀におけるリユース事業の充実
（リユース品数やリユース率の拡大、リユース品の持込み予約枠の拡充など）
- ・普及啓発施設利用者へのリユースに関する啓発の推進

《取組みイメージ》

・エコプラザ用賀でのリユース事業

普及啓発施設のエコプラザ用賀では、区民によって持ち込まれたリユース品、または粗大ごみとして排出されたものなどからピックアップしたリユース品を、地域情報掲示板サイト「ジモティー」に掲載し、有償または無償で譲渡しています。



(エコプラザ用賀でのリユース事業)



まだ使える不要品をお持ち込みください

いろいろ まとめて持ち込み可	5分で完了 持ち込んで渡すだけ	無料引取 何品でもOK
----------------------------------	-----------------------------------	-------------------------------

家電・スポーツ用品・こども用品・家具・食器など

--	--	--	--	--

世田谷区 × ジモティー 不要品持ち込みスポット

●【④-2】子育て世代を対象としたリユースの推進

《現状と課題、取組みの方向性》

- ・ごみ減量のためには、家庭で不要になったものでも、本来の使用に支障がなく使えるものは、ごみとして捨てずにリユースなどにより有効利用していくことが重要となります。
- ・特に、衣類・おもちゃ・絵本などについては、再使用によりごみの発生抑制につながるため、子育て世代を対象としたリユースを重点的に推進していきます。

【主な取組み】

- ・子育て世代を対象とした衣類・おもちゃ・絵本などのリユース品頒布会の情報発信
- ・区ホームページでのリユースショップ情報の掲載によるリユースの利用促進

《取組みイメージ》

・リユースショップの情報提供

**リユースショップ
を活用してみませんか？**

2024年度版
(4月1日現在)

リユースショップ

リユースは、ごみを減らすためのキーワード
3R (スリーアール) のひとつです。

まずは **リデュース Reduce** **つぎに リユース Reuse** **最後に リサイクル Recycle**
ごみになるものをへらす くり返し使う 資源として再利用する

リユースショップとは中古品を取り扱う店舗のことで、状態や使用年数などの条件が合えば、ご家庭で使わなくなった製品を中古品(リユース品)として買い取ってくれます。
※リユース(Reuse)とは、「くり返し使う」という意味です。
リユースは、環境に優しく、またご家庭の財布にも優しい取り組みです。この機会にリユースショップを活用してみませんか？

世田谷区

リユースショップって
どこにあるのかしら？

リユースショップのご利用にあたって

製品の状態や品目により、リユース品として引き取れない場合がありますので、ご了承ください。

掲載基準について

このリーフレットに掲載している事業者は、皆さんに安心してリユースショップをご利用いただけるよう、リユース業界の健全な発展・良質なリユース業者の育成に向けた、様々な取り組みを行っている以下の業界団体からご紹介いただいております。

JRCA (ジャパン・リサイクル・アソシエーション) HP▶ <http://www.jrca-reuse.com/>

JRO (日本リユース機構) HP▶ <https://jro.or.jp>

JRAA (日本リユース業協会) HP▶ <https://www.re-use.jp/>

買取基準について

品目ごとに、外観や状態(さす、汚れ、ほつれ、破損等)、使用年数、メーカー、動作状況などによって店舗の買取基準が異なります。また、偽造品、コピー品などは買取できません。詳しくは各店舗までお問い合わせください。

利用時の留意事項

- いずれの店舗でも査定に要する手数料はありません。
- 査定結果を確認の上、買取の依頼を取り下げることができます。
- 査定を受けても、買取されない場合があります。
- 査定結果に問題がなければ買取が成立し、査定金額が支払われます。
- 買取には本人確認のための証明書の提示が必要となります。
(運転免許証/保険証/パスポートなど)
- 未成年(18歳未満)の方からは買取ができないことがあります。
(店舗によっては、保護者の承諾があれば可能)
- 買取ができない製品の引き取りは行いません。
- 店舗に持参され、買取が行われなかった場合、持参した方の負担で持ち帰っていただく必要があります。
- 宅配で査定をし、買取が行われなかった場合、返品のための送料を負担していただく場合があります。



●【④-3】地域での資源回収活動やごみ減量・リサイクル推進委員会への支援

《現状と課題、取組みの方向性》

- ・町会・自治会、集合住宅などの地域団体による資源回収は、区民主体の資源循環の取組みとして効果的です。
- ・また、まちづくりセンターの地区ごとに住民の中から選出されるごみ減量・リサイクル推進委員会でも、古着・古布回収など様々な区民主体によるごみ減量・リサイクル活動を行っています。
- ・一方で、高齢化や町会・自治会加入率の低下などによる担い手不足が課題となっており、資源回収量も減少傾向にあることから、ライフスタイルの変化やデジタル化など社会経済情勢の変化も踏まえながら、地域での区民主体の資源回収活動に対して必要な支援をしていきます。

【主な取組み】

- ・集団回収に関する届出等の電子申請(DX化)による活動団体の負担軽減と利便性向上
- ・活動団体への報奨金の支給や活動物品の支援
- ・古紙の市況悪化に伴う古紙回収事業者への支援金制度の実施
- ・ごみ減量・リサイクル推進委員会による古着・古布回収、施設見学会、学習会・研修会の開催などに対する支援

●【④-4】フリーマーケットなど地域団体の取組みに関する情報提供の充実

《現状と課題、取組みの方向性》

- ・地域団体によるフリーマーケットなどの開催は、身近な地域での区民主体の資源循環として効果的な取組みとなっていますが、開催情報が十分に周知されにくいなどの課題があります。
- ・このため、区ホームページや区のおしらせ「せたがや」などにフリーマーケットの開催情報を掲載するなど、効果的な情報発信の充実に努めます。

【主な取組み】

- ・区ホームページでのフリーマーケット情報の発信
- ・区のおしらせ「せたがや」によるフリーマーケット開催情報の周知
- ・フリーマーケット開催団体への後援

《取組みイメージ》

- ・公園でのフリーマーケットの様子



施策⑤：多様な資源循環とサーキュラーエコノミーの推進

- 【⑤-1】プラスチックの発生抑制の徹底と分別収集・再資源化による資源循環
- 【⑤-2】普及啓発施設でのプラスチック資源循環についての啓発
- 【⑤-3】不燃ごみの全量資源化と粗大ごみの資源化の推進
- 【⑤-4】可燃ごみに含まれる資源化可能物の資源化と再生製品の利用促進
- 【⑤-5】事業者による自主的な資源回収の促進
- 【⑤-6】区施設での拠点回収の実施
- 【⑤-7】地域における新たな資源循環の検討

●【⑤-1】プラスチックの発生抑制の徹底と分別収集・再資源化による資源循環

＜現状と課題、取組みの方向性＞

・地球温暖化による気温上昇や異常気象による災害の増加、海洋プラスチック問題などに対応し、持続可能で良好な住環境を維持していくためには、プラスチックの発生抑制と資源循環の取組みが重要となります。

・このため、区民や事業者との協働により、プラスチックの発生抑制に向けた波及効果の高い普及啓発を推進するとともに、拡大生産者責任の原則を踏まえて製造・販売事業者による自主回収を促進するなど、さらなるプラスチックの資源循環に向けた効果的な事業展開を行います。

・また、世田谷区においても、持続可能で良好な住環境を将来世代に引き継いでいくため、環境負荷軽減による気候変動対策や脱炭素化に向けて、限りある資源を効率的に循環利用していく必要があります。

・気候危機への対応は区として優先的に取り組むべき課題の1つであり、その一環として、プラスチック資源循環促進法に基づくプラスチックの分別収集及び再資源化に向けて取組みを進めます。

・基本的な考え方として、まずはプラスチックの発生抑制を徹底し、できる限りプラスチックを使用しないライフスタイルや経済活動への行動変容を推進します。

・プラスチックの分別収集には、多大な経費がかかることが見込まれることから、効率的な収集・運搬体制を検討します。また、CO₂削減効果や資源循環につながるよう可能な限り効果的な収集・運搬や再商品化を検討していきます。

・実施時期等については、令和12年度中の実施を目途にプラスチックの分別収集及び再資源化を行うこととし、先行して普及啓発など、プラスチックの発生抑制に取り組めます。

【主な取り組み】

- ・プラスチックの分別収集と再商品化を見据えた効率的・効果的な事業手法の検討
- ・区ホームページ、区のおしらせ「せたがや」などによるプラスチック削減の啓発
- ・ワンウェイプラスチック製品の削減に向けた普及啓発
- ・せたがやエコフレンドリーショップと連携したプラスチック削減の促進
（仕入れ時のプラスチック削減、食品のノントレー販売、ポリロールの削減など）
- ・プラスチックの減量促進や資源循環についての講座開催や学習会等への講師派遣
- ・保育園・小学校での環境学習におけるプラスチック発生抑制に関する普及啓発
- ・事業者・地域団体と連携したイベント等におけるプラスチック発生抑制の普及啓発
- ・事業用大規模建築物への排出指導によるプラスチック削減の推進
- ・店舗でのプラスチック類（ペットボトル・発泡トレイなど）の自主回収の支援
- ・スマートフォンアプリを活用したマイボトル持参・ペットボトル削減などのプッシュ通知
- ・水道直結型浄水器の設置によるマイボトル利用促進

●【⑤-2】普及啓発施設でのプラスチック資源循環についての啓発

《現状と課題、取組みの方向性》

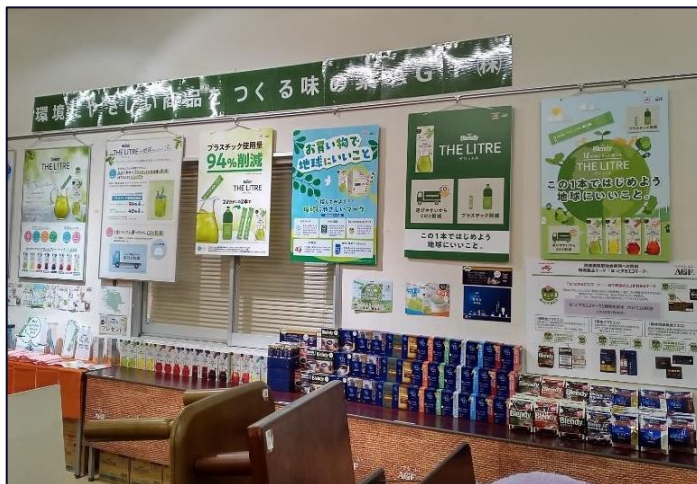
- ・プラスチックの発生抑制と資源循環に向けては、環境に及ぼす影響や取組みの必要性、具体的な手法などについて、区民に分かりやすく啓発を行い、日常生活における行動変容を促進することが重要となります。
- ・このため、ごみ減量・リサイクルの普及啓発施設(エコプラザ用賀、リサイクル千歳台)において、プラスチックに関する展示や講座を実施するなど、プラスチックの削減に向けたより効果的な普及啓発に積極的に取り組めます。

【主な取組み】

- ・プラスチックの発生抑制や資源循環に関する展示
- ・プラスチックの減量促進・資源循環についての講座開催
- ・プラスチック容器やペットボトルなどの拠点回収による発生抑制・資源循環の啓発
(回収品目: 白色発泡トレイ、色・柄付き発泡トレイ、食品用透明プラスチック容器、ペットボトルキャップ、ペットボトル)

《取組みイメージ》

- ・プラスチックの発生抑制や資源循環に関する展示



●【⑤-3】不燃ごみの全量資源化と粗大ごみの資源化の推進

《現状と課題、取組みの方向性》

- ・持続可能な社会の実現に向けては限りある資源を有効活用するため、リサイクルなどの資源化をさらに進めていく必要があります。
- ・特に、不燃ごみや粗大ごみには、金属などの資源が含まれる製品も多いため、様々な手法により資源化の取組みを推進していきます。

・不燃ごみについては、現在、鉄やアルミニウムなどを資源化していますが、資源循環型社会の実現のため、従来は資源化の対象としていなかったガラス片や陶器類なども含む、全量資源化に向けて取組みを進めます。

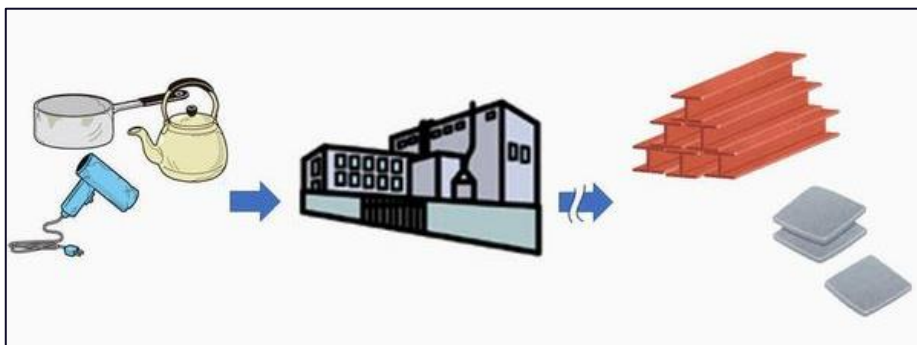
【主な取組み】

- ・不燃ごみ・粗大ごみに含まれる金属系ごみなどの資源化の拡充
- ・不燃ごみからの蛍光管の選別によるガラスや金属等の資源化
- ・粗大ごみからの羽毛布団の選別・売払いによる資源化
- ・使用済小型電子機器の回収による資源化

《取組みイメージ》

・金属製品の資源化

不燃ごみや粗大ごみから金属系ごみを選別し、金属含有量が高い製品(フライパン、鍋、小型家電、コード類、物干し竿、スチールラックなど)を建築資材や自動車部品などの材料として資源化する取組みを行っています。



●【⑤-4】可燃ごみに含まれる資源化可能物の資源化と再生製品の利用促進

《現状と課題、取組みの方向性》

- ・ごみ組成分析調査によると、家庭から排出される可燃ごみには、資源化可能な紙類や布類が約20%含まれており、さらなる分別の徹底と資源化の取組みが課題となっています。
- ・このため、古紙や古着・古布の回収などにより、さらなる資源化や再生製品の利用を促進していきます。

【主な取組み】

- ・古着・古布の回収ボックス設置による資源化の促進
- ・地域における古着・古布回収への支援
- ・古紙などを原料にした再生製品の利用促進
(区内の古紙を一部原料とした「世田谷ロール」など)

《取組みイメージ》

・町会・自治会による古着・古布回収の様子



・ふくのわプロジェクト(古着の売払いによる収益金でパラスポーツを応援する取組み)



・再生製品の利用促進(区内の古紙を一部原料とした「世田谷ロール」)



●【⑤-5】事業者による自主的な資源回収の促進

《現状と課題、取組みの方向性》

- ・持続可能な資源循環型社会の実現には、区民や行政による取組みに加え、拡大生産者責任の原則に基づく、事業者による自主的な資源回収の推進が必要となります。
- ・このため、スーパーマーケットや小売店などの店舗における資源回収の情報を区ホームページに掲載するなど、事業者の自主的な資源回収を促進していきます。

【主な取組み】

- ・資源回収に取り組む店舗情報の区ホームページへの掲載による支援
- ・メーカー団体や提携事業者との連携によるパソコンの回収
- ・プリンタメーカーによるインクカートリッジの共同回収への支援
(公共施設への回収ボックスの設置など)

《取組みイメージ》

・店舗に設置された資源回収ボックス



・インクカートリッジ里帰りプロジェクト(メーカー共同の回収ボックスの設置)



●【⑤-6】区施設での拠点回収の実施

《現状と課題、取組みの方向性》

- ・区民の主体的な資源循環を促進するためには、日常生活において身近な地域で資源回収に取り組むことができる環境の整備が重要となります。
- ・このため、区の公共施設において様々な手法による拠点回収を実施し、より効果的な区民主体の資源回収を促進していきます。

【主な取組み】

- ・区の公共施設における拠点回収の実施
- ・回収ボックス方式・回収員手渡し方式など品目にあわせた効率的な資源回収の推進
- ・廃食用油回収ボックスの設置とその検証による効果的なリサイクル手法の検討

《取組みイメージ》

・区施設での拠点回収

○回収ボックス方式

公共施設等に資源の回収ボックスを設置して、家庭から出る資源を回収しています。

回収品目は、ペットボトル、ペットボトルキャップ、白色発泡トレイ、使用済み小型家電です。

○回収員手渡し方式

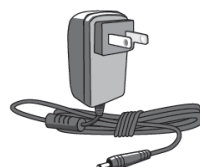
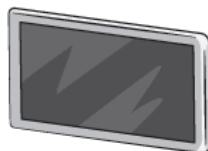
公共施設等で、決められた回収日に、回収員が直接資源の回収を行います。

回収品目は、食品用透明プラスチック容器、色・柄付き発泡トレイ、廃食用油、新聞です。

・使用済み小型家電回収ボックスによる金属等の資源化

【使用済み小型家電回収ボックスの対象品目】

- 携帯電話(スマートフォン含む)
- タブレット端末(パソコンを除く)
- デジタルカメラ
- 携帯音楽プレーヤー
- ICレコーダー
- 電子辞書
- 卓上計算機
- 携帯ゲーム機器
- ポータブルビデオカメラ
- ポータブルカーナビ
- 電話機(ファックス付きを除く)
- コード類



・公共施設への廃食用油回収ボックスの設置



●【⑤-7】地域における新たな資源循環の検討

《現状と課題、取組みの方向性》

- ・サーキュラーエコノミー(循環経済)への移行を進めるためには、身近な地域で区民が主体的に資源循環に取り組むことができる環境の整備や手法の検討が必要となります。
- ・このため、リサイクルに関する技術の進展なども踏まえて、区民が主体的に取り組みやすい新たな資源循環の手法などについて検討していきます。

・まずは、先進的な民間事業者の技術活用により、地域で回収した衣類を紙として資源化し、再利用する地域内循環の取組みについて実証を行い、区民の継続的な行動変容や環境意識の醸成につなげていきます。

【主な取組み】

- ・リサイクル技術の進展を踏まえた多様な資源循環の検討

施策⑥：事業者による資源循環のさらなる推進

- 【⑥-1】事業系リサイクルシステムの利用促進
- 【⑥-2】再利用計画書による効果的なごみ減量対策の分析
- 【⑥-3】緑化廃棄物(剪定枝等)の再生利用の促進
- 【⑥-4】区施設から排出されるごみの減量・資源化

●【⑥-1】事業系リサイクルシステムの利用促進

《現状と課題、取組みの方向性》

- ・資源循環を推進するためには、会社や商店、事業所等の事業活動に伴って発生する事業系の資源・ごみについても、リサイクルを進めることが重要となります。
- ・事業系の資源・ごみは事業者の責任で処理するのが原則ですが、区では、古紙、ガラスびん、缶を直接事業所まで回収に行き、事業系ごみの減量と資源の有効活用に取り組む「事業系リサイクルシステム」の利用を促進し、区内事業者によるリサイクル活動を支援していきます。

【主な取組み】

- ・利便性・経済性・社会貢献など事業系リサイクルシステムの利点を活かした啓発と利用促進
- ・関係所管との連携による機関紙等への掲載など対象事業者への効果的な情報発信
- ・システムを利用する事業者への適正な分別・排出方法の周知

●【⑥-2】再利用計画書による効果的なごみ減量対策の分析

《現状と課題、取組みの方向性》

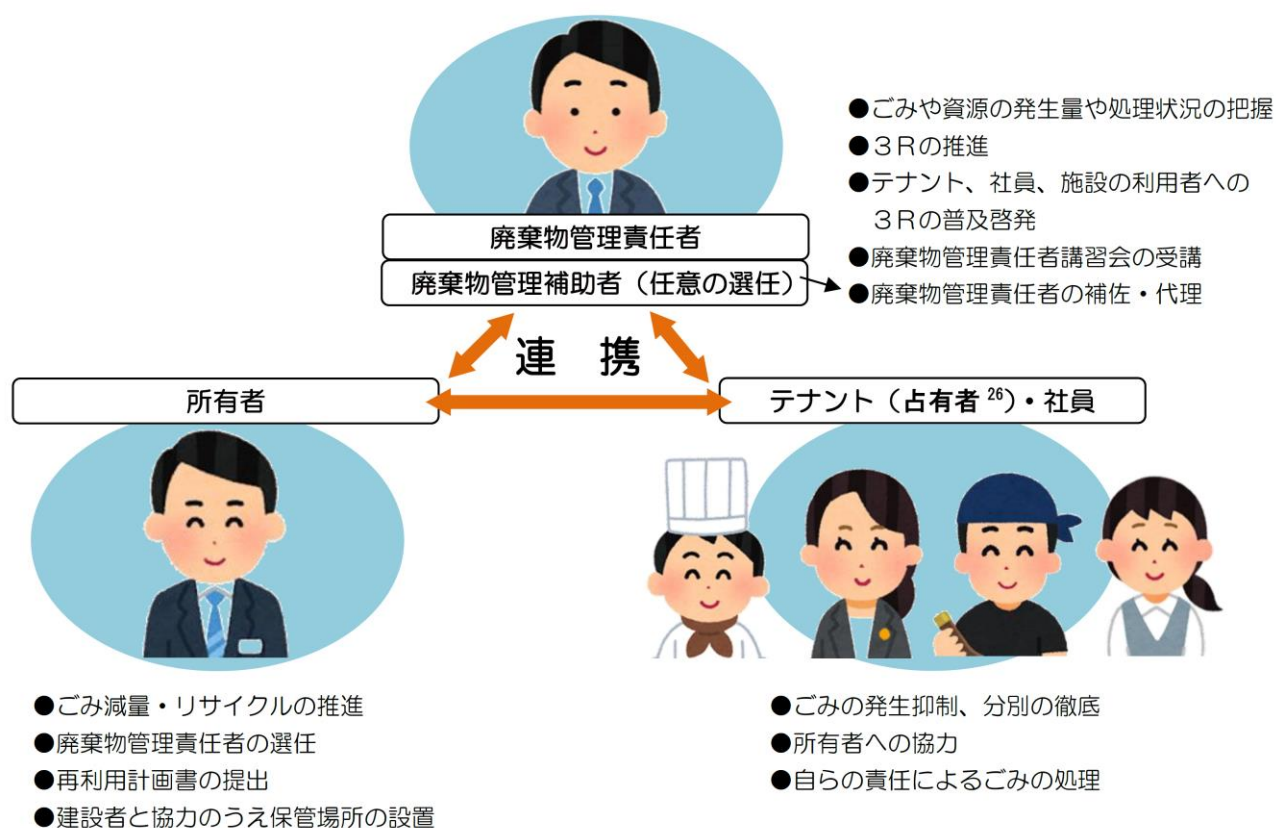
- ・事業用大規模建築物には、「廃棄物管理責任者の選任と届出」、「再利用計画書の作成と提出」、「資源・ごみの保管場所の設置」などが義務付けられています。
- ・提出方法については、一部電子申請を取り入れていましたが、初期登録が必要等煩雑なため、紙での郵送による提出が大半を占めており、再利用計画書の提出率低下の一因となっています。
- ・区では、定期的に事業用大規模建築物への立入調査を実施することにより、再利用計画書等に基づき排出実態や分別状況などを確認するとともに、発生抑制・リサイクル率アップ・処理コスト削減のための改善提案などを行い、事業者によるごみ減量の取組みを支援します。

【主な取組み】

- ・再利用計画書による事業用大規模建築物からの廃棄物発生量・再利用量の適正な把握
- ・再利用計画書を活用した立入調査による排出実態と分別状況の確認
- ・事業者の利便性及び提出率向上のための再利用計画書提出手段のDX化

《取組みイメージ》

・事業系廃棄物の減量対策



●【⑥-3】緑化廃棄物（剪定枝等）の再生利用の促進

《現状と課題、取組みの方向性》

- ・造園業者が家庭、事業所、公園などで剪定作業を行った後の緑化廃棄物（剪定枝等）については、再生利用することにより、ごみの減量につながります。
- ・このため、区では剪定枝を再生資源（たい肥化原料等）やエネルギー源（バイオマス発電原料等）として再生利用する取組みを推進していきます。

【主な取組み】

- ・事業用大規模建築物所有者に対する緑化廃棄物再利用の周知・啓発によるごみ減量の促進
- ・区立学校・区立公園における緑化廃棄物再利用によるリサイクルの推進

<<取組みイメージ>>

・剪定枝のリサイクル



●【⑥-4】区施設から排出されるごみの減量・資源化

《現状と課題、取組みの方向性》

・持続可能な社会を実現し、恵まれた住環境を次世代に引き継ぐため、世田谷区は区内最大規模の事業者として、率先してごみの減量や資源循環に取り組む必要があります。

・具体的には、環境や庁舎管理などの関係所管とも連携し、環境基本計画や世田谷区役所地球温暖化対策実行計画などに定める区の率先行動の方針等も踏まえながら、全庁を挙げて組織横断的に取り組んでいくことが重要となります。

・このため、区の公共施設への立入調査や排出指導の実施や、各施設を管理する所管に対して廃棄物処理研修を実施するなど、区職員の主体的なごみ減量や資源循環、環境配慮行動を促進していきます。

【主な取組み】

・環境基本計画や世田谷区役所地球温暖化対策実行計画などを踏まえた、全庁的・組織横断的な率先行動の推進

・公共施設管理所管に対する廃棄物処理の基礎知識を学ぶ場の提供

・公共施設への立入調査と排出指導によるごみ減量と資源循環のさらなる推進

・区の率先したごみ減量・資源循環による区職員の主体的な環境配慮行動の促進

《※区の率先行動事例》

○公共施設への排出指導によるごみ減量の推進

（保育園・学校・レストラン等への食品廃棄物リサイクルの提案など）

○庁内広報紙による環境配慮行動の啓発・促進

○区役所庁舎への水道直結型浄水器設置によるマイボトル利用促進とプラスチックごみの削減

○防災備蓄品の入れ替えに伴う有効利用

○環境マネジメントシステムに基づく取組みの推進

（省資源・リサイクルの推進、コピー用紙の削減、グリーン購入の推進、公用車の環境負荷の低減など）

○モバイル端末導入、各種手続きのオンライン化など、DXによるペーパーレス化の推進

○公共建築物の建築等にあたっての環境配慮

（再生骨材・再生材料の利用、建設廃棄物の抑制など）

○庁内備品のリユース促進

○区民利用施設への使い回し傘袋の設置によるプラスチックごみの削減

基本方針3:廃棄物の適正処理の推進

施策⑦:より効果的・効率的な廃棄物処理の推進

- 【⑦-1】利便性の高い粗大ごみ受付システムの構築
- 【⑦-2】区民が安心して暮らせる収集事業の展開
- 【⑦-3】より効果的・効率的な収集体制や組織の構築
- 【⑦-4】災害時を想定した廃棄物対策の推進
- 【⑦-5】清掃関連施設の適切な維持管理による安定的な収集事業の継続
- 【⑦-6】経済的インセンティブによるごみ減量施策の検討

●【⑦-1】利便性の高い粗大ごみ受付システムの構築

《現状と課題、取組みの方向性》

- ・区では、少子高齢化や厳しい財政状況、区民ニーズの多様化・複雑化を踏まえて、「新たな行政経営への移行実現プラン」を策定しており、清掃・リサイクル分野においても、区民目線による利便性の向上に向けた、行政サービスの再構築が必要となっています。
- ・このため、新たなデジタル技術を利用したキャッシュレス決済やオンライン申請の拡充により、利便性の向上を図るとともに、有料ごみ処理券の印刷・配送等にかかる経費を削減し、さらなる効率化を進めます。

【主な取組み】

- ・粗大ごみの収集受付におけるオンラインキャッシュレス決済の導入
- ・有料粗大ごみ処理券のシール貼付を不要とする判別システムの構築
- ・粗大ごみ収集受付のDX化(画像認識による料金計算など)の検討

【参考】現在の有料粗大ごみ処理券(見本)



●【⑦-2】区民が安心して暮らせる収集事業の展開

《現状と課題、取組みの方向性》

- ・区民が安心して住み続けられる地域社会を構築するためには、さらなる高齢化を見据えた収集事業の展開が重要となります。
- ・区では、資源・ごみ集積所にごみを出すことができない高齢者・障害者などを対象に玄関先等からごみを収集する高齢者等訪問収集を実施していますが、新たな将来人口推計に基づく高齢化の状況を踏まえて、あらゆる世代が安心して生活できる収集体制の検討を進めます。

【主な取組み】

- ・高齢者等訪問収集と安否確認による区民が安心して生活できる地域社会の構築
- ・高齢者の日常生活の負担を軽減し在宅生活の継続を支援する高齢者世帯等の粗大ごみ運び出し収集の実施
- ・さらなる高齢化や地域社会の変化を見据えた誰もが安心して暮らせる収集体制の検討

●【⑦-3】より効果的・効率的な収集体制や組織の構築

《現状と課題、取組みの方向性》

- ・さらなる少子高齢化や労働力不足など社会経済情勢が大きく変化する中、清掃事業を安定的に継続することが重要な課題となっています。
- ・このため、DXなど進展するデジタル技術を活用した業務効率化を進め、**持続可能で安定した収集体制の構築について検討していきます。**
- ・また、業務の効率化と併せ、計画的な人材の確保と定着を進めるため、**誰もが働きやすい環境整備と支援にソフト・ハードの両面から取り組んでいきます。**
- ・民間の清掃事業者が区民生活を支える重要な役割を担っていることを踏まえ、**仕事の魅力発信に取り組むとともに、働きやすい環境整備等、必要な支援に取り組んでいきます。**

【主な取組み】

- ・将来的な少子高齢化や労働力不足を見据えた安定的な収集体制の検討
- ・GPS(全地球測位システム)の位置情報などデジタル技術を活用した収集業務効率化の検討
- ・清掃・リサイクル施設再整備にあわせたより効率的・効果的な業務体制への組織再編

●【⑦-4】災害時を想定した廃棄物対策の推進

《現状と課題、取組みの方向性》

- ・大規模な災害が発生すると、多くの建物の損壊や倒壊等が発生し、大量の災害廃棄物が生じます。災害廃棄物が道路を塞ぐことで交通の途絶などが生じると、応急対策や復旧を妨げる要因にもなるため、迅速かつ的確に災害廃棄物の処理を進める必要があります。また、災害廃棄物の計画的な処理が復旧・復興のために不可欠となります。
- ・また、災害廃棄物以外にも生活ごみや避難所のごみ等が大量に発生するため、生活環境の保全、公衆衛生の確保の観点からも迅速な廃棄物処理を進めることが重要となります。
- ・そうした事態に際しては、状況に応じた臨機応変なごみ収集計画の立案や他自治体からの応援職員の受け入れ態勢の確立など、地域に精通した区職員が中心的役割を担うことが求められます。
- ・区では、日ごろから職員自身のごみをはじめとする区内の状況を的確に把握できるような体制づくりに取り組むとともに、能登半島地震における教訓・課題や地域防災計画等の関連する計画の改定なども踏まえて、災害時の廃棄物対策を推進していきます。

【主な取組み】

- ・災害時に発生する廃棄物の適正処理
- ・災害廃棄物処理計画のHP等による周知
- ・災害時のし尿処理体制の検討

【参考】令和元年10月の台風第19号による水害発生時の粗大ごみ臨時中継所



●【⑦-5】清掃関連施設の適切な維持管理による安定的な収集事業の継続

《現状と課題、取組みの方向性》

- ・区では、少子高齢化や区民ニーズの多様化、環境への配慮、自然災害への対応など、社会状況の変化を踏まえ、持続可能な公共施設の維持管理のため、公共施設等総合管理計画を策定しています。
- ・清掃・リサイクル施設についても、これらの計画に基づき、安定した収集・運搬・処理体制の確保に向けて、計画的に再整備や維持管理に取り組みます。

・また、東京二十三区清掃一部事務組合により運営されている清掃工場についても、計画的な建替えが行われています。その建替えスケジュールや建替えによる焼却能力の変動などの要素も考慮しながら、安定的・効率的な収集・運搬・中間処理の実施に向けて、他区とも協力しながら検討を進めます。

【主な取組み】

- ・老朽化した清掃・リサイクル施設の再整備による安定的・効率的な事業体制の構築
- ・公共施設等総合管理計画や建物整備・保全計画に基づく、清掃・リサイクル施設や設備の計画的な維持管理

・エコプラザ用賀を活用した清掃・リサイクル施設の再編の検討

【参考】清掃・リサイクル施設

・清掃事務所

（世田谷清掃事務所）



（玉川清掃事務所）



（砧清掃事務所）【千歳清掃工場併設】



・資源循環センター リセタ（ガラスびんの選別・資源化施設）



・普及啓発施設(エコプラザ用賀・リサイクル千歳台)



●【⑦-6】経済的インセンティブによるごみ減量施策の検討

《現状と課題、取組みの方向性》

- ・資源循環型社会の実現に向けて区民・事業者の行動変容を促し、さらなるごみの減量と資源循環を推進するためには、新たな手法や視点を取り入れた事業展開が必要となります。
- ・このため、廃棄物の減量及び適切な処理に関する重要事項を調査審議するために設置された清掃・リサイクル審議会へ諮問し、経済的インセンティブの活用なども含めた新たなごみ減量施策について、幅広く検討を進めていきます。

【主な取組み】

- ・デジタル技術などを活用した減量化行動へのインセンティブ設定の検討
- ・ごみ収集の経済的負担など新たな手法や視点による施策展開の検討
- ・清掃・リサイクル審議会における、諮問事項「資源循環型社会の実現に向け区民・事業者の行動変容を促し、さらなるごみ減量・リサイクルを推進する新たな施策」についての審議内容・答申などを踏まえた対応

施策⑧: 拡大生産者責任・排出事業者自己処理原則に基づく適正処理

- 【⑧-1】事業用大規模建築物への立入調査の拡充
- 【⑧-2】事業系一般廃棄物ガイドブックによる周知
- 【⑧-3】事業系有料ごみ処理券貼付の指導徹底

●【⑧-1】事業用大規模建築物への立入調査の拡充

《現状と課題、取組みの方向性》

- ・区では、これまでも定期的に事業用大規模建築物への立入調査を実施し、ごみの排出抑制やリサイクル率の向上、処理コストの削減に向けた改善提案を行ってきました。
- ・今後は、民間事業者の支援を受けることなどを通じて、より適切なサイクルで立入調査ができる体制を確立し、さらなる事業系ごみの削減を推進します。

【主な取組み】

- ・立入調査支援業務の民間委託化による調査回数の拡充
- ・ごみ減量アドバイザー(専門的な知識を有する民間の廃棄物コンサルタント事業者)の同行による事業系ごみ削減の推進
- ・東京都の3Rアドバイザーとの連携による産業廃棄物も含めた事業系ごみ削減の推進

●【⑧-2】事業系一般廃棄物ガイドブックによる周知

《現状と課題、取組みの方向性》

- ・会社や商店、事業所等の事業活動に伴って発生する事業系の資源・ごみは、事業者の責任で処理するのが原則です。
- ・処理については、産業廃棄物・一般廃棄物処理業の許可を受けた事業者など、法令の規定に従い適切な業者に処理を委託するほか、区の収集を利用する、または自ら処理施設に運搬するなどの方法がありますが、適切な処理方法について事業者への分かりやすい周知が必要です。
- ・このため、区では事業系一般廃棄物ガイドブックを活用し、事業系廃棄物の区分、適正な処理方法、排出者としての義務などの分かりやすい周知に取り組むとともに、事業者による勉強会など様々な機会を捉えて、施設種別による効果的な取組事例などについても紹介していきます。

【主な取組み】

- ・事業系一般廃棄物の処理方法の分かりやすい周知
- ・事業系ごみの削減に向けた具体的な取組みの紹介
- ・区内事業所で実施されているごみ減量の好事例の紹介と拡大
- ・事業者勉強会等への講師派遣などによる施設種別に応じた効果的な取組事例の周知

【参考】事業系一般廃棄物ガイドブックによる事業系ごみの削減に向けた取組み事例の紹介



取組事例

個人用ごみ容器の撤去

ごみ容器が手元にあると、ごみと資源を分別する習慣が付きにくいいため、全ての社員が共通の分別容器を使用することで、安易にごみにしない意識が高まり、ごみの減量につながります。



取組事例

ごみ処理マニュアルの作成

分別方法や回収方法などのルールを詳細に定め、事業所全体で共有し実行できるよう「ごみ処理マニュアル」を作成し、共有・実行します。



取組事例

不用品の交換・有効活用

特定の部署で不用になった物でも、他の部署では必要としている場合もあります。不用になっても、まだ使用できる物については広報・掲示板などで情報共有し、最後まで有効活用します。



●【⑧-3】事業系有料ごみ処理券貼付の指導徹底

《現状と課題、取組みの方向性》

- ・事業所から排出される事業系ごみは、事業者の責任で適切に処理するのが原則ですが、家庭ごみの収集に支障のない量であれば、有料で区による収集を利用することができます。
- ・区の収集を利用する際は、袋の容量に応じた世田谷区の事業系有料ごみ処理券を貼る必要があるため、貼付の確認・指導の徹底に努めます。

【主な取組み】

- ・事業系一般廃棄物ガイドブックによる事業系有料ごみ処理券貼付の周知
- ・ふれあい指導などによる事業系有料ごみ処理券貼付の指導

【参考】

・事業系有料ごみ処理券(見本)



・事業系の資源・ごみの出し方

1 事業系と家庭の資源・ごみを分けてお出ください

お店とお住まいが一緒の場合は、お店から出た資源・ごみと家庭から出た資源・ごみを分けて、**お店から出た資源・ごみにはシールを貼って**お出ください

2 シールには必ず事業者名を記入してください

シールにはお店や会社の名前、屋号などを油性ペンなどで記入してください

3 シールは次のように貼ってお出ください

古紙

「新聞(4つ折)・折込チラシ」「雑誌」→ **高さ10cmにつき10%のシール1枚**
「段ボール」→ **2枚につき10%のシール1枚**

シールは上部の見やすい位置に
高さ10cm
段ボール2枚

ガラスびん・缶・ペットボトル

種類ごとに中身の見える袋に入れて、**袋の容量に見合ったシールを貼ってください**

ガラスびん 缶 ペットボトル

袋で出す場合

袋の口を縛り、**袋の容量に見合ったシール**を上部的見やすい場所に貼ってください

45ℓ

容器(90ℓ以下)で出す場合

容器内のごみの量に見合ったシールを容器の中のごみの一番上に貼ってください

45ℓ

※ 90ℓ超の容器では収集できません
※ 容器を清潔に保つようご協力ください

施策⑨：適正な分別・排出の促進

- 【⑨-1】リチウムイオン電池など充電式電池の適正排出の推進
- 【⑨-2】不適正排出の防止
- 【⑨-3】在宅医療における自己注射の針の安全な回収促進
- 【⑨-4】水銀を含む体温計・血圧計などの適正処理

●【⑨-1】リチウムイオン電池など充電式電池の適正排出の推進

《現状と課題、取組みの方向性》

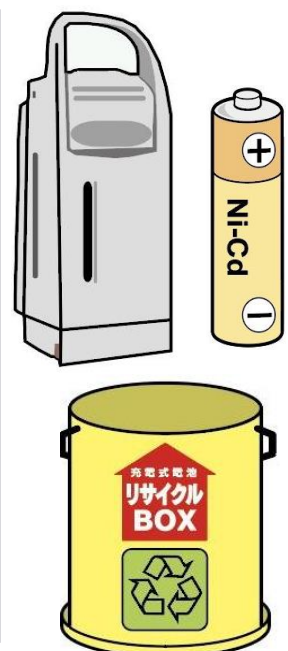
- ・電動アシスト自転車や家電製品に使用されている充電式電池（リチウムイオン電池、ニカド電池、ニッケル水素電池）は、収集や処理の際に発火し、火災が発生する危険があるため、区では収集できません。
- ・このため、区では拡大生産者責任の原則に基づき、製造・販売事業者による自主回収の拡充促進や、家電量販店等にある「小型充電式電池リサイクルBOX」の利用など適正な回収ルートの情報提供などを通じて、適正排出の推進に取り組めます。

【主な取組み】

- ・家電量販店や自転車販売店などの適正な回収ルートについての情報提供
- ・拡大生産者責任に基づく製造・販売事業者による自主回収の促進
- ・充電式電池の混入による収集車両・処理施設などの火災事例や危険性の周知

【参考】

・充電式電池と小型充電式電池リサイクルBOX



・リサイクルできる充電式電池についているマーク



・充電式電池による火災(画像提供:東京消防庁)



・充電式電池の適正排出を促すリーフレット

**小型充電式電池は、
ごみと一緒に
捨てないでください！**

※古くなった小型充電式電池は、購入した販売店
もしくは、お住まいの区にお問い合わせください。

令和2年11月 中防不燃ごみ処理施設で起きた火災の様子

東京23区・東京二十三区清掃一部事務組合

**23区に
お住まいの方へ**

清掃一組キャラクター
清掃工場のお兄さん

粗大ごみ破砕処理施設の火災の様子

東京二十三区清掃一部事務組合からお願いです。
令和5年11月に、23区で唯一粗大ごみを処理している「粗大ごみ破砕処理施設」で火災がありました。その原因は、コードレス掃除機などに含まれる、小型充電式電池(リチウムイオン電池など)でした。区民のみならずにおかれましては、小型充電式電池を処分する際、各区によって回収方法が異なるため、購入された販売店もしくはお住まいの区に一度お問い合わせください。

製品の一例

リチウムイオン電池などの中には燃えやすい液体が入っており、収集作業や破砕処理などのごみ処理の工程で押しつぶされると、熱を持ち、発火します。

ワイヤレスイヤホン	音楽プレーヤー	電子タバコ	ハンディ扇風機
コードレス掃除機	電気シェーバー	モバイルバッテリー	電動歯ブラシ

東京23区・東京二十三区清掃一部事務組合

●【⑨-2】不適正排出の防止

《現状と課題、取組みの方向性》

- ・可燃ごみを出す際に、不燃ごみ・粗大ごみ等が適切に分別されていなかったり、区では収集できないものが混入していたりすると、清掃工場が停止したり、その再稼動のために多額の費用がかかる場合があります。
- ・このため、区では資源・ごみ集積所等における排出指導(ふれあい指導)などにより、正しい分別方法に従った適正排出の促進に取り組みます。
- ・また、古紙などの資源や金属を含む不燃ごみの持ち去り行為についてもパトロールなどによる対策を行います。

【主な取組み】

- ・適正な分別・排出方法についての啓発
- ・ふれあい指導による適正排出の促進
- ・清掃工場の停止の原因となる不適正排出事例などの周知
- ・拡大生産者責任に基づく製造・販売事業者による自主回収の促進
- ・資源や金属を含む不燃ごみの持ち去り行為に対する区職員・民間警備会社によるパトロールや警察署と連携した取締りの実施

《取組みイメージ》

- ・資源・ごみ集積所等におけるふれあい指導



- 【参考】可燃ごみに混入した金属等の不燃ごみ、布団・毛布等の粗大ごみ



●【⑨-3】在宅医療における自己注射の針の安全な回収促進

《現状と課題、取組みの方向性》

- ・さらなる高齢化に伴い、注射針・注射筒・ガーゼ・脱脂綿などの在宅医療廃棄物も増加することが想定されます。
- ・このため、医療機関や薬剤師会などと連携しながら、在宅医療廃棄物の適正処理の啓発や、薬局での専用容器による回収の促進に取り組めます。

【主な取組み】

- ・薬剤師会と協力した薬局での注射針の専用容器による回収
- ・医療機関等に対する在宅医療廃棄物適正処理のチラシ配布
- ・区報等あらゆる手段による在宅医療廃棄物の適正処理の啓発

《取組みイメージ》

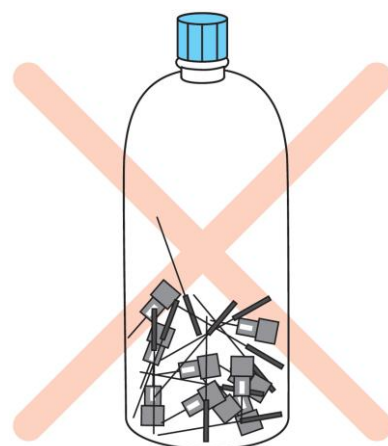
- ・在宅医療廃棄物の適正処理の啓発

ご自宅で注射針等を使用される方へ

**在宅医療に伴い排出される注射針等の
鋭利なものは集積所には出せません！！**

廃棄については、かかりつけの医師や購入した薬局
にご相談ください。

可燃性の耐貫通性容器
(ペットボトルなど) に
入れても出せません！



●【⑨-4】水銀を含む体温計・血圧計などの適正処理

《現状と課題、取組みの方向性》

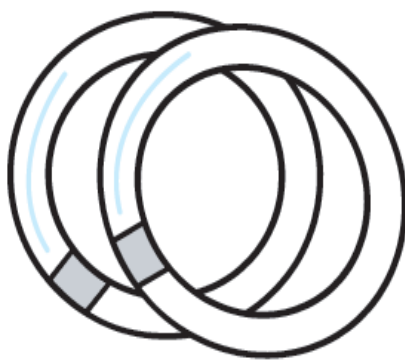
- ・水銀を含む製品は清掃工場が停止する原因となるため、体温計・血圧計・蛍光灯・ボタン電池など製品ごとに出し方が異なります。
- ・このため、安定的な清掃事業の継続に向けて、水銀を含む製品の適正な処理方法の周知に取り組めます。

【主な取組み】

- ・体温計・血圧計・蛍光灯・ボタン電池など製品ごとの適切な排出方法の周知
- ・清掃工場の停止による収集遅延や多額の費用負担など水銀を含む製品の不適正排出による影響についての啓発

【参考】

- ・水銀を含む血圧計・体温計・蛍光灯



- ・ボタン電池とボタン電池回収協力店にある「ボタン電池回収缶」





第4章 清掃・リサイクル事業の概要

1 ごみ・資源の処理の流れ

(1) 種別ごとの処理方法

①可燃ごみ

可燃ごみは、主に世田谷区にある千歳清掃工場、世田谷清掃工場に搬入し焼却処理しています。一部は多摩川清掃工場など、世田谷区外の清掃工場に搬入し、焼却処理しています。

②不燃ごみ

不燃ごみは、区内の中継所に搬入し、金属製品（鍋・フライパン等）、小型家電、蛍光管、スプレー缶などを選別した後、不燃ごみ処理センターで処理しています。金属製品や小型家電、蛍光管等是一部資源化しています。

③粗大ごみ

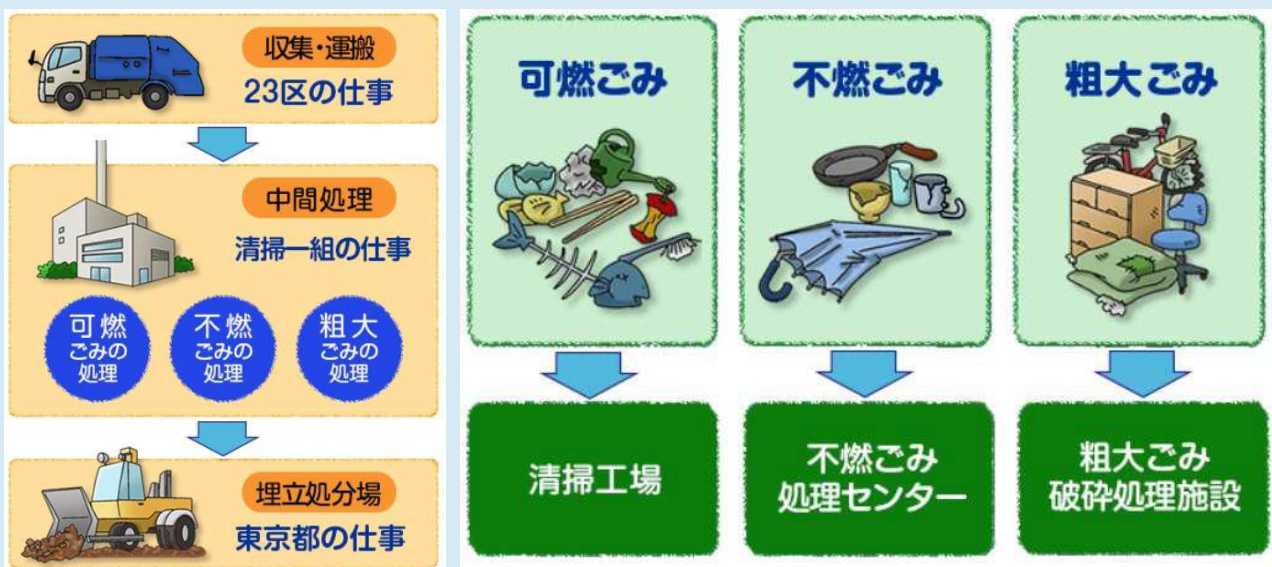
粗大ごみは、区内の中継所に搬入し、金属部分を含む製品を選別した後、粗大ごみ破碎処理施設に搬入し、破碎しています。破碎後の可燃物は焼却処理し、不燃物は埋立処分しています。金属部分を含む製品や羽毛布団など是一部資源化しています。

④資源

古紙・缶・ペットボトル等の資源は、民間の処理施設で中間処理・再商品化しています。ガラスびんは世田谷区資源循環センター（リセタ）で中間処理を実施し、民間の処理施設で再商品化しています。

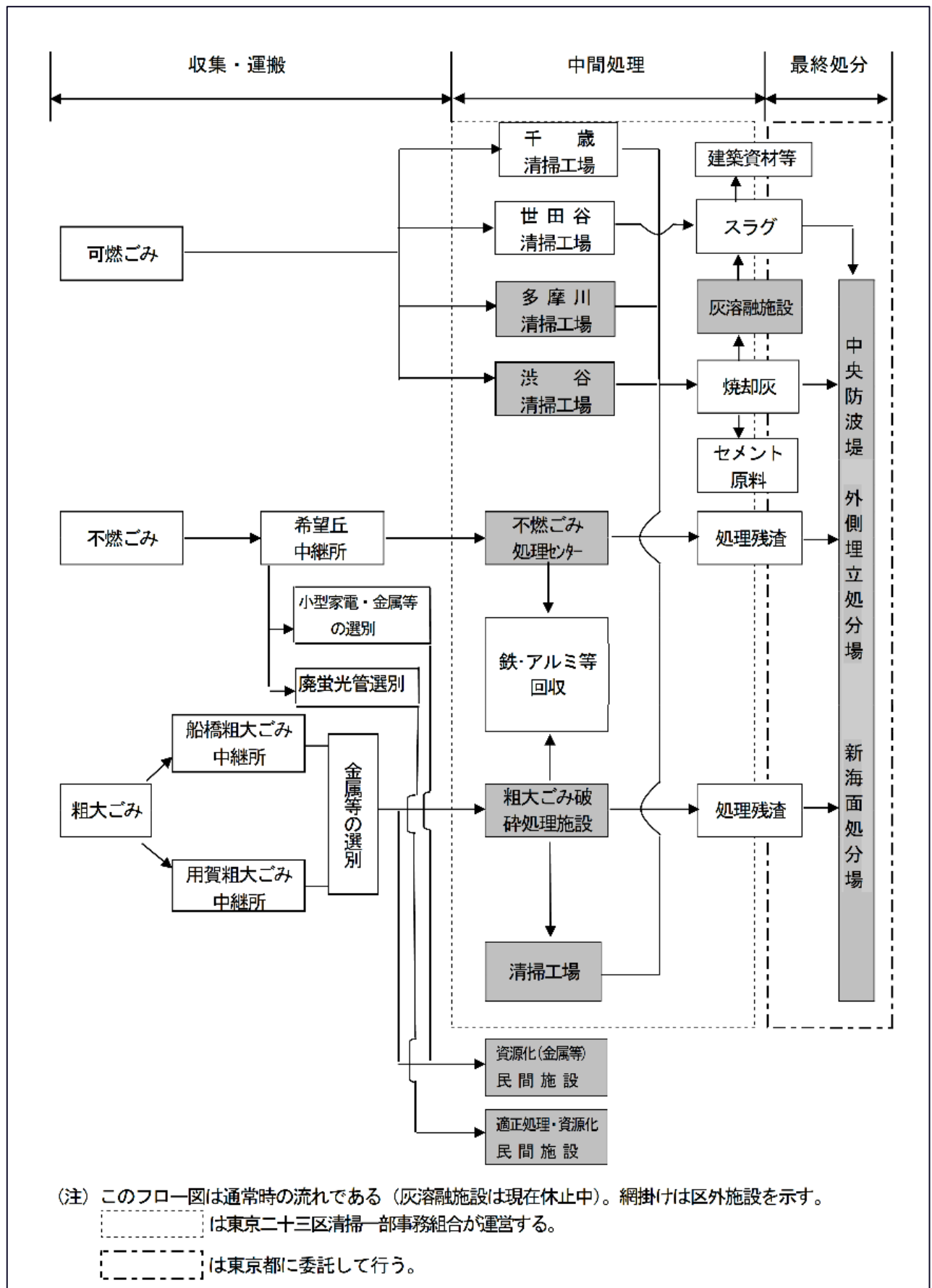
●ごみ処理における役割分担

- ・一般的には、一般廃棄物の処理や資源の有効活用に関する事務は原則として市町村が担い、産業廃棄物の処理に関する事務は原則として都道府県が担うこととされています。
- ・しかし、清掃工場やし尿処理施設の運営などを23区それぞれで行うことは困難であるため、23区は「東京二十三区清掃一部事務組合」を設置し、清掃工場の運営などを共同処理しています。
- ・また、一般廃棄物の最終処分を行う「新海面処分場・中央防波堤外側埋立処分場」は東京都の施設であり、23区は独自の最終処分施設を持たないため、最終処分の業務については、東京都に委託して実施しています。



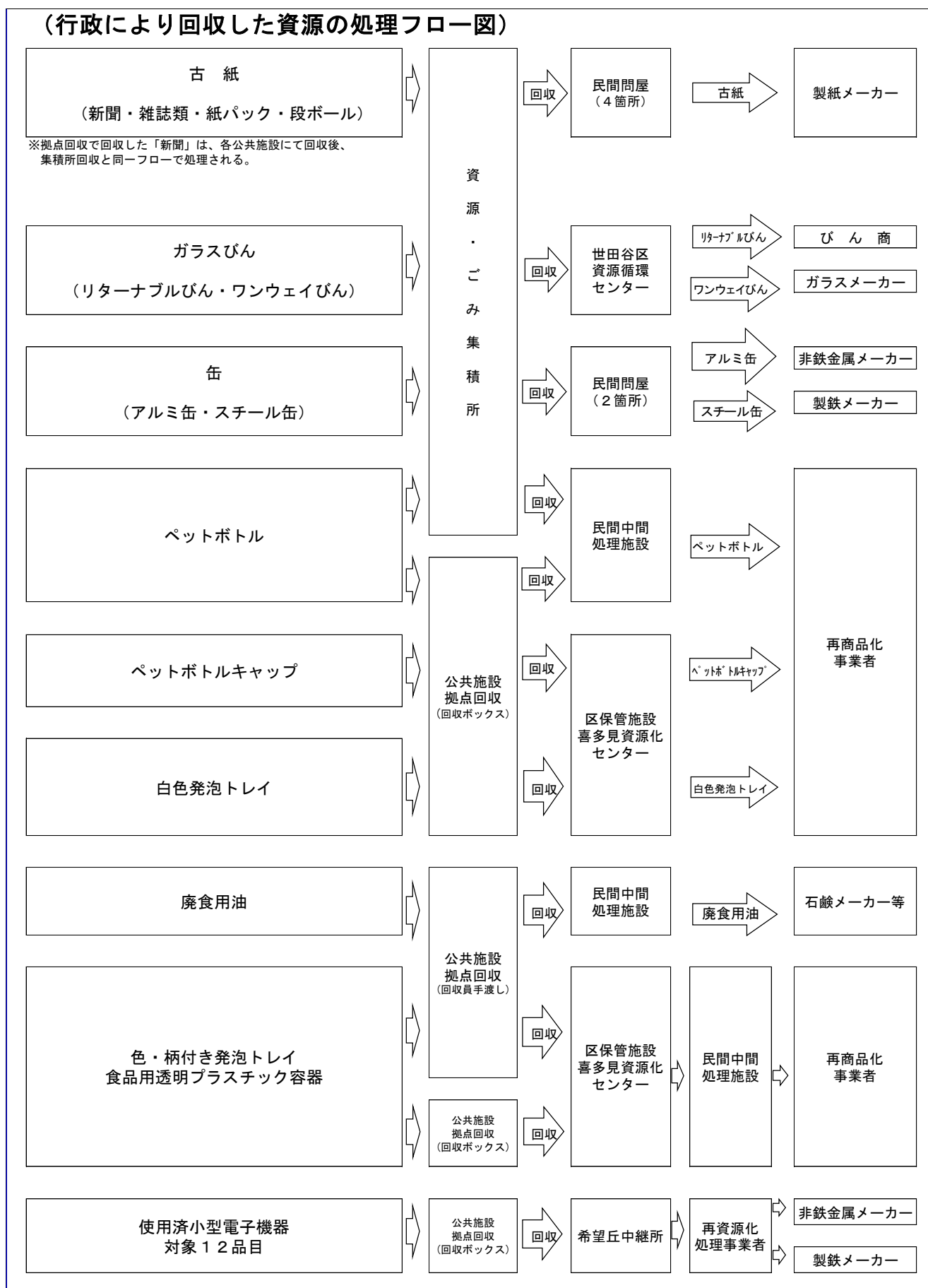
(出典:東京二十三区清掃一部事務組合HP)

(2) ごみ処理の流れ



(3) 資源の処理の流れ

(行政により回収した資源の処理フロー図)



2 資源・ごみの分別区分

分別区分		主な対象品目	収集方法	収集頻度等
可燃ごみ		生ごみ、紙おむつ、プラスチック類、ゴム・皮革製品等	集積所	週2回
不燃ごみ		金属類、ガラス類、陶磁器類、小型家電製品等	集積所	月2回
粗大ごみ※		一辺が30cmを超えるもの	戸別	申込制
資源	古紙	新聞、雑誌類、紙パック、段ボール	集積所	週1回
	びん	飲食用のガラスびん	集積所	週1回
	缶	飲食用のアルミ・スチール缶	集積所	週1回
	ペットボトル	飲料用・調味料用のペットボトル	集積所	月2回
			拠点回収	回収ボックス (施設開館時)
	ペットボトルキャップ	ペットボトルのキャップ	拠点回収	回収ボックス (施設開館時)
	白色発泡トレイ	白色の発泡スチロール製のトレイ	拠点回収	回収ボックス (施設開館時)
	食品用透明プラスチック	無色透明の食品用プラスチック容器	拠点回収	回収員手渡し (月2回)
	色・柄付き発泡トレイ	色や柄がついている発泡スチロール製のトレイ	拠点回収	回収員手渡し (月2回)
	廃食用油	てんぷら油等の食用油	拠点回収	回収員手渡し (月2回)
	小型電子機器	携帯電話等の対象12品目	拠点回収	回収ボックス (施設開館時)

※家電リサイクル法の対象品目（エアコン、テレビ(ブラウン管、液晶・プラズマ、有機EL)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）、パーソナルコンピュータは除く

3 区民・事業者による取組み

(1) 集団回収

集団回収とは、町会・自治会、集合住宅、PTA など10世帯以上で構成される地域の住民団体が、各家庭から出る資源を持ち寄り、団体が契約した資源回収業者に引き渡す自主的なリサイクル活動です。区に登録した団体（資源再利用活動団体）には、回収量に応じて区から報奨金が支給されます。

(2) 事業系リサイクルシステム

事業系リサイクルシステムとは、事業者が排出する「古紙・ガラスびん・アルミ缶・スチール缶」の資源の有効活用を推進するため、資源回収事業者の組合と区が協定を結び、実施している区内事業者向けのリサイクルシステムです。区内事業者向けの事業系有料ごみ処理券を使用して区の収集を利用するよりも価格が安く、事業所の営業時間内に事業所から直接回収するなど利便性を高めています。

(3) 事業系ごみの民間処理

事業系ごみは、排出事業者の自己処理を原則とします。一般廃棄物の処理料金の上限は区の条例で規定しているので、排出事業者は合理的な費用で民間業者のサービスを利用することができます。区は、排出事業者に対して民間業者とのごみ処理契約の締結を促しています。

(4) 一般廃棄物処理業の許可及び指導

一般廃棄物処理業者は、区の一般廃棄物処理業の許可を受けて、廃棄物処理法の定める基準に従って区域内のごみ処理を行います。業の許可は区長が行いますが、許可の申請受付及び内容審査は、東京二十三区清掃協議会が行います。区は、一般廃棄物処理業者のごみ処理の状況を監督し、必要な指導を行っています。

第5章 生活排水処理基本計画

1 し尿の収集の状況

(1) し尿の収集・処理の体制

ごみ収集と同様に、収集・運搬は各区が担い、中間処理施設などは23区で共同設置する東京二十三区清掃一部事務組合が担っています。世田谷区では、平成15年度から収集・運搬を民間業者へ委託しています。

区 分		収集運搬の主体		処理処分の主体	
家庭系	くみ取りし尿	世田谷区	無料	東京二十三区 清掃一部事務組 合	無料
	浄化槽汚泥・ デスポーザ汚 泥	許可業者*1	有料		
事業系	し尿・し尿混じ りのビルピット 汚泥	許可業者*1	有料	許可業者*2	有料

*1 一般廃棄物収集運搬業者

*2 一般廃棄物処分業者

(2) 対象戸数

区内の収集対象戸数は、下水道の普及に伴い年々減少しています。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対 象 戸 数	47	40	40	37	30

(3) 収集方法

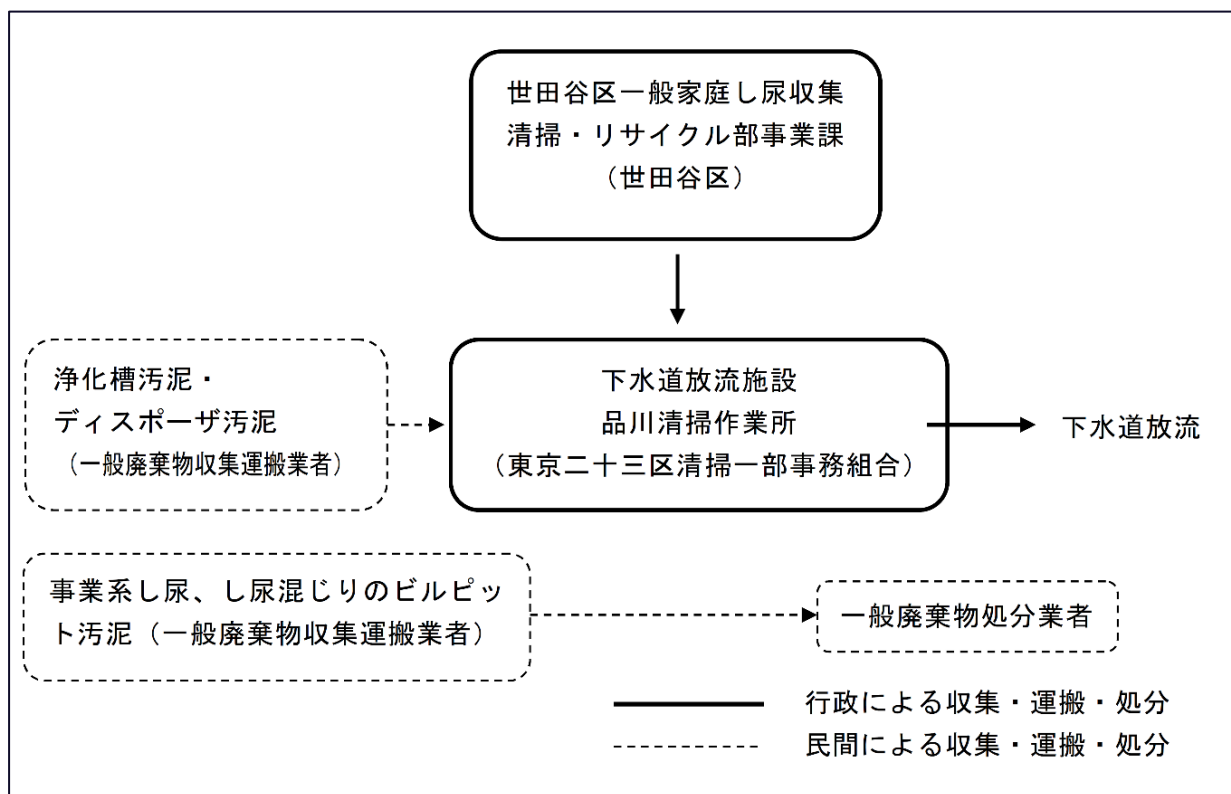
し尿収集は原則として2週に1回ですが、実情に応じて収集間隔を調整しているほか、雨水の流入など特別な事情により区民から申告があった場合は、迅速に対応し、区民サービスの向上に努めています。

(4) 収集実績

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
収 集 量	120.65	112.99	112.57	101.58	93.41

(単位：kl)

(5) し尿処理の流れ



2 基本方針

●公共下水道への接続促進

下水道供用地域では、し尿を含む生活排水は遅滞なく公共下水道によって処理しなければならないとされており、都と連携して排水施設の設置を誘導していきます。

●くみ取り体制の効率化

くみ取り戸のより効率的な収集・運搬体制について検討を進めます。

●事業者による適正処理の推進

浄化槽汚泥、ディスポーザ汚泥、事業活動に伴って排出される事業系し尿及びし尿混じりのビルピット汚泥は、事業者による処理（一般廃棄物収集運搬業の許可業者への委託）とします。

3 施策

●くみ取り便所のし尿

残存するくみ取り便所のし尿については、効率的な収集を進め、処分については、東京二十三区清掃一部事務組合の下水道放流施設で共同処理します。

●浄化槽汚泥

浄化槽管理者の委託を受けて一般廃棄物収集運搬業の許可業者（浄化槽清掃業許可を併せ持つ）が収集・運搬し、東京二十三区清掃一部事務組合で共同処理します。

●ディスポーザ汚泥

東京都下水道局が認めたディスポーザ排水処理システムから発生する汚泥については、浄化槽汚泥の処理に準じて処理します。

●事業系し尿及びし尿混じりのビルピット汚泥

事業者の委託を受けて一般廃棄物収集運搬業の許可業者が収集・運搬し、一般廃棄物処分業の許可業者が自己施設で処理します。なお、集合住宅のし尿混じりのビルピット汚泥は、浄化槽汚泥の処理に準じて処理します。

●浄化槽の適正な維持管理

浄化槽の機能を維持するため、浄化槽管理者に対しては、環境保全の意識の向上を図るとともに、定期的な清掃・保守点検及び定期検査を行うよう周知します。浄化槽清掃業者についても立入指導等を実施します。

●災害時の対応

災害時のし尿の収集については、区内の浄化槽清掃業者と締結した「災害時におけるし尿収集車両等の供給に関する協力協定」を有効に活用し、東京都、東京二十三区清掃一部事務組合、近隣自治体等と協議し、遅滞無く行える態勢を引き続き確保していきます。

第6章 資料編

1 区民アンケートの結果など

(1) 世田谷区民意識調査（抜粋）

対象者：世田谷区在住の満18歳以上の区民（無作為抽出）

対象数：4,000人

調査方法：郵送配布・回収またはインターネットによる回答

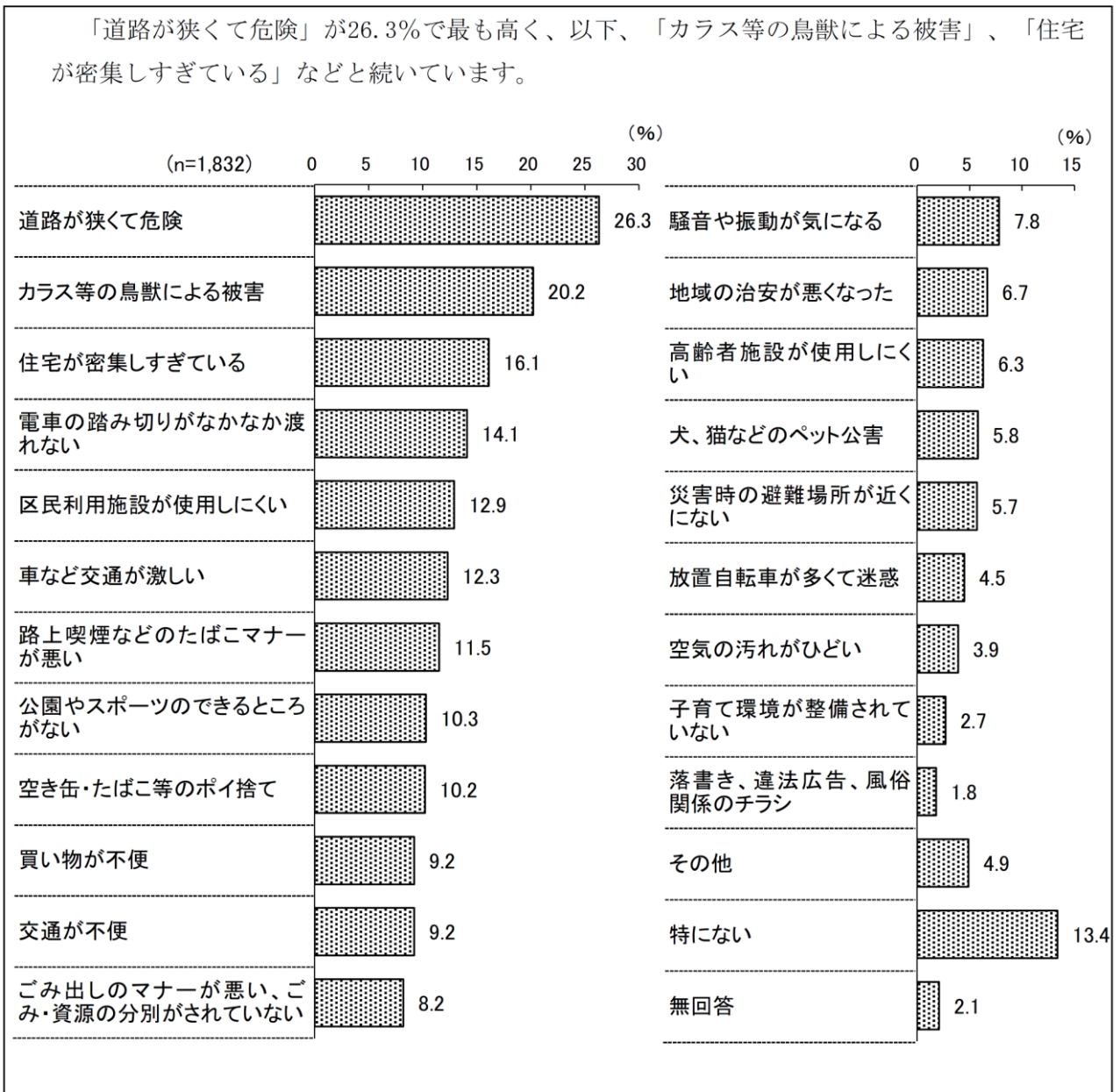
調査期間：令和5年5月19日から6月9日

有効回答数：1,832人（回収率：45.8%）

＜調査結果＞

- 「地域における日常生活での困りごと」では、「ごみ出しのマナーが悪い、ごみ・資源の分別がされていない」は8.2%（12番目）となっています。

●地域における日常生活での困りごと（複数回答）

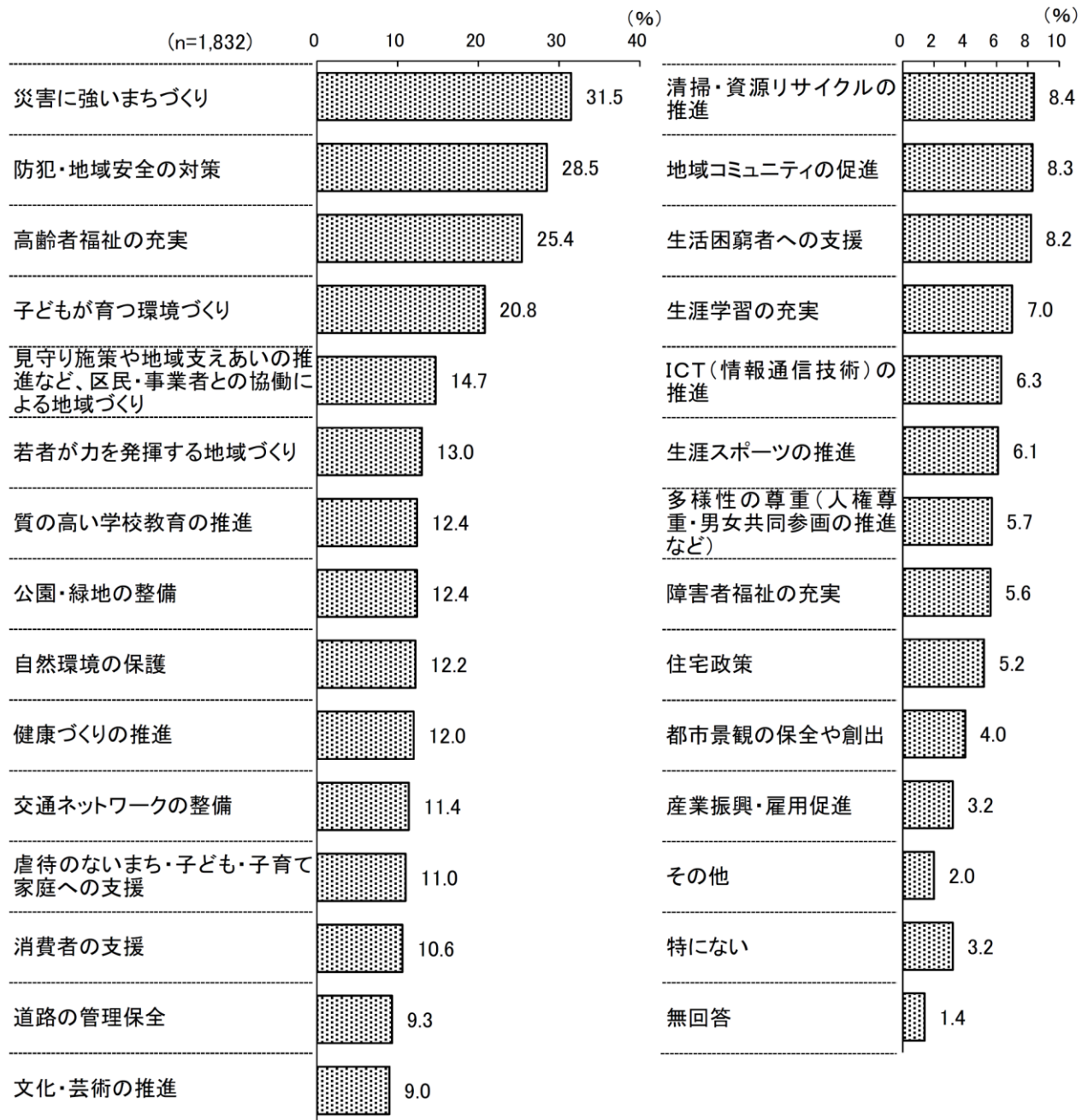


＜調査結果＞

- 「区が積極的に取り組むべき事業」では、「清掃・資源リサイクルの推進」は8.4%（16番目）となっています。

●区が積極的に取り組むべき事業（複数回答）

「災害に強いまちづくり」が31.5%で最も高く、以下、「防犯・地域安全の対策」、「高齢者福祉の充実」などと続いています。



(2) 世田谷区資源・ごみに関するアンケート調査（概要）

対象者：世田谷区在住の満 18 歳以上の区民（無作為抽出）

対象数：2,500 人

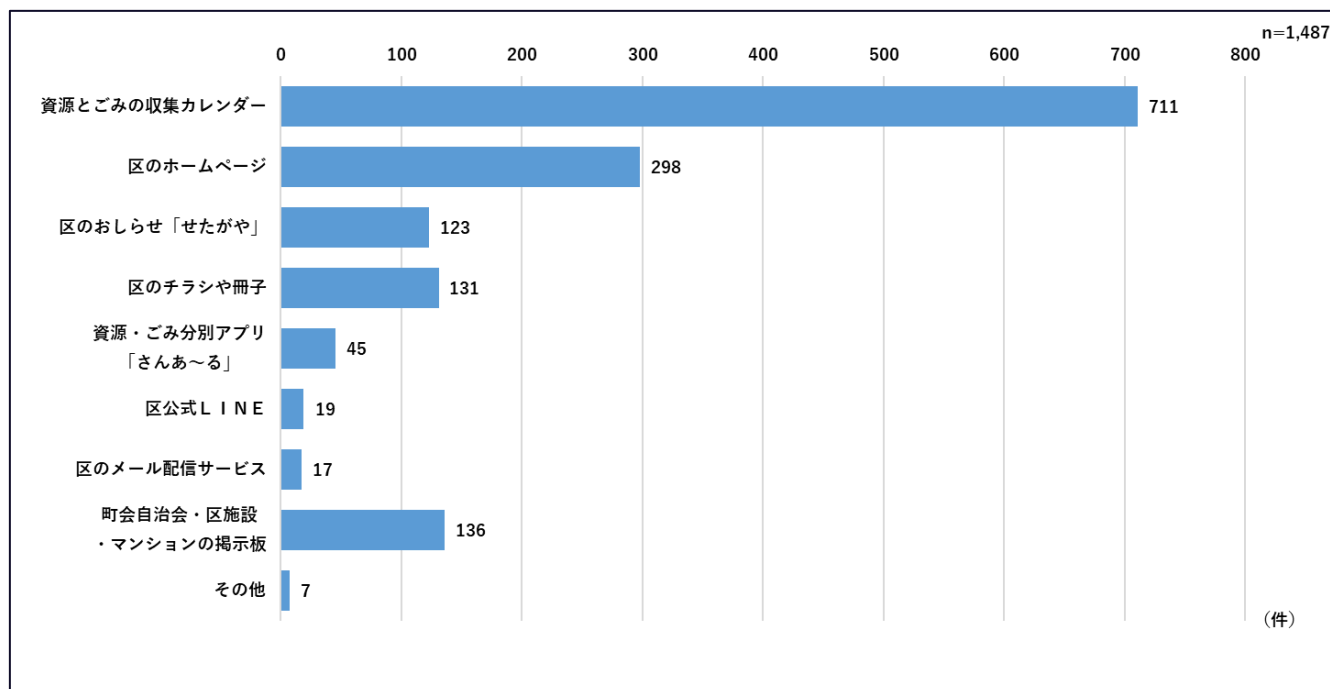
調査方法：郵送配布・回収またはインターネットによる回答

調査期間：令和 6 年 2 月 20 日から 3 月 11 日

有効回答数：878 人（回収率 35.1%）

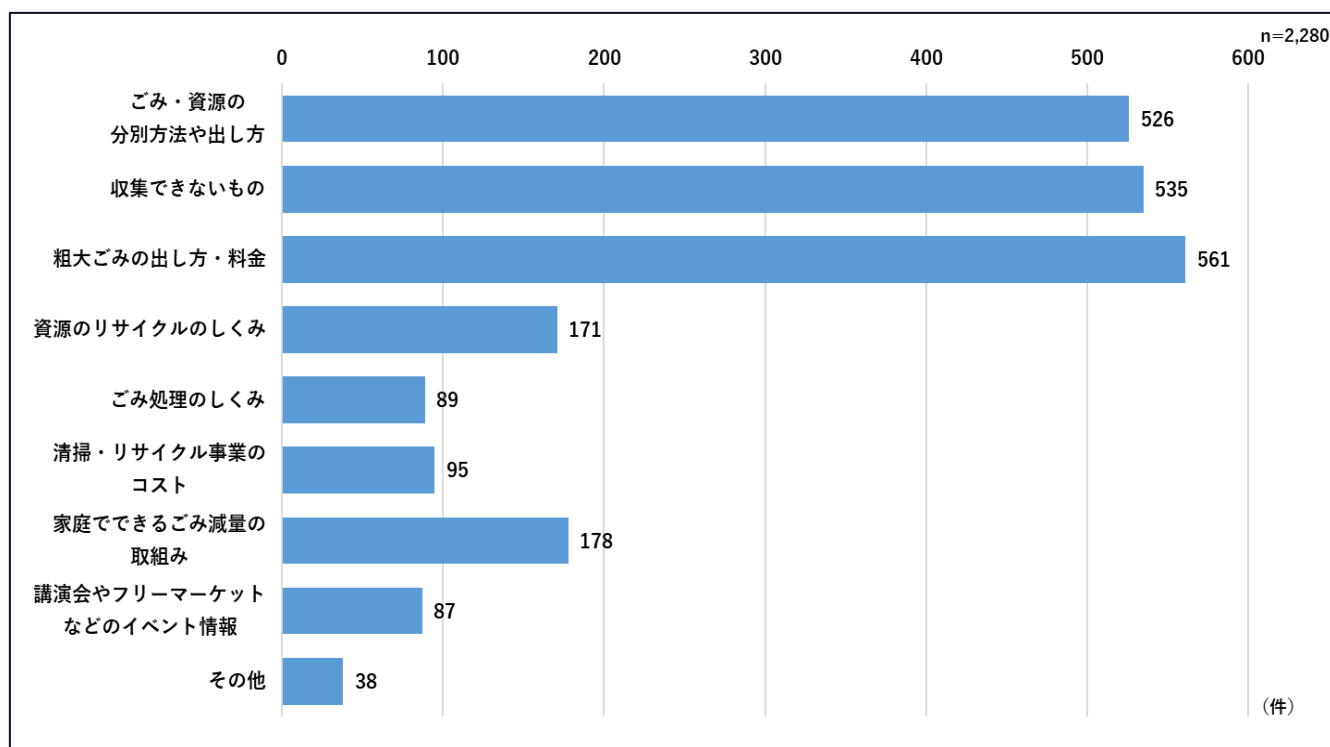
(1) 区の清掃・リサイクルに関する情報の入手方法（複数回答可）

最も多かった回答は「資源とごみの収集カレンダー」、次に多かった回答は「区のホームページ」となっている。



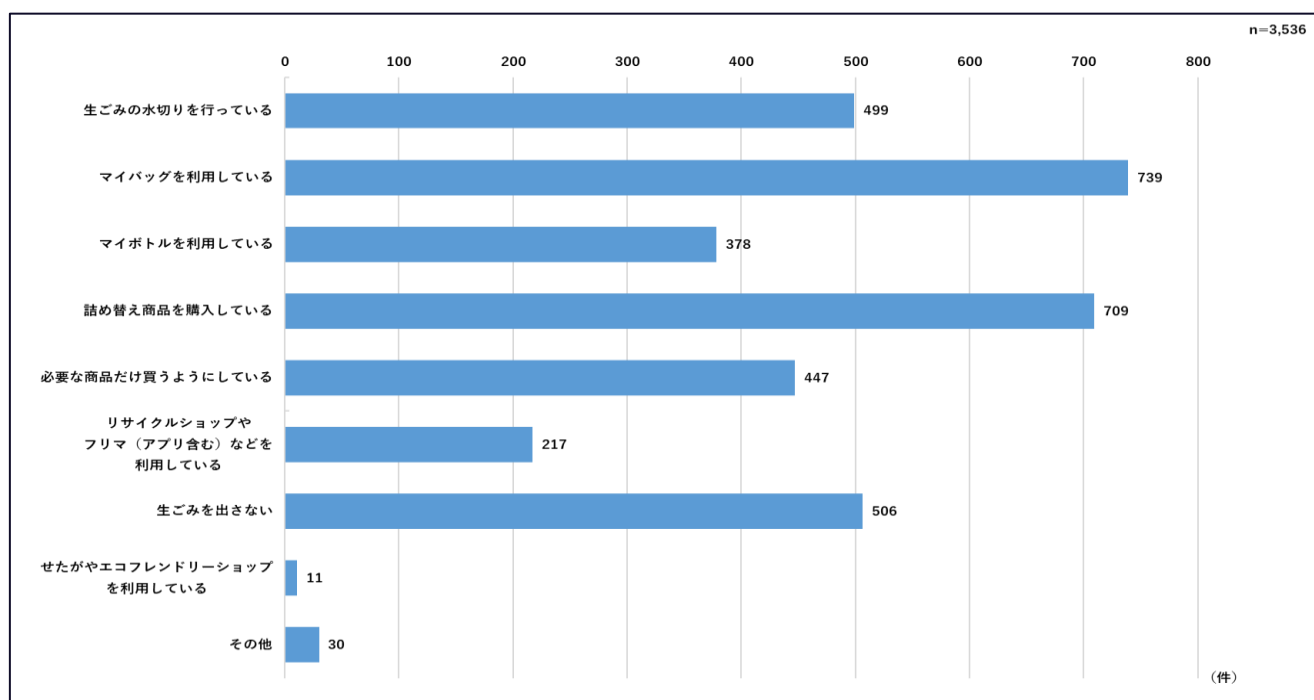
(2) 区の清掃・リサイクルに関する入手したい情報について（複数回答可）

最も多かった回答は「粗大ごみの出し方・料金」、次に多かった回答は「収集できないもの」となっている。



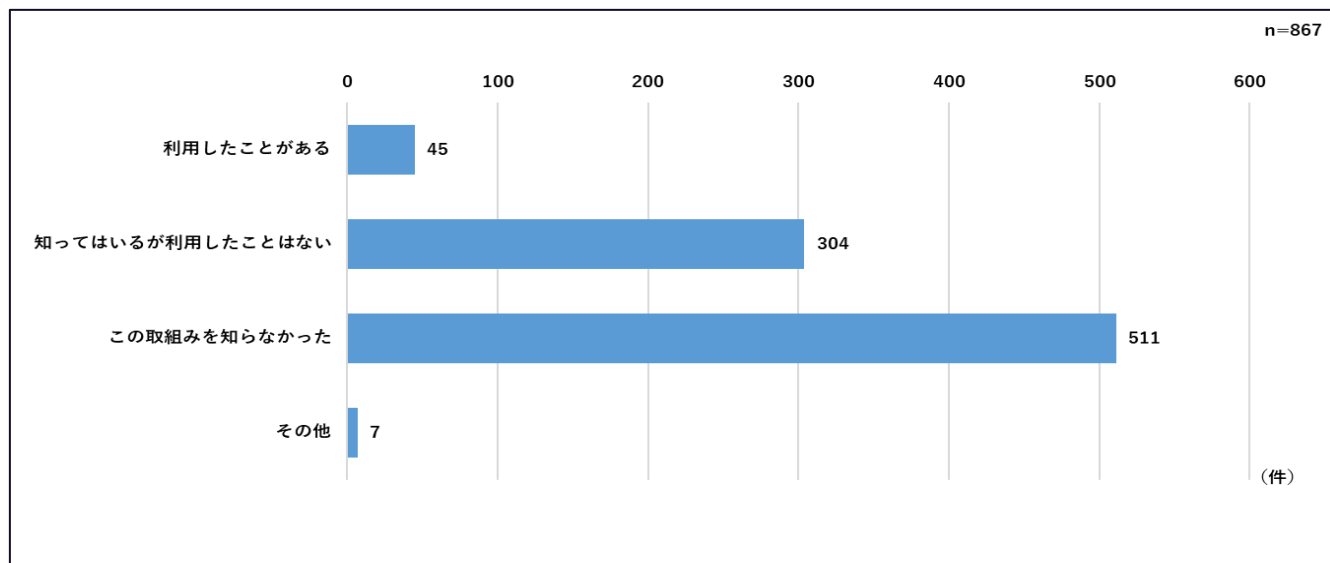
(3) ごみ減量のための取り組み状況（複数回答可）

最も多かった回答は「マイバックを利用している」、次に多かった回答は「詰め替え商品を購入している」となっている。



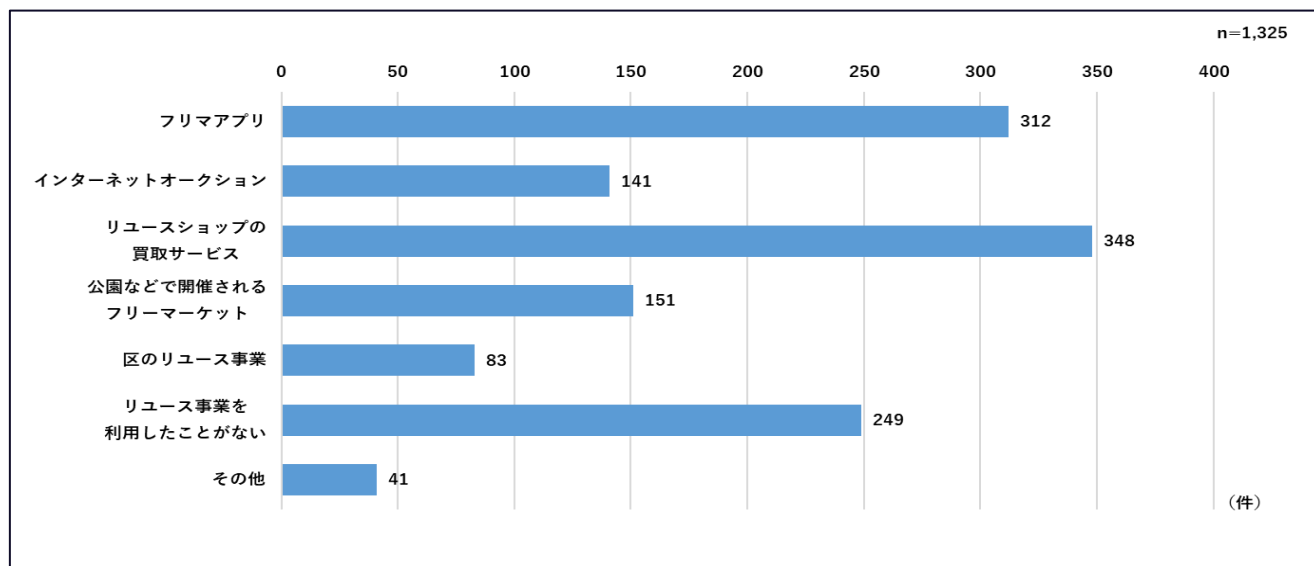
(4) フードドライブの利用状況

最も多かった回答は「この取組みを知らなかった」、次に多かった回答は「知ってはいるが利用したことはない」となっている。



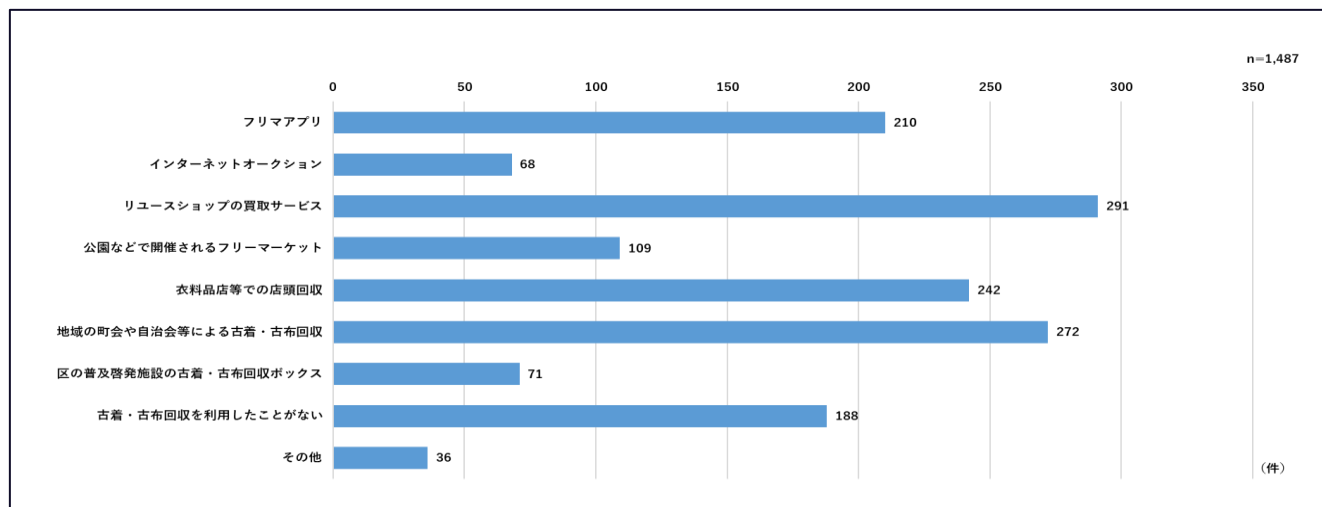
(5) リユース事業の利用状況（複数回答可）

最も多かった回答は「リユースショップの買取サービス」、次に多かった回答は「フリマアプリ」となっている。



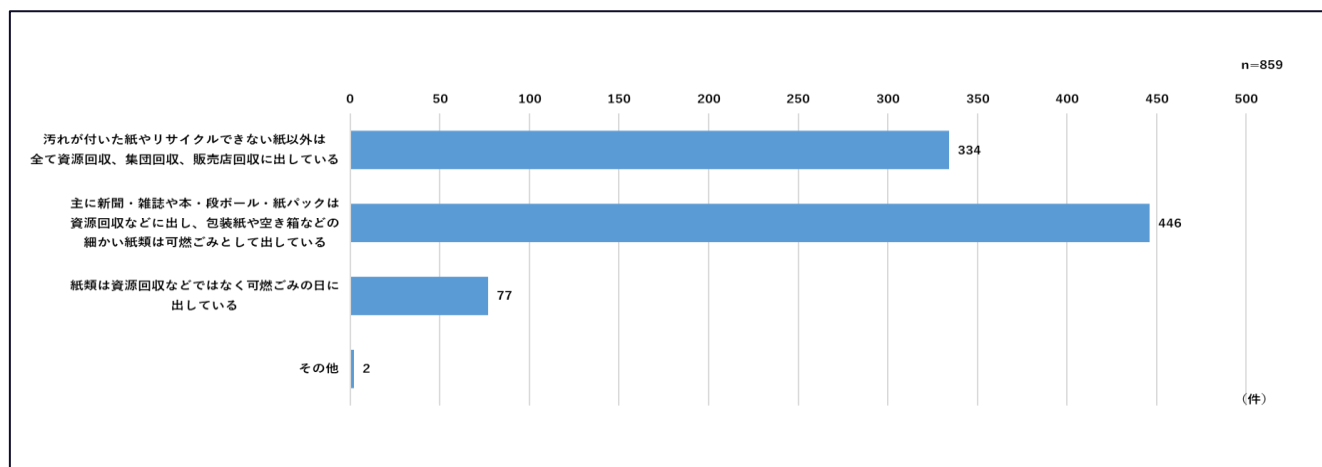
(6) 再使用および再利用システムの浸透状況（複数回答可）

最も多かった回答は「リユースショップの買取サービス」、次に多かった回答は「地域の町会や自治会等による古着・古布回収」となっている。



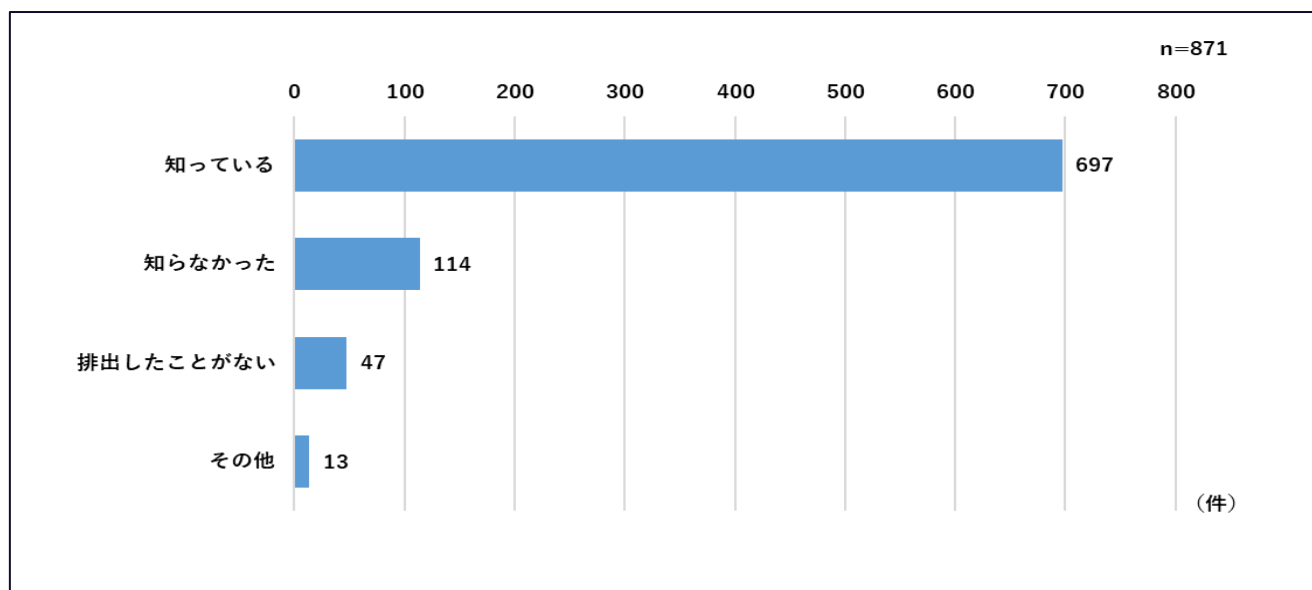
(7) 紙類の排出方法

最も多かった回答は「主に新聞・雑誌や本・段ボール・紙パックは資源回収などに出し、包装紙や空き箱などの細かい紙類は可燃ごみとして出している」、次に多かった回答は「汚れが付いた紙やリサイクルできない紙以外は全て資源回収、集団回収、販売店回収に出している」となっている。



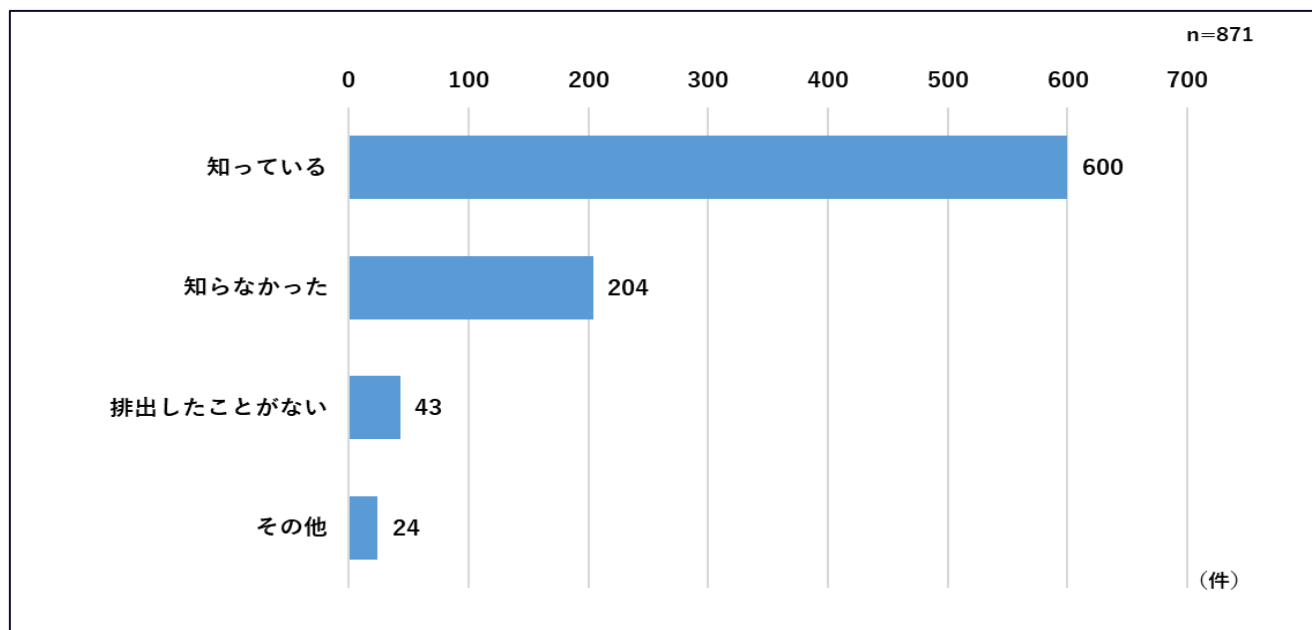
(8) 刃物等の正しい排出方法に関する認知状況

最も多かった回答は「知っている」となっている。

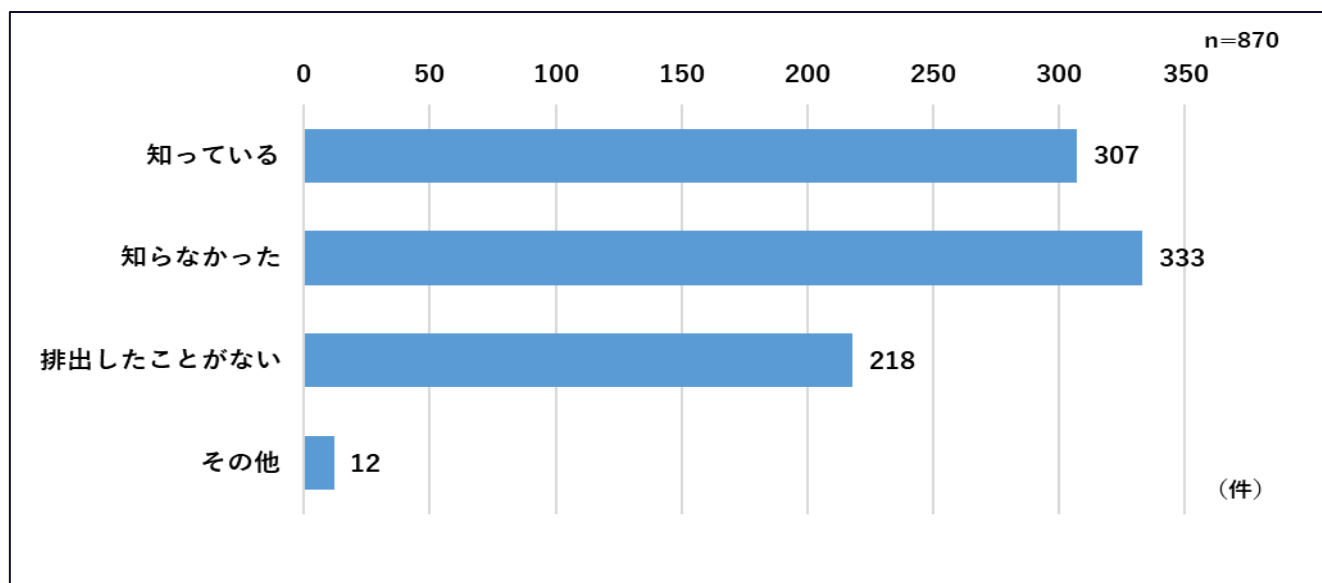


(9) スプレー缶やカセットボンベの正しい排出方法に関する認知状況

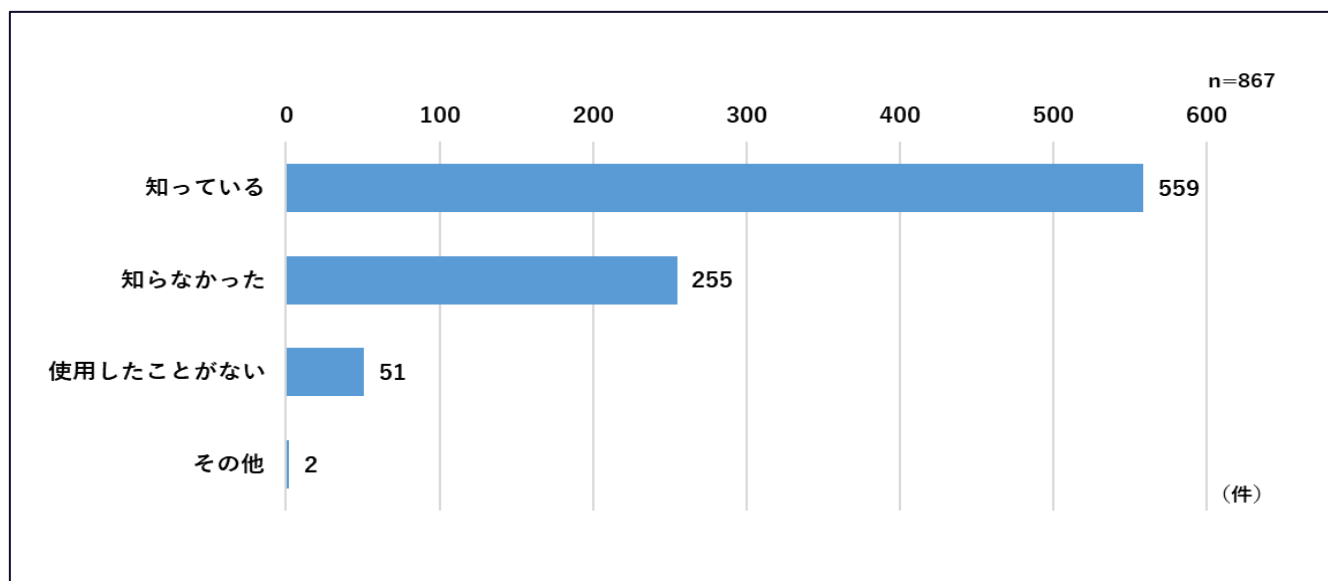
最も多かった回答は「知っている」となっている。



- (10) 充電式電池の正しい排出方法に関する認知状況
最も多かった回答は「知らなかった」となっている。

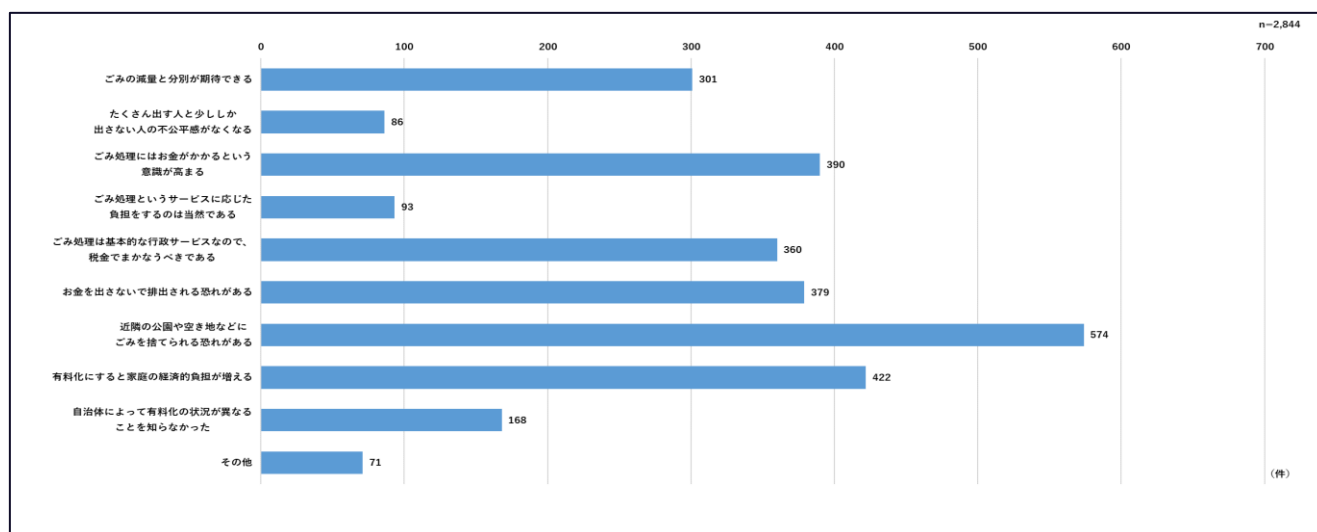


- (11) 充電式電池の特徴に関する認知状況
最も多かった回答は「知っている」となっている。



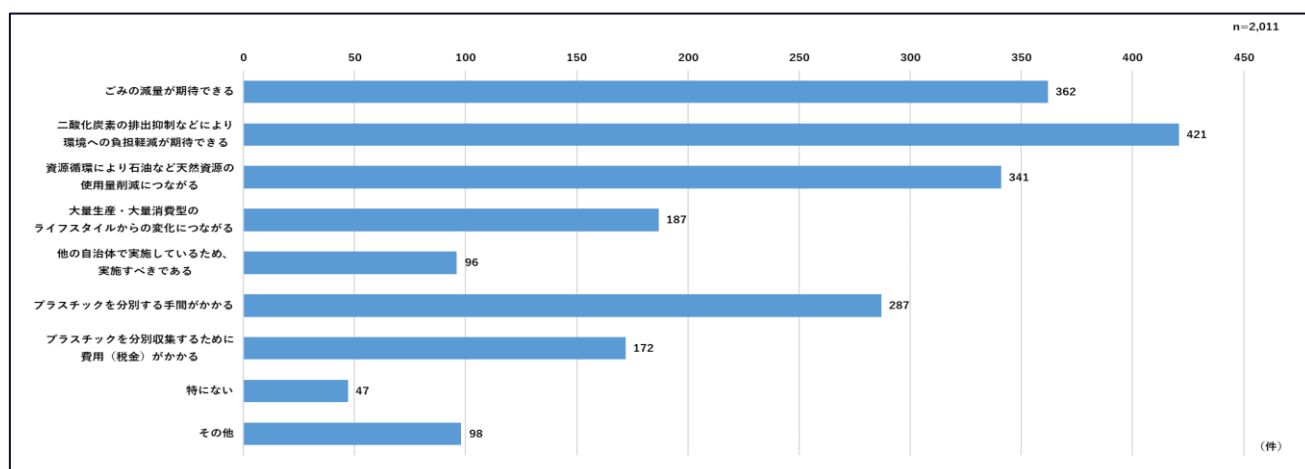
(12) 家庭ごみの有料化についての考え方（複数回答可）

最も多かった回答は「近隣の公園や空き地などにごみを捨てられる恐れがある」、次に多かった回答は「有料化にすると家庭の経済的負担が増える」となっている。



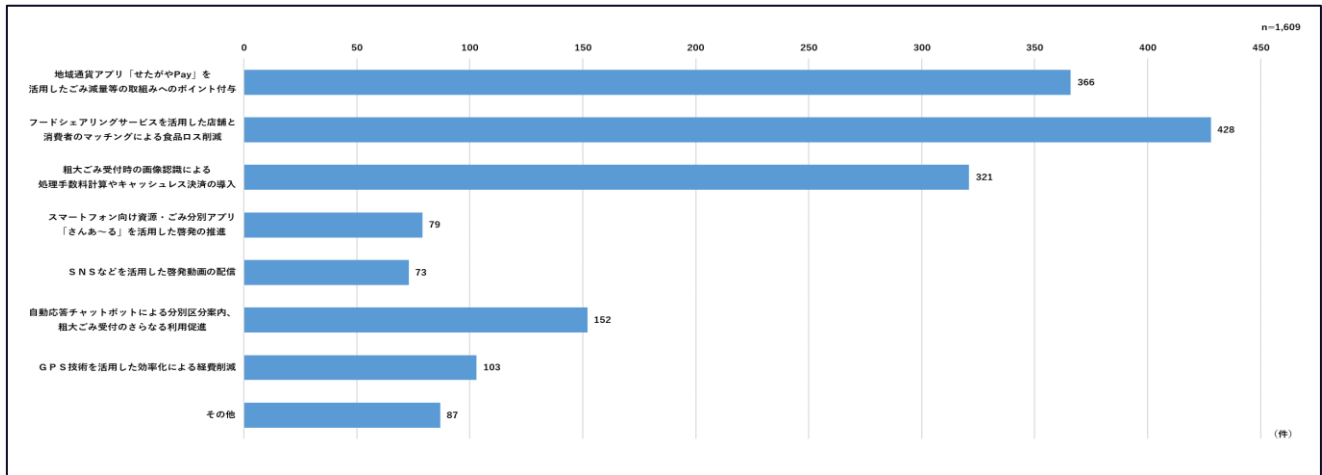
(13) プラスチック分別収集に対する考え方（複数回答可）

最も多かった回答は「二酸化炭素の排出抑制などにより環境への負担軽減が期待できる」、次に多かった回答は「ごみの減量が期待できる」となっている。



(14) 効果的な施策について（複数回答可）

最も多かった回答は「フードシェアリングサービスを活用した店舗と消費者のマッチングによる食品ロス削減」、次に多かった回答は「地域通貨アプリ「せたがや Pay」を活用したごみ減量等の取組へのポイント付与」となっている。



●「その他」の主な自由意見（記述回答）

○ごみ減量のために取組んでいることについて

- ・家庭用生ごみ処理機を購入使用している
- ・不要な物は買わない、最後まで使い切る
- ・プラスチック類をもらわない、食品トレーを店に戻す、ペットボトルをリサイクルする
- ・コンポストの利用
- ・購入店での洋服のリサイクル
- ・書類のペーパーレス化、デジタル技術活用
- ・トレー、牛乳パック、透明パックを回収ボックスに分別する
- ・簡易包装商品の購入
- ・紙ごみをまとめて資源として出している

○家庭ごみの有料化について

- ・全て有料化するのではなく、税金ではまかなえないものだけにすべき
- ・ルールを守る人と守らない人との差が出る
- ・家庭ごみ有料化には賛成だが人数の多い家庭にはかなりの負担になる
- ・有料になると路上や空き地に放置されるため販売価格に処理費を含めることが必要
- ・有料化にする場合にはリサイクルできる場所などを確保して欲しい
- ・有料化のメリット・デメリット、費用、環境への影響などの比較・検討が必要

- ・ごみの量により不公平感が生じない方法を導入すべき
- ・家庭ごみの有料化は負担が増えるため反対
- ・全体の意識を高めてから有料化すべき
- ・有料化でゴミ出しのマナーが改善される
- ・ゴミ収集を有料化した分、住民税が安くなるなど経済的負担が増幅しない工夫が必要

○プラスチック分別収集について

- ・プラスチック分別の分かりやすい説明が必要
- ・プラスチックの回収は賛成
- ・有害物質等が無ければ焼却発電での有効利用も環境負担軽減が期待できる
- ・不要なプラスチック品を使わなくなるので良い取組みである
- ・費用対効果の問題もある
- ・発電等に使われているのならこのままでもよい
- ・総合的なエネルギー効率・環境負荷のデータが知りたい
- ・プラスチック分別は負担も大きいので可燃ごみで出すことができている
- ・スーパーなどの容器回収に出しているのでも分別収集は受け入れやすい
- ・プラスチックトレイをスーパーの回収ボックスに運ぶ手間がなくなるので良い
- ・生産者責任についても議論すべき
- ・新たなリサイクルは財政・環境ともに負荷がある
- ・プラスチックと記載していないラップ・ビニール・お菓子の袋などの分別が難しい
- ・食品トレイのラップや野菜の包装などごみになるものが多いので実施してほしい
- ・製造販売過程でのごみ減量が重要
- ・今後の技術動向を見ながら進めてみたほうがよいのではないか
- ・プラスチックごみを置くスペースがない
- ・環境負担軽減のために必要
- ・プラスチック自体の利用を控える取組みが重要
- ・カーボンニュートラル達成のためにはより高度なマテリアルリサイクルに取り組むべき

○ごみ減量・リサイクル推進に効果的な施策について

- ・砵公園や馬事公苑等を利用したフリマの開催
- ・「さんあーる」などアプリの告知
- ・ごみの有料袋の販売
- ・消費期限の近い食品のネット販売

- ・植物由来プラスチックの利用
- ・リサイクルへのポイント付与
- ・パック・包装の簡素化
- ・転入時の分別方法の周知
- ・フードドライブの推進
- ・夜間回収の実施
- ・食品の量り売り
- ・ごみを削減できる設備購入への助成
- ・リユース持込場所の増加やマッチング

(3) 区民意見募集における意見

「素案への区民意見及び区の考え方」

○募集期間：令和6年9月15日～10月8日

○意見提出人数(件数)：16人(36件)

(内訳：ホームページ13人、ファクシミリ1人、持参1人、その他1人)

番号	意見の概要	意見に対する区の考え
①ごみの発生抑制(7件)		
1	以前は生ごみを庭で腐葉土になるよう処理していたが、世田谷区でも生ごみ処理機の購入に助成をしてほしい。	ごみの減量に向けては、大きな割合を占める生ごみの削減が有効であることから、区では家庭用生ごみ堆肥化容器への購入費補助を行っていましたが、申請件数の減少や時間が経過すると廃棄される等により現在は廃止となっております。 生ごみの発生抑制や堆肥化は、食品ロスの削減や持続可能な循環型社会の実現につながる重要な取組みであるため、引き続き生ごみ堆肥作りとそれを活用した野菜作り講習会の実施や生ごみ減量方法を示したリーフレットの発行など、区民の実践につながる普及啓発を充実し、様々な機会を捉えてさらなる生ごみの減量を推進してまいります。
2	都市部では自宅でのコンポストの設置がむずかしいため、生ごみを堆肥化し緑地化に活用するなど、海外の事例も参考にし、行政として生ごみの回収と堆肥化に取り組むことを期待する。	生ごみの堆肥化はごみ減量に有効であるため、区では堆肥化した生ごみを活用した野菜作り講習会を開催するなど、緑化への活用も含めた取組みを推進しております。 また、大量に排出される事業系の食品廃棄物や剪定作業による廃棄物(剪定枝等)についても、肥料化や堆肥原料化の促進に努めているところですが、引き続きさらなる生ごみの減量や堆肥化に取り組んでまいります。
3	図書館の一部で実施している古本の交換について、古いものなどなるべく積極的に受け取って対応してほしい。	一方通行型のリニアエコノミー(線形経済)から、持続可能な形で資源を有効利用するサーキュラーエコノミー(循環経済)への移行を進めるためには、身近な地域において区民が主体的に資源循環に取り組むことができる環境が重要となるため、関係所管と連携して古本なども含めた再利用(リユース)が進むよう、環境整備や意識醸成に努めてまいります。

4	区内スーパーでは肉・魚について原則としてノントレー販売としてほしい。	さらなるプラスチックごみの削減に向けて、ノントレー販売や量り売りに取り組むエコフレンドリーショップへの支援を継続し、取組みの拡充を促進してまいります。
5	ふれあい指導による不適正排出防止や資源分別の啓発の重要性を強調し、全ての清掃車でふれあい指導に取り組むなど、適正排出と分別徹底を促進してほしい。	近年増加する充電式電池の混入による火災や不適切な分別による清掃工場の停止を防止するためには、適正な排出を促す指導などの取組みがより重要となるため、ごみの分別徹底と不適正排出防止の拡充に努めるとともに、区民へのより効果的な啓発を推進してまいります。
6	マイボトルの活用を進めるために、区庁舎などに給水機の設置を増やすことが重要である。	プラスチックごみの削減のため、区ではマイボトルへ給水できる水道直結型浄水器を庁舎に設置しております。 マイボトルの活用は、環境に配慮した区の率先行動としても重要な取組みであるため、引き続き様々な機会を捉えて水道直結型浄水器の利用促進に努めてまいります。
7	住宅やマンションの解体工事の際に、庭にある樹木や草花が廃棄されないよう、一定期間、近隣住民などが自由に引き取れるような取組みができないか。	住宅やマンションの庭など、民有地における樹木や草花の処理について、区が一律にルールを設定するのは難しい面がありますが、樹木等の保存は廃棄物の削減だけでなくCO ₂ 排出の削減やみどりの保全など、様々な効果が見込まれることから、いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。

②ごみ・資源の分別(6件)		
8	資源の分別は、新聞・雑誌やペットボトルにとどめ、これ以上の分別はやめてほしい。 リチウムイオン電池などについては現在の拠点回収を継続してほしい。	引き続き新聞・雑誌やペットボトルなどの回収を行うとともに、社会経済情勢や国の方針なども踏まえ、環境に配慮した循環型社会の実現に向けて適切な資源分別となるよう取り組んでまいります。 また、リチウムイオン電池などについても、家電量販店等での「小型充電式電池リサイクルBOX」による回収を継続し、拡大生産者責任の原則に基づく適正排出の推進に取り組んでまいります。
9	ペットボトルについては有料でもよいので毎週資源回収してほしい。	ペットボトルについては集積所回収に加えて、総合支所やまちづくりセンターなど身近な公共施設でも回収を行っております。 さらに、拡大生産者責任の原則に基づき、小売店などの店舗でも自主的な回収を実施し、区ホームページにも店舗情報を掲載しております。 引き続き身近な地域での資源回収の促進に取り組んでまいります。
10	カセットボンベなどは中身を空にする際に引火等の危険性があるため公共施設で回収・処分してほしい。	カセットボンベについては、中身を使い切ってから他の不燃ごみとは別の袋に入れて「カセットボンベ」と表示してお出しいただくよう案内しており、搬入先にて別処理を行っています。 中身が多量に残っている場合は清掃・リサイクル部事業課もしくは管轄の清掃事務所にご相談ください。
11	スーパーやコンビニが遠いため、近い場所に資源回収ボックスがあればリサイクルとごみの減量につながると考える。	区では、総合支所やまちづくりセンター、区民センター、エコプラザ用賀・リサイクル千歳台などの公共施設に資源回収ボックスを設置し、地域における資源循環の促進に取り組んでいるところですが、引き続き小売店など事業者による自主的な資源回収を支援し、身近な地域での資源回収が促進されるよう取り組んでまいります。
12	他自治体の事例を参考に「燃えるごみ」は「燃やすしかないごみ」、「燃えないごみ」は「埋め立てるしかないごみ」など、最終的な処分がイメージできる呼び方とすることで、意識の変革につながるため、呼び方の変更や括弧書きなどについて検討してほしい。 また、数か月に一度となっている衣類の回収について回収頻度を増やしてほしい。	ごみの減量に向けては、区民の意識醸成と行動変容の促進が重要となりますので、ごみ処理の過程や最終的な処分方法について、より具体的にイメージできるよう周知や啓発方法について工夫してまいります。 また、衣類の回収については、地域での古着・古布回収の促進やエコプラザ用賀・リサイクル千歳台への古着・古布の回収ボックスの設置などに取り組んでおりますが、拡大生産者責任に基づく事業者による自主的な資源回収の促進にも努めております。

13	製造事業者によるメガネや薬の包装シート、食品保存袋などの回収・リサイクルの取組みを参考に、企業との連携によりごみとなっていた品目を資源にする取組みを増やしていく必要がある。	地域における資源循環を推進するためには、行政だけでなく、区民や事業者による主体的な取組みが重要となります。 特に、製造事業者や小売店などによる取組みは、拡大生産者責任の点からも一層の拡充が求められることから、計画の中でも、事業者による自主的な資源回収や、民間企業の先進的な技術を活用した新たな資源循環の検討など、具体的な施策として位置づけたところです。 今後も、様々な事業者による新たな取組みを参考にしながら、地域での資源循環が促進するよう努めてまいります。
③プラスチックの資源化(5件)		
14	プラスチックごみの減量や再資源化は重要だが、ガスや電気で沸かしたお湯や洗剤により環境負荷をかけて洗浄してまで分別回収するのは本末転倒であるため、汚れのあるものは可燃ごみ扱いでよいと考える。 プラスチックを分別回収する場合には、不燃ごみの収集を週2回にしてほしい。	プラスチックの資源化についても、再商品化の工程全体を通じた環境負荷を適切に評価し、費用対効果なども含め区民理解が得られる手法となるよう検討を進めてまいります。
15	食品、商品の包装や容器などをプラスチック資源として回収してほしい。	環境に配慮した持続可能な地域社会の実現に向けては、プラスチックの発生抑制と資源循環が重要であるため、計画策定に伴いプラスチックの分別収集と資源化について、より具体的な方向性をお示しすることとしたところです。 プラスチックの資源循環にあたっては、再商品化事業者の確保や経費負担など様々な課題があるため、より効率的・効果的な事業手法となるよう引き続き検討を進めてまいります。
16	家庭ごみは現在、製品プラスチックや容器包装プラスチックも可燃ごみとして収集され、清掃工場で焼却されているが、組成分析結果からも、可燃ごみの分別徹底と早期のプラスチックの分別収集が望まれている。 プラスチック分別収集・資源化の時期や手法、中継場所、住民説明などの計画を示し、早期にプラスチックの分別収集・資源化を開始してほしい。	
17	プラスチックの資源化について、より具体的に計画に示すべきである。	
18	プラスチックについても分別しやすいものからでもよいので、区として取り組む姿勢を打ち出してほしい。	

④収集体制・施設再編(8件)		
19	災害時の備えとして、まちづくりセンターを単位とした清掃組織とするのが望ましい。すぐには無理としても、5つの総合支所に対応した清掃事務所があってしかるべきと考える。 地域の情報をもつ清掃職員がまちづくりセンターと連携することで区民生活の安全安心が守られる。災害時の廃棄物処理の組織・人的体制や廃棄物集積場の具体的な場所・搬出先、分別・搬入などについても具体的に記載すべき。	
20	世田谷区の地域行政制度に合わせて、清掃事務所を5つの総合支所ごとに配置するべきである。 また、玉川清掃事務所は用賀粗大ごみ中継所・エコプラザ用賀と併設し、世田谷清掃事務所の北沢清掃事務所への分割、砧清掃事務所の鳥山清掃事務所への分割を進め、計画にも「区民が安心して」暮らせる収集体制について記載してほしい。	
21	清掃職員は地域福祉の担い手になっている。台風による水害発生時の対応も、清掃職員が日々災害対策を考え、地域を見ているからこそできることである。排出指導も啓発や地域コミュニティ形成になり、世田谷の環境を守っている。 このことから、清掃事務所は5つの総合支所に配置し、地域密着型・他部署連携型とするべきである。さらに、将来の職員不足を見据えて採用人数を増やし、そのための条件整備も早急に行う必要がある。 また、プラスチックの分別収集を早急に進め、啓発・指導する職員の確保を急ぐべきである。	災害時も想定した安定的な収集体制を維持するためには、地域の状況に精通した区職員の役割が重要となるため、清掃・リサイクル施設の再編にあたっては、今後、区職員が担う役割なども踏まえて、より適切な組織体制となるよう検討を進めてまいります。 また、災害時の対応についても、近年の災害における教訓・課題や地域防災計画等の改定なども踏まえて、具体的な取組みを災害廃棄物処理計画に記載し、区民周知にも努めてまいります。
22	収集体制や組織再編には、災害時のためにも現場の状況を把握している区職員を計画的に増やすとともに、5つの地域の各総合支所の中に清掃事務所の役割を置き、関連部署との情報共有により区民の安全安心につなげることが必要である。	

23	清掃関連施設の更新について、具体的に示す必要がある。	清掃関連施設の更新については、具体的にエコプラザ用賀を活用して清掃事務所等を再編する方向性をお示ししております。 安定的な収集運搬体制の確保や区職員が担う役割なども踏まえ、引き続き適切な組織体制について検討を進めてまいります。
24	エコプラザ用賀は、展示コーナーなどのスペースを区民団体の活動などにも柔軟に開放し、楽しくごみや環境について情報が手に入る場所として活用することができるのではないか。	現在、リサイクル千歳台を環境関係団体の活動場所として貸し出しをしております。 また、エコプラザ用賀を活用して清掃事務所等を再編する検討を進めておりますが、普及啓発施設であるエコプラザ用賀の機能などを、再編にあわせてより効果的な普及啓発や区民主体の環境行動の促進につなげることができるよう、さらなる改善に努めてまいります。
25	新型コロナウイルス感染症の経験から清掃事業は非常に重要な地域のためのエッセンシャルワークであると分かった。 区職員を増員し、女性雇用も積極的に行っていくことで、地域生活を多くの面から支える重要なインフラとして機能すると考える。	少子高齢化や労働力不足など社会経済情勢が大きく変化する中、清掃事業には感染症の流行や災害時なども想定した安定的な収集体制の維持が求められることから、区として引き続き計画的な人材確保や定着の支援、誰もが働きやすい環境整備などに努めてまいります。
26	気候危機の面からも焼却処理から資源化への転換は地球の未来にとって最重要課題であり、化学物質汚染は子どもたちの発達に重大な影響を与える。 また、高齢化社会にあってごみ収集はコミュニティの形成や福祉、防災、防犯の観点からも大切な事業である。 このため、正規職員の人員増強、給与・手当の増額、女性の登用、重要課題であることの周知について考慮する必要がある。	気候変動や環境汚染などは、区民生活に影響する区全体の重要な課題であり、また少子高齢化や地域コミュニティの希薄化、災害対策の必要性などを背景として、安定した清掃事業や収集体制の確保についても、より重要性が高まっている状況です。 様々な課題に適切に対応できるよう、区として環境などの関連所管と連携して組織横断的な対応に努めるとともに、引き続き計画的な人材確保や定着の支援、誰もが働きやすい環境の整備、効果的な普及啓発などを進めてまいります。

⑤ごみの有料化(2件)		
27	世田谷区は、すでに有料化している多摩地区の各市より1人あたりのごみ排出量が少なく、有料化してまで減量するインセンティブが低いいため、家庭ごみの有料化には反対である。	持続可能な循環型社会の実現に向けて、区民や事業者の行動変容を促す効果的な手法や、デジタル技術などを活用したインセンティブ設定について検討を進め、さらなるごみ減量と資源循環を推進してまいります。
28	経済的インセンティブによるごみ減量施策の検討とは、有料化の検討ということか。区民にわかりやすい表現を求める。 有料化については、ごみ減量に努力している人が報われる仕組みの構築が必要である。	区民による主体的なごみ減量や資源分別の行動変容を促進するためには、動機付けとして様々なインセンティブの設定が考えられますが、必ずしも有料化などの経済的な負担を伴う施策に限られるわけではなく、例えば、他自治体ではスマートフォンのアプリなどデジタル技術を活用したポイントや地域通貨の付与などをインセンティブとして設定しているケースもあります。 インセンティブの設定にあたっては、その効果だけでなく、公平性を含む区民の理解が重要となりますので、いただいたご意見なども踏まえて、引き続き多角的に検討してまいります。
⑥その他(計画全般)(8件)		
29	世田谷清掃工場の建替えによる規模拡大は時代に逆行しているため、東京二十三区清掃一部事務組合に見直しを求めるべきである。	清掃工場建替えに伴う規模などについては、東京二十三区清掃一部事務組合において検討しておりますので、ご意見について共有させていただきます。
30	目標値の設定については、根拠として現在のごみの品目の内訳や、どの部分をいくら減らせる可能性があるか、あるいは減らす必要があるのか、そのための具体策などを明らかにし、区民の協力を得る必要がある。	目標値の設定にあたっては、ごみの品目の内訳について組成分析調査を実施のうえ、計画に掲載するとともに施策にも反映しているところです。 各施策のごみ減量効果などについては、複合的な要素や重複する部分も多いため、細分化することが難しい面もありますが、ごみ減量には区民や事業者の主体的な協力が必要となることから、施策の実施にあたっては効果などがより分かりやすくなるよう努めてまいります。
31	基本方針や施策は理解できるが、その後の「取組みの方向性」について具体性が乏しい。	各施策における「取組みの方向性」について、いただいたご意見などを踏まえて、具体的な取組みや関係所管との連携、区の行動事例などを追記しました。

32	区民1人1日あたりのごみ排出量の目標値については、区が収集するごみ以外の持ち込みごみも含めた数値なのかが分かりにくく、2050年までにCO₂排出量をゼロにするという目標にも届かないのではないかと不安を覚える。 また、目標値の根拠を明確にするため組成調査結果を活用したごみ減量の具体的提案も併せて提示することが効果的である。	目標値については、計画の継続性の点からこれまでの計画と同じく、区が収集するごみ量（可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ）としており、持ち込みごみを加えるなどの変更はありません。 また、CO₂排出量の削減目標については、産業部門や家庭部門、業務部門、運輸部門など、廃棄物部門以外の占める割合が大きく、カーボンニュートラルなどの考え方も含むなど、算定的前提条件や対象範囲が異なるため、単純な比較は難しい面もあります。 なお、生ごみを含む食品ロスの削減や紙類・布類などの資源化可能物の分別徹底など、具体的な各施策の検討にあたっては、より効果的な取組みとなるよう組成分析調査の結果を活用しておりますが、いただいたご意見を踏まえてより効果的な事業となるよう努めてまいります。
33	普及啓発においては、ごみの減量だけでなく、気候崩壊、自然と生物多様性の喪失、汚染と廃棄物という3大危機や有害化学物質による汚染が、私たちの暮らしに直結していることを分かりやすく伝えることが重要である。	気候変動や生物多様性の喪失、環境汚染などは、区民生活に影響する区全体の課題であることから、環境基本計画など関連する区の方針や分野ごとの個別計画も踏まえながら、関係所管と連携した効果的な普及啓発に努めてまいります。
34	SDGs、カーボンニュートラルやプラスチックごみ問題があるが、これらがなぜ、国際社会で取り組まなければならないのか、という根本的問題の説明が不十分。 また、気候崩壊、自然と生物多様性の喪失、汚染と廃棄物という3大危機を回避するために、具体的な目標数値とロードマップを示す基本計画が必要。 特に、プラスチックに含まれる化学物質には複数の有害性があり、ホルモンの働きを攪乱・阻害し、神経系を損傷するため、汚染を防ぐための対策が重要である。	気候変動や生物多様性の喪失、環境汚染などは、区全体で取り組むべき重要な課題であることから、環境基本計画など関連する区の方針や分野ごとの個別計画も踏まえながら、関係所管と連携し組織横断的に対応してまいります。 また、プラスチックに含まれる化学物質による影響についても、廃棄やリサイクルの段階だけでなく、それ以前の製造や使用も含めたライフサイクル全体を見据えた対応が必要となるため、国や東京都の方針や関連計画における対策の方向性を注視してまいります。
35	サーキュラーエコノミーの実践には、有害化学物質を含まないプラスチックへの移行が必要であるため、使用禁止のため国や東京都、業界への働きかけが必要である。	
36	サーキュラーエコノミーの実現には、プラスチックの有害化学物質をどのように排除するのかなど難しい課題があるため、区民や事業者が取り組むためには、安全性の確保と情報の周知が必要である。	

2 ごみ量推計（参考）

●現状で推移した場合のごみ量(推計)

年度	人口推計 (人)	ごみ収集量(t)			
		可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	計
R7(2025)	916,404	147,807	5,408	8,009	161,223
R8(2026)	918,124	148,084	5,418	8,024	161,525
R9(2027)	919,744	148,752	5,442	8,060	162,254
R10(2028)	921,265	148,591	5,436	8,051	162,078
R11(2029)	922,720	148,825	5,445	8,064	162,334
R12(2030)	924,150	149,056	5,453	8,076	162,586
R13(2031)	925,577	149,695	5,477	8,111	163,283
R14(2032)	927,009	149,517	5,470	8,101	163,089
R15(2033)	928,458	149,751	5,479	8,114	163,344
R16(2034)	929,915	149,986	5,488	8,127	163,600



